

ISSN 1883-275X

japanese journal of  
**HUMAN WELFARE  
STUDIES**

人間福祉学研究

## 表紙について

---

葉脈のクローズアップを上空から見下ろす大地に見立てた。  
ミクロ的視点とマクロ的視点の双方から『福祉』という学問をダイナミックに把握し、  
探究していく姿勢を象徴している。

# 目次

## 人間福祉学研究

Japanese Journal of Human Welfare Studies

2025.12 Vol.18 No.1

◆巻頭言			
社会的包摂とスポーツの新たな地平	大和 三重	3	
◆特集			
社会的包摂とスポーツ	赤松 喜久	5	
【特集論文】			
ソーシャルフットボールと社会的包摂 ——精神障害者フットサル活動の発展——	橋本 直子	7	
「押し」のスポーツチームと地域愛着 スポーツファンとアニメファンとの比較から考える	林 直也, 兵田 翔平	23	
部活動地域移行・展開に伴うスポーツ参加者の ソーシャルインクルージョン	磯 繁雄, 長谷伸之助	43	
包摂的社会に近づくためにスポーツに何ができるのか	鈴木 直文	55	
高齢者福祉におけるスポーツの役割と可能性 ——加齢とともに多様化するスポーツライフに着目して——	谷 めぐみ	73	
◆書評			
『障害と所得保障 ——基準の管理から分配の議論へ——』	瀬野 陸見 Re: 風間 朋子	91	
◆新刊紹介		99	
◆編集内規・投稿規程・執筆要領・投稿原稿募集のお知らせ		105	
◆編集後記		114	

# Contents

# Japanese Journal of Human Welfare Studies

2025.12 Vol.18 No.1

◆ Foreword		
New horizons in social inclusion and sport .....	Mie Ohwa	3
◆ Special issue		
Social inclusion in Sport .....	Yoshihisa Akamatsu	5
【Feature articles】		
Developing inclusive futsal in Japan: Social football and mental health .....	Naoko Hashimoto	7
Oshi, place attachment, and belonging in sports and anime fans .....	Naoya Hayashi, Shohei Hyoda	23
Social inclusion in school-based club activities during a time of transition .....	Shigeo Iso, Shinnosuke Hase	43
What can sport do to help create the inclusive society? .....	Naofumi Suzuki	55
The role and potential of sports in welfare for older adults: Focusing on the diversification of sports life with age .....	Megumi Tani	73
◆ Book review		
Disability and Income Security : From the Regulation of Eligibility Standards to Debates on Redistribution .....	Mutsumi Seno Re : Tomoko Kazama	91
◆ New book introductions .....		99
◆ Submission guidelines .....		105
◆ Editor's comment .....		114

## 巻頭言

# 社会的包摂とスポーツの新たな地平

関西学院大学名誉教授 大和 三重

現代社会において「社会的包摂(social inclusion)」という概念がかつてないほど注目されている。その背景には、経済格差の拡大、人口構造の変化、地域共同体の希薄化、社会的孤立の深刻化、排除、差別、居場所の喪失といった問題が多様な層に広がり、従来の制度や価値観では十分に対応しきれなくなっている状況がある。社会的包摂とは、単に不利な立場にある人々を支援する政策を指すのではなく、誰もが社会の一員として役割や尊厳を持ち、共に生きる環境づくりを目指す理念である。それは同時に、持続可能で開かれた社会を実現するための基盤でもある。

国際的にも社会的包摂は重要テーマとして位置づけられてきた。国連はSDGsの中で「誰一人取り残さない(Leave no one behind)」を掲げ、貧困や教育、ジェンダー、障害、移民、都市問題などを社会構造の課題として一体的に捉える視点を強調している。欧州連合(EU)では1990年代から社会的排除(social exclusion)の対策として政策枠組みが整備され、貧困削減だけではなく、教育、文化、スポーツ、ボランティアなどを用いた社会統合が推進されてきた。特にスポーツ分野では、具体的なプログラムとしてスポーツを通じた交流事業や若者の社会的包摂を目的としたプロジェクトが実施されている。これらの潮流において共通しているのは、包摂とは社会的弱者に「手を差し伸べる」行為ではなく、社会の構造そのもの

を見直し、誰もが参加できる仕組みを再編する試みであるという理解である。

この国際的な流れの中で、日本社会における排除・孤立の問題も鮮明になっている。若年層では、進学・就職・結婚などを個人の意思に反して経験できない人々が増え、「自己責任論」による二次的排除が強まっている。高齢者については、地域とのつながりの喪失、介護負担の偏り、独居・要介護・貧困の重複など、複数の困難が重層的に存在する。さらに、移民や難民、外国にルーツを持つ子どもたちは言語や制度の壁、偏見にさらされ、教育・進学・就労などの場で不利な状況に置かれやすい。加えて、ジェンダーや性的マイノリティ、障害者、生活困窮者など、可視化されない排除構造は無数にあると言わざるを得ない。

これらの課題に対し、「つながり」「参加」「役割」を取り戻す手段として、スポーツには特有の可能性がある。スポーツは言語・文化・背景を超えて人々を結びつけ、共感や連帯を生み出す力を持っている。競技だけではなく、観戦や応援、運営、サポートなど多様な関わり方が存在し、「勝つ・上手くできる」ことよりも「関わり続けること」を価値とする場をつくり得る。また、身体性を通じて他者と関わるができるため、コミュニケーションが苦手な人や言語の壁を抱える人にも開かれた可能性がある。さらに、スポーツを通じて得られる自己効力感、承認、役割獲得は、社会

的包摂の基盤となる心理社会的資源でもある。しかし同時に、スポーツは包摂を妨げる側面も持ち合わせている。競争・序列・能力評価が強調されるスポーツでは、むしろ排除が生まれやすい。例えば、スポーツ団体における不祥事や暴力、指導者による権威主義的文化などである。また、地域や経済格差によってスポーツ参加の機会自体が制限される現実も存在する。したがって、スポーツを社会的包摂の機会として活用する上では、「スポーツそのものが持つ排除性」への批判的理解と構造改革が不可欠である。スポーツを“包摂の場”にするためには、競技を目的化せず、人と人との関係をつなぐ視点が求められている。

本特集「社会的包摂とスポーツ」は、こうした問題意識に基づき、スポーツが包摂に寄与する可能性と限界を多面的に検討するものである。掲載された5本の論文は、それぞれ異なる対象や文脈から社会的包摂の課題に対するスポーツの関わり方を探求している。

第1論文「ソーシャルフットボールと社会的包摂」は、精神障害のある参加者がプレーを通じてチームメイトや社会とつながり、役割や自己肯定感を取り戻す過程を描いている。ソーシャルフットボールが競技の枠を超えてリハビリや社会参加の契機として機能を持つことが明らかにされ、社会的スティグマの軽減につながる過程は、まさにスポーツが包摂する力を示している。第2論文「『推し』のスポーツチームと地域愛着」は、近年注目を集める「推し文化」とスポーツとの関係性に焦点を当て、地域愛着との接点を実証的に検証している。地域やチームを「推す」ことが、必ずしも物理的な参加に限定されず、サポートする側の感情的エンゲージメントが地域文化の形成に寄与し、多様な包摂の形態を生み出す可能性を示唆している。第3論文「部活動地域移行・展開に伴うスポーツ参加者のソーシャルインクルージョン」は、学校から地域への部活動移行が進む中

で、子どもや若者のスポーツ参加がどのように再編され得るかを実証的に問うものである。地域移行は単なる制度改革ではなく、スポーツを通じた地域コミュニティの再編という社会的課題であり、本研究は地域社会の持続的な包摂のあり方を考えるための基盤を提供している。第4論文「包摂的社会に近づくためにスポーツに何ができるのか」は、A. センのケイパビリティ・アプローチに基づき、スポーツを通じた包摂の理論的基盤を再構築する試みがなされている。スポーツ実践の制度的課題と可能性を俯瞰し、スポーツを社会的包摂の「権利」として位置づけ、競技の参加や観戦といった行為が個人のケイパビリティをいかに拡張し得るかを論じている。そして、第5論文「高齢者福祉におけるスポーツの役割と可能性」は、加齢とともに多様化するスポーツ活動の目的や楽しみに焦点を当て、中高年者の実施状況やニーズを最新データから分析している。スポーツは身体活動によって健康効果を生むだけでなく、交流・参加・役割の機会をつくり、高齢者のQOLを支える鍵であることを示す。超高齢社会におけるスポーツの社会的役割を考える上で重要な示唆を与えている。

これらの論文は、スポーツを「機能」ではなく「関係性」として再概念化する共通の視点を共有している。スポーツは、競技の枠を超えて、人々の孤立を防ぎ、社会との接点を回復し、関係性をつなぐ場として活用し得る。しかし同時に、スポーツそのものが排除を生み出す可能性も抱えていることを忘れてはならない。包摂と排除の両方の可能性を視野に入れながら、スポーツを社会政策・教育実践・地域づくりの中で再定義することが求められている。

本特集が、社会的包摂とスポーツをめぐる理論と実践をさらに深め、誰もが尊重され、参加できる社会の実現に向けた議論の一助となることを期待したい。

## 特 集

## 社会的包摂とスポーツ

大阪教育大学名誉教授 赤松 喜久

スポーツ基本法の前文には、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」(一部抜粋)とある。スポーツ基本法の前文で示される趣旨、理念は、次の2点において、本特集論文の基本的立場に深く関係してくると考えられる。まず、「スポーツを通じて」の部分は、スポーツ以外の文化芸術活動やその他の幸福追求の活動に代替可能であり、スポーツ以外の活動を否定するものではないこと。次に、「全ての国民がその自発性の下に」の部分については、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むこと」「(その権利を享受する機会を選択するか否かは)全ての国民がその自発性の下に、活動に参画すること」という組み立てとなっている点である。つまり、スポーツにどのような形で参加するか(あるいは参加しないかを含め)、幸福で豊かな生活を営むことは、当人の自発意思に基づいて決定・行動されるものであり、外圧によって強制されるものではないということである。

本号では「社会的包摂とスポーツ」をテーマとして、有意義な5編の論文を寄稿いただいた。各論文の内容や特徴の概要について以下の通り整理

を試みた。

鈴木先生には、「社会的包摂とスポーツ」について、まず、基本的に重要となってくる「ものの見方・考え方」を体系的に整理していただいた。透徹した学術的検討を踏まえ、その要点をスポーツの実社会にどのように落とし込んでいけるか、さらに、その先に何が見えてくるか等について洞察いただいた。加えて、本稿(において)は「十分な例証や先行研究への言及を仕切れなかった」とされる「公共的討議」について、「スポーツはそのプラットフォームになる可能性を秘めている。」と論及され、「社会的包摂とスポーツ」を検討する意義について重要な示唆を与えていただいた。

磯先生・長谷先生には、我が国において政策的に推し進められている部活動の地域移行に焦点を当て、事例的に複数の自治体における取組の分析を通して、その実情と課題を整理していただいた。今回の研究目的が、各自治体におけるスポーツ推進・振興担当所管課の意思決定過程と地域・地域住民の意思決定、行動との関係を明らかにするというものではなかったことから、その面の言及は慎重な扱いとなっているものの、今後重要となる研究課題を浮き彫りにしていただいた。

林先生・兵田先生には、スポーツファン、アニメファンともに「推し」と地域への愛着の関連を緻密な統計分析をもとに明らかにしていただい

た。また、「社会的包摂とスポーツ」について、人々のスポーツ参加を「みる」「ささえる」と拡張的にとらえていく必要があること、さらに、「推しのスポーツチームをもつことで、自他をよりよく理解し、受け入れ、地域も愛することができる可能性があり、共生社会をめざしていく重要な手がかりになる」と言及され、今後により有用となる展望を提示していただいた。

橋本先生には、精神障害者フットサル活動の発展とその意義について深い洞察に基づいて論及いただいた。精神に障害を伴う人を社会的弱者、あるいは、マイノリティーという捉え方に留めおかず、(全ての人の)個人の生活の質(QOL)や本人の主体性を重視する視点から、(社会的)支援の重要性について論じていただいた。特に、精神障害者フットサル活動の意義の一側面として示された「リカバリー」については、障害の有無にかかわらず、全ての人に共通に期待されるものとも解されることから、ソーシャルフットボールが精神障害者にも社会一般にとっても意義あるもので

ある可能性を示唆していただいた。

谷先生には、先行研究をもとに、高齢者のスポーツ参加による恩恵や便益として、健康・身体的効果や心理・精神的効果、社会集団的效果等を期待できることを整理いただいた。これらの恩恵や便益は、スポーツの外在的価値と考えられるのに対し、マスターズ大会等に参加している高齢者は、競争が楽しさというスポーツの内在的価値を志向している可能性を示された。今後、社会福祉の観点からスポーツがどのような恩恵・便益をもたらすのかについて、さらなる研究の蓄積・深まりに結びつく有用な示唆を与えていただいた。

いずれの論文も、それぞれの分野における第一線でご活躍の研究者から寄せられたもので、「社会的包摂とスポーツ」をテーマとする研究、さらには、人間福祉学においてスポーツをテーマとすることの意義について多くの有用な知見と、今後の研究の方向性や残された課題等について明示していただいた。改めて、厚くお礼申し上げます。

## 特集論文：社会的包摂とスポーツ

## ソーシャルフットボールと社会的包摂

—精神障害者フットサル活動の発展—

橋本 直子

関西学院大学人間福祉学部准教授

## ● 要約 ●

精神障害者フットサル活動（ソーシャルフットボール）は過去20年で競技性を重視したスポーツとして発展し、参加者のリハビリの促進、社会的スティグマの軽減、そして、社会参加の新たな機会の創出に貢献してきた。その活動の広がり背景には、フットボール（サッカー）競技の特性やサッカー障がい団体との統合、（公財）日本サッカー協会のインクルーシブな取り組みなどが考えられる。「ソーシャルフットボール」のインクルーシブな理念のもとに展開されているこれらのフットサル活動は、治療やリハビリテーションの枠組みにとどまるものではない。地域社会に根ざした活動として、他の団体と連携・協働し、多様な人々がアクセスできるスポーツとしてさらに推進されることが期待される。

● Key words : 精神障害, ソーシャルフットボール, スポーツ, リハビリ, アンチスティグマ, インクルージョン

人間福祉学研究, 18 (1) : 7-21, 2025

## 1. はじめに

近年、スポーツを取り巻く社会的環境は大きく変化し、それに伴い、時代の要請に応じたスポーツ政策が推進されている。このような背景のもと、2011年には従来の「スポーツ振興法」に代わり「スポーツ基本法」が施行された。同法の前文においては、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」とスポーツ権が明記され、スポーツを全ての人が享受できる社会の実現が目指されることになった。さらに、同法の基本理念の

1つには「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と掲げられ（文部科学省, website）、障害者スポーツの振興が政策的に位置付けられた。

これまでの障害者スポーツは、主に身体障害者、知的障害者のスポーツとして発展してきた歴史がある。一方で、精神障害者のスポーツ活動は制度的支援の整備や社会的な支援が十分といえず他の2障害に比して遅れている。2000年以降、バレーボール（2008年全国障害者スポーツ大会で正式種目に採用）、フットサルとバスケットボールの全国大会が開催されるようになるなど、精神障害者スポーツの普及に向けた取り組みが徐々に進展しているが、一般社会における認知度は低く、精神障害者のスポーツ活動の価値は十分に理

解されていない。

そうした状況において2006年以降、本格的に活動が始められたのが精神障害者のフットサル活動である。現在、「ソーシャルフットボール」と呼ばれ、全国的に広がりを見せ、40都道府県で160チーム、2,000人以上の精神障害当事者がフットサルを楽しんでいる（特定非営利活動法人日本ソーシャルフットボール協会、website）。本稿では、精神障害者フットサル活動の発展とその意義を示し、フットボール（サッカー）を通じた精神障害者の社会的包摂について考察する。

## 2. 精神障害者と障害者スポーツ

本邦の障害者スポーツは、1964年の東京オリンピックの1カ月後に開催された東京パラリンピックをその原点としている。その翌年、1965年には日本身体障害者スポーツ協会が設立され、全国身体障害者スポーツ大会が開催されるなど、その後の障害者スポーツの発展において重要な基盤が形成された（田中、2013）。さらに、1992年からは知的障害者スポーツ大会も開催されるようになり、2001年には全国身体障害者スポーツ大会と知的障害者スポーツ大会が統合され、全国障害者スポーツ大会（以下、全スポ）として開催されるようになった。

身体障害者や知的障害者の競技スポーツ大会が展開していく一方、精神障害者の全国規模のスポーツ大会は行われていなかった。このような状況を受け、1998年に日本精神保健福祉連盟内に障害者スポーツ推進委員会が設置され、精神障害者スポーツ大会開催と組織基盤育成が進められた（高畑2011）。全国の精神障害者スポーツ大会の実施状況調査やセミナーが開催され、2001年に全スポ関連行事として初めて仙台で全国精神障害者バレーボール大会が開催されるに至った。そして、翌年の第2回全スポ高知大会からは精神障害者バレーボール（ソフトバレーボール）がオープン競技となり、2008年の大分大会から正式種目

となった。また、2019年大会からは個人種目卓球に精神障害が位置付けられ、コロナ禍後に開催された2022年大会では、初めて精神障害者が参加した。

精神障害者は1993年の障害者基本法改定においてようやく障害者に位置付けられことからも、様々な福祉施策が他の2障害と比べると遅れている状況であった。スポーツ領域においても同様で、こうした状況について、大西・阿部ら（2020）は、国レベルでの精神障害者スポーツに関する明確な施策や目標がなかったこと、各地域・施設で実施されていたものの、県レベル・国レベルでの組織や人材養成が不十分だったこと、参加する人が治療中（患者）で医療とのつながりが強く、福祉的側面が強い他障害者スポーツとは振興基盤が異なることがその背景にあることを指摘している。

また、一般的に、精神医療や福祉関係者は、精神障害者は症状が固定せず、環境の変化にも影響を受けやすい特性から心理的負荷の高い競技性スポーツへのコミットや、抗精神薬を服用しての激しいパフォーマンスは難しいと考える傾向にあった。このような状況において、いわゆる競技性の高い障害者スポーツが注目されることはなく、長年、精神障害者のスポーツは、慢性期の入院患者の院内レクリエーションや精神科デイケア、障害福祉サービス事業所の活動やプログラムの1つとして、健康維持や体力作り、楽しみやリフレッシュ、仲間づくりや交流を目的として行われてきた。

そうした精神障害者とスポーツとの認識を変化させる契機となったのが2001年から始まった精神障害者バレーボールの全国大会であった。選手たちが見せる健常者と何ら変わらない競技パフォーマンスは観客や関係者に強い印象を与え、精神障害者とスポーツのあり方、スポーツのもつ社会的な力に改めて気づかされた者も少なかった。

同時に、2000年代はリカバリー概念が精神保健福祉の支援現場にも浸透し始め支援のあり方に

変化が見られた時期でもあった。従来の症状管理中心の支援から、個人の生活の質（QOL）や本人の主体性を重視する支援へと転換が進む中、スポーツ活動も精神障害者のリハビリテーションや支援のアプローチの一環として捉えられるようになった。

その時期に、競技性スポーツとして活動が広がっていったのがサッカー（フットサル）であった。

### 3. 競技性スポーツとしての精神障害者フットサル活動の発展

#### 3.1. 地域を軸としたフットサル活動の始まりと広がり

精神障害者によるフットサル活動が本格的に始動したのは大阪（高槻市）である。精神科病院のチームの医師が自身のサッカー経験を背景に、サッカーをしたいというデイケアメンバーを募って始められた。当初は11人制であるサッカーの導入が考えられたが、必要人数やグラウンドの確保に関する問題、接触プレーでの怪我のリスクや女性が参加しづらいという懸念から、当時流行りつつあった5人制のフットサルが導入された<sup>1)</sup>（岡村，2015）。その後、2006年には、既に精神障害者バレーボール全国大会への出場経験を有していたバレーボールチームとあわせ、選手とともにサポーターを募り、地域型スポーツクラブが設立された。月1回、医療機関や障害福祉サービス事業所の垣根を越え集まったメンバーとスタッフ（医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、作業療法士等）が市民体育館で3時間ほど一緒にボールを追いかけて汗を流すことから、地域での活動基盤がつけられていった。

岡村らは競技性スポーツとしてのフットサルを全国に広げるためにも、プロサッカーチームであるガンバ大阪に協力を求めた。Jリーグは「地域密着」を、医療は「地域医療」を目指し、「地域」をキーワードに対象とする市民である精神障害者

にフットサルやサッカーをしたいという希望があるのであれば、医療機関とプロチームが「地域」をキーワードに協力することで、普及を促進できるのではないかと考えたのである（岡村，2015）。そして2007年にはガンバ大阪の協力のもと本邦初の精神障害者フットサル大会「大阪スカンピオカップ」が開催された。スカンピオとはイタリア語で「交流」を意味する。

翌2008年にはガンバ大阪主催の精神障害者のサッカースクール「Gスカンピオアカデミア」が開始され、そして、「第1回ガンバ大阪スカンピオカップ」が開催、全国から9チームが参加し熱戦が繰り広げられた。その後同様の大会が札幌、埼玉、山梨、横浜、千葉、愛知、愛媛、福岡などでも開催されるようになった（岡村，2015；2019）。こうした大会はマスメディアにも取り上げられ、精神障害者フットサルが注目される契機となった。

各地での大会が開催され、それぞれの運営理念や特色をもちながら精神障害者のフットサルチーム数は増加していった。チームは精神科病院やクリニックのデイケア、障害福祉サービス事業所単位のものが多いが、地域スポーツクラブ型として設立されるものもあった。フットサル活動を始めた大阪のチームが、地域の中で当事者や関係者スタッフの誰もが所属の機関を超えて自由に参加できる場を創り出したこと、そして、Jリーグとの連携を早期に実現した点は他地域の活動に対しても波及的な影響を与え、フットサル活動の全国的な広がりを促すことになった。

#### 3.2. 全国大会と国際大会への発展

各地のフットサル活動が活発になっていく中、2013年の全スポ東京大会で、フットサルがオープン競技として初めて採用された。全国大会が初めて関東で開催されたその流れで全国的組織として同年に「特定非営利活動法人日本ソーシャルフットボール協会」（Japan Social Football Association: 以下JSFA）が設立され、啓蒙、普

及、大会運営（国際大会を含む）などの活動が始められた（木村，2015）。JSFAは精神障害者スポーツ初の国統括競技団体であり、協会設立によって、国内の推進だけでなく他国との連絡調整も実現できうるシステムが整備された（田中ら，2020）。全国大会はその後、名古屋（JSFA主催）、2017年愛媛大会（全スポオープン競技）、2019年大阪（JSFA主催）、2022年徳島（JSFA主催）、2024年佐賀大会（全スポオープン競技）として開催され、2025年11月には神奈川（JSFA主催）で第6回大会が開催される予定となっている。

一方で、国際化への道筋は2011年に前述の大阪のチーム「GODDESS TAKATUKI」が初めて精神障害者のスポーツチームとして海外（イタリア）に遠征し交流親善試合を行ったことから始まった。これにより「精神障害者も海外遠征が可能」という実績が残せたことから、精神障害者スポーツの国際化が推し進められた（田中ら，2020）。

全スポ東京大会の開催に併せ、「第1回精神障がい者スポーツ国際シンポジウム／国際会議」が精神障害者スポーツに関する国際間での情報交換、国際大会の開催、ネットワークの確立を目的として、開催された。国際会議では、「精神障がい者スポーツ東京宣言2013」が採択され、イタリア、イングランド、ドイツ、アルゼンチン、ペルー、韓国の7カ国の精神科医・スポーツ関係者が参加し、各国で最も盛んなサッカー・フットサルをモデル競技として国際大会開催を目指すことが合意され（田中ら，2020）、2016年に大阪（堺市）で「第1回ソーシャルフットボール世界大会」が開催されるに至った。出場国は日本、イタリア、ペルーの3カ国と地元大阪選抜チームであったが、「この大会が精神障害のある人のスポーツを医学モデルだけでなく、社会モデルへと切り開く意味においても、また精神障害者の競技スポーツとしての発展において、精神障害者のスポーツの歴史におけるパラダイム変換を起こしうる出来事」と田中ら（2020）が述べるように、世界初と

いえる精神障害者スポーツの国際大会が日本で実現したことは、非常に意義深い出来事であった。そして、この大会中に第2回国際会議が開催され、国際メンタルヘルスフットボール委員会（International Football Committee of Mental Health）も発足した。

2018年には第2回国際大会がDream World Cupと称してイタリアで開催され、参加国はアルゼンチン、チリ、スペイン、フランス、ハンガリー、ウクライナが加わり9カ国となった。その後、2020年度開催予定であったペルー大会はCOVID-19のため中止となっている。また、2025年1月には大阪（堺市）で第1回アジア・フットボール&メンタルヘルスイシューズ・シンポジウムと「第1回精神障がい者フットボールアジア大会 DREAM ASIA CUP」が開催され（JSFA主催）、大会では日本、韓国、台湾が熱戦を繰り広げた（JSFA, website）。

全国大会が開催されるようになったことで、各地域ブロックで予選大会が開かれるようになった。さらに国際大会の開催へと発展したことは、選手やチームに大きく確かな目標を与え希望をもたらした。そこには、競技性スポーツとしての勝利を目指す「当たり前」の魅力が存在している。実際に埼玉県でのフットサル大会の参加選手を対象とした久米（2012）の調査や、ソフトバレーボール競技の参加者を対象とした大井ら（2014）、館山・石田（2022）の研究からも、選手たちが「勝敗」や「勝利へのこだわり」といった競技志向性をもっていることが明らかになっている。そして、その競技志向性が向上心の高まりにつながることが報告されている。

## 4. 精神障害者フットサル活動の発展の背景

### 4.1. 精神障害者と競技性スポーツ

#### 4.1.1 競技性スポーツとリカバリー

「生活のしづらさ」を抱え、社会活動や参加に支障がある精神障害者にとって「競技性スポーツ」

としての精神障害者フットサル活動は、どのような意義をもち、その活動が推し進められてきたのか。多くのスタッフや関係者が言及するのは「リカバリー」と「アンチスティグマ」の2側面である。

精神保健福祉領域のリカバリー概念は、一般的に考えられる回復、つまり病気の症状や機能の改善・完治を意味するものではない。リカバリーとは「疾患によりもたらされた制限付きではあるが、満足感のある、希望に満ちた、人の役に立つ人生を生きる道である。回復は精神疾患の破局的影響を乗り越えて、人生の新しい意味と目的を作り出すことでもある」(Anthony, 1993) というように、その人自身が精神障害があっても、生活や人生においてその人の新たな意味や価値を見出す個人的なプロセスやゴールを意味している。

パーソナル・リカバリー<sup>2)</sup>のフレームワークを定めること目的としたLeamy, et al. (2011)の97の欧米文献の系統的レビューでは、リカバリープロセスの要素は「(他者との)つながり」, 「将来への希望」, 「アイデンティティー」, 「人生の意義」, 「エンパワメント」であることが示されている。リカバリーの評価については、リカバリーが当事者の主観的認識と多様な側面から構成されていることから国内において実証的研究は進んでいくとはいえない。フットサル活動においても選手のリカバリーに関連する実証的研究は確認できないが、実際にフットサルの選手に関わってきた選手やスタッフの報告やナラティブで確認できることは、パーソナルリカバリーに関連する個人の変容である(倉本・高谷, 2010; 井上 2015; 岡村 2015; 佐野 2023; 日比野ら, 2024)。個々人のリカバリーはその人の生活の様々な場面や出来事、経験や他者との関係において影響を受けるものであり、厳密にフットサルだけが選手のリカバリーに貢献しているわけではないが、競技性スポーツへのコミットからは以下のようなリカバリープロセスが見えてくる<sup>3)</sup>。

チームプレーであるフットサルは、当然ながら、コートの上ではパスをつなぐためにもコミュ

ニケーションが求められる。そして、チームメンバーと「勝利」という目標に向かって、練習や試合を通して切磋琢磨しあい、仲間関係が育まれる。また、活動をサポートするスタッフのかかわりや家族の応援など他者との接点も増え人とのつながりが広がっていく。

競技に参加することで、大会で好成績をおさめたい、自身が選手として活躍したいといった夢や希望が生まれ将来像に新たな視点をもつようになり、日々の生活にも変化が起こる。練習や試合への参加継続、そこでパフォーマンスを上げるためには、何よりも体調管理ができなければならずセルフコントロールが求められるが、多くの選手は薬物療法を受け症状や体調のコントロールをしている。そこには、自身の責任として、自身の病気について理解を深め、服薬コントロールや日々の生活リズムを整えることが求められる。また、チームの一員として自分の感情や行動をコントロールすること、宿泊を伴う遠征や長距離の移動では社会的協働が必要とされる。主治医やスタッフ、そして仲間に相談しながら、こうした様々な課題に向き合うことで、自ら工夫し、自分のもっている力を発揮しようとする主体的な姿勢と自己効力感が生まれる。

練習を重ね、そして試合に臨み、勝ち負けを当たり前に仲間と共有する経験は、セルフスティグマをもつ自己、つまり「精神障害のある価値の低い」自己というアイデンティティーから「1人のスポーツ選手」という肯定的なアイデンティティーがもたらされる。スポーツにおいては技術の上達や勝敗で評価が行われる場面が多く、自他の評価が行われると、新たな目標を掲げやすく、その目標を徐々に達成していく経験から自己への評価も向上していくと考えられる(山田ら, 2009)。

そして、こうした変化は単に、スポーツに関与することだけにとどまらない。就労や就学へといった新たなチャレンジや行動範囲の広がり(岡村, 2020)、さらには仲間や支援者の支えの中の今ある自分に気づき、精神障害を経験した自分

が、他者（仲間や社会）のために貢献できることは何かを考え、新たな活動を始める者も出てくる。精神疾患や精神障害の啓発活動への参加や、障害のある子どもたちがサッカーをする場を創るといった活動（中村，2022）はその現れである。

岡村（2020）は、スポーツがリカバリーの条件を満たすためにどの程度役割を果たしているかはまだ明らかではないが、スポーツの導入とサポートを適切に実施すれば、リカバリーを自発的に押し進める統合失調症者の内発的動機づけ（目的意識、意欲、好奇心）を高める可能性があるとしている。競技性スポーツへのコミットは、精神障害のある個々のリカバリーの促進において重要な要素をもっていると考えられる。

#### 4.1.2 競技性スポーツとアンチスティグマ

精神障害当事者は、社会的立場の弱い集団の中でも、スティグマの対象となりやすい傾向にある。山口（2023）は、その背景として少なくとも5つの理由としThorinicroft（2022）らが指摘した「目に見える特徴のないこと」「教育やメディア報道などに影響されやすいこと」「社会規範や文化に影響されやすいこと」「人生における重要なイベント（例）結婚や交友関係、仕事に影響しやすいこと」、「自己責任とされやすいこと」を挙げている。

スティグマは社会構造、市民、当事者、家族や支援者の中に存在し、互いに複雑に絡み合っており（山口，2023）、アンチスティグマ活動は様々な形で行われてきている。本邦では、主に精神疾患や精神障害者への理解促進を主眼とし地域住民を対象として、これまでも正しい知識提供を中心とした啓発活動が行われてきた。アンチスティグマの文脈において当事者の体験を聞くことや一緒に交流をすることは「社会的接触」といわれ市民の肯定的な態度変容や社会的距離の改善を促す最も効果的な方法として認知されており（山口，2023）、2000年代以降は自らの体験を市民の前やメディアで語る事ができる当事者も現れ、そう

した当事者の体験を聞く機会も提供されるようになってきた。また、メディアにおいても、いわゆる「こころの病」についての情報発信も増え、誤った描写や偏った報道のあり方も変化してきた。しかし、精神障害者に対する「何をするかわからない危ない人」「能力がない」「人格的に弱い」といったステレオタイプに基づく偏見や差別は未だに社会に根強くある。

また、北海道精神障害者スポーツサポーターズクラブ<sup>4)</sup>を立ち上げ活動している井上（2015）は、活動を通じての実感として「精神科医療従事者は指示的、支配的、過保護になりやすく、当事者の主体的な行動に対して抑制的に、他科の医療従事者は拒否的、排他的、逃避的傾向があり、積極的に関わることはかなり少ない」と、精神障害者に対する偏見は、医療従事者にこそ強いのではと報告している。

競技性スポーツは、しかし、わかりやすく見える形でそうした偏見や差別につながるステレオタイプや医療従事者のパターンリズムを打ち崩せる側面がある。一人一人の真剣にフットサルに打ち込む姿勢、健常者と変わらぬパフォーマンス、そして勝敗に一喜一憂しプレーを楽しむ姿は、精神疾患や障害の有無にかかわらず、個人を「一人の人」として認識させる契機となる。とりわけ、「共にコートでボールを蹴る」という身体的協働が伴う場合はなおさらその効果は顕著で、見えづらいという特性がゆえに向けられる負のイメージとは異なる実像を、多くの人々に知ってもらうことができる。また、井上（2015）は「多くの非医療従事者からは『よくわからない』（精神障がい者の）イメージすらない』という感想がよく聞かれることもあり、精神障がい者への偏見や負のイメージを払拭するというよりは関心を得ることが第一で、その上で正しい理解を広めるというスタンスが適切かもしれない」とも述べている。

入院から地域生活へと施策が進められている現状においても、地域社会の中で精神障害者は生活のしづらさを抱え、社会の誤解や偏見の中で孤立

している。競技性スポーツは、精神疾患や精神障害のある人々にとって生きる上での目標や希望になり、そして社会参加そのものにつながる活動といえ、さらには精神疾患や精神障害に対する社会の眼差しを変える可能性を有するのである。

## 4.2. フットボール（サッカー）というスポーツの特性と障害者スポーツとしての統合

### 4.2.1 フットボール（サッカー）の特性

一方で、精神障害者フットサル活動が広がりを見せ「競技性スポーツ」として発展してきた背景には、フットボール（サッカー）という競技そのものの特性も寄与している。

まず、Jリーグ発足から30年以上が経過した現在、本邦におけるサッカーは安定的に高い人気を誇るスポーツで、比較的経験者が多い競技という点が挙げられる。笹川スポーツ財団の調査（笹川スポーツ財団、website）によれば、サッカー実施推計人口は2012年のピーク時に582万人（全体の5.8%）を記録した後、減少傾向を示しているものの、2024年時点で369万人（3.6%）と依然として高水準を維持している。これは、同時期他競技と比較しても顕著であり、野球268万人（2.6%：2022年）、バスケット236万（2.3%：2024年）、バレーボール217万人（2.1%：2022年）と比して、サッカー経験者の数は相対的に多い。また年齢層も20代～50代までと幅広く、学童期や青少年期における経験者も多いことから、競技人口の裾野が広い。さらには競技者のみならず観戦を通じてサッカーに関心をよせる層も厚く、こうした社会的認知度の高さは、競技参加への心理的・社会的な障壁を低減する要因となる。

加えて、フットボール（サッカー）は、ボール1つで気軽に開始できる。特別な競技用具を必要としないため、初期費用や継続的な経済的負担が比較的少ない。こうした簡便性は、スポーツへのアクセスを広げる。ルールにおいても「ゲームはゴールに向かってボールを蹴る」とシンプルな構造で年齢や経験に関係なく誰にでも理解しやす

く、その競技スタイルから初心者も容易に参加し、楽しむことができる。特に、フットサルは、先述したように5人いればチームが成り立ち、選手交代は何回でも自由で、自分の体力にあわせて参加できる。また、接触プレーが禁止されているため、女性や身体的接触に不安を感じる者にとっても安全性が高く、体格差が競技結果に与える影響も限定的である。さらに、ピッチでポジションが明確に固定されることがなく（キーパーを除く）、ボールに触れる回数も多いのでプレイ全体を通して得られる成果は、メンバー間の連携や一体感を醸成する。

そして、フットボール（サッカー）が世界的に普及している競技であることも挙げられる。各国における文化的背景や伝統的価値観の違いにより、競技人口やスポーツの人気度に差異は見られるが、サッカーは文化的・地理的境界を越えて広く受け入れられており、特に様々な社会的・経済的背景のある人々が「する」「観る」の両面において、共通の関心を形成するスポーツとなっている。貧困問題、依存症、移民や難民などでホームレス状態にある人々が参加することができるホームレス・ワールドカップは、2003年から毎年開催され、現在は68か国の草の根組織が加盟するサッカー大会となっている（Homeless World Cup、website）。前述したように、フットボール（サッカー）が精神障害者スポーツの国際化のモデルとされ推進されることになったのも、サッカーがあらゆる地域に草の根的に広がっているスポーツであるからといえるだろう。

### 4.2.2 サッカーの障がい者団体の統合

さらに、このような特性をもつフットボール（サッカー）だからこそ、他の障がい者サッカー団体とのつながりが構築され、障害者スポーツとしての「統合」も進展した。

現在、JSFAは一般社団法人日本障がい者サッカー連盟（JIFF：以下JIFF）に加盟している。JIFFは公益財団法人日本サッカー協会（JFA：

以下 JFA) が発表した 2014 年「JFA グラスルーツ宣言」を契機として、障害者サッカーと健常者サッカーの組織的な連携を進める中で、2016 年に障害者サッカーの統括団体として設立された。これにより、それまで個々で普及・発展に努めてきた日本アンプティサッカー協会(切断障がい)、日本 CP サッカー協会(脳性麻痺)、日本ソーシャルフットボール協会(精神障がい)、日本知的障がい者サッカー連盟(知的障がい)、日本電動車椅子サッカー協会(重度障がい)、日本ブラインドサッカー協会(視覚障がい)、日本ろう者サッカー協会(聴覚障がい)の7つの障がい者団体がサッカーを通じて1つの枠組みの中で活動することが可能となった(JIFF, 2023)。こうした統合化は、精神障害者スポーツの「見える化」と社会的認知の向上にもつながっている。

JSFA は、この枠組みの中で、JFA や他競技団体との連携を進めている。地域および各都道府県における障害者サッカーネットワークの構築と障害者サッカー活動の推進を目的に開催された「9 地域障がい者サッカー連携会議」(主に都道府県サッカー協会・Jリーグクラブ・障がい者サッカー団体やチームが参加)、そして、引き続き「全国障がい者サッカー連携会議」にも参加して障害の種別を超えた包括的な活動の促進に寄与している(JFA, 2024)。日々野(2021)が指摘するように精神障害も他の障害と同様に当たり前に活動できるようになったことは意義深い。

このようにフットボール(サッカー)の特性と社会的な枠組みの整備も相まって、精神障害者フットサルの活動は発展してきた。

## 5. インクルーシブなスポーツとしてのフットボール(サッカー)

### 5.1. イタリアの「ソーシャルフットボール」と日本の「ソーシャルフットボール」

JSFA の設立時に精神障害者フットサル活動は「ソーシャルフットボール」と命名された。これ

は前述の 2011 年イタリア遠征時のスタッフや帯同していた医師らが、イタリアで年齢、人種、ジェンダー、障害、社会的階層などを超えフットボールを通じて社会連帯を図ろうとする「Calciosociale(カルチオソチアール)(英訳: ソーシャルフットボール)」に触れ、その理念に敬意を表したことに由来する(井上, 2018)。つまり、「ソーシャルフットボール」という名称には、日本における精神障害者フットサル活動が、単なるスポーツ活動にとどまらず、社会との関係性を重視しながら展開されていくものであるという強い思いが込められている。

田中と井上はイタリアの精神医療の歴史的背景と治療の実情を踏まえ、イタリアで取り組まれている精神障害者サッカーと「ソーシャルフットボール」がどのようなサッカーであるかを詳細に報告している(井上・田中, 2012; 田中・井上, 2012)。

イタリアの精神障害者サッカーは、1980 年代、精神科医のラファエリ医師が入院中の青年のサッカーがしたいとの希望に応じて始まり、1993 年にはサッカーチームが結成された。そして、1996 年にはイタリアの主要スポーツ組織である「イタリア・スポーツ・フォー・オール連合(Unione Italiana Sport Per Tutti: UISP)」の主管で初の全国大会が開催され、2002 年には UISP の下部組織である「イタリアマルチスポーツ社会統合協会(Associazione Nazionale Polisportive per l'Integrazione Sociale: ANPIS)」によってソーシャルフットボールが行われるようになった。

田中・井上(2012)によれば UISP と ANPIS は表 1 のとおり理念や形式の異なるタイプのサッカーに取り組んでいる。UISP の精神障害者のサッカーは“Area diritti sociali(社会権利領域)”と呼ばれる、「社会権利としてのスポーツプロジェクト(社会から阻害されている人たちにスポーツを進めていくプロジェクト)」として、まさに“社会権利”としてのスポーツ振興の1つとして推進され、競技志向が強く、精神障害者中心のチーム

表1 UISP と ANPIS の理念と形式

項目	UISP (Unione Italiana Sport Per Tutti)	ANPIS (Associazione Nazionale Polisportive per Integrazione Sociale)
主催団体	UISP (イタリアのスポーツ振興団体)	ANPIS (社会統合を目指す団体)
基本理念	競技を通じた精神障害者の社会参加	多様性の尊重と思いやりの育成
チーム編成	11人制: 精神障害者8人+健常者3人	制限なし: 誰でも参加可能(性別・信仰・能力など不問)
競技志向	競技志向が高い	競技志向よりも参加・交流重視
大会形式	地区予選から全国大会	2大会実施: うち1つは数カ月にわたるリーグ戦
開催地域	イタリア全国(23州中12州が参加)	イタリア中～南部の4地域
登録団体数	約70団体(2011年時点)	約46チーム(2012年時点)
会員数	不明	約500人(2012年時点)

田中・井上(2012) 井上・田中(2012)の記述内容に基づき筆者が表に作成した。

表2 ソーシャルフットボール大会への出場と試合に関する規定

	規定の内容
参加資格	年齢・性別・人種・障害を問わず、全ての者が対象。障害を有する者はスポーツドクターの診察を推奨。
チーム構成	運営委員会が年齢・性別・障害の程度・経験などを加味して技術レベルを評価し、各選手に戦力ポイントを付与。チーム全体のポイントが均等になるよう抽選で選手を振り分け、チームを編成。シーズンごとにチームは再編成する。
エデュケーター(教育者)とキャプターノ(主将)	運営委員会が任命。エデュケーターはチームの責任者で全決定権をもつ。障害や社会的・家庭的問題を抱える選手への対応と委員会への報告が役割。キャプターノは情熱・喜び・温かさをもって活動できるリーダー。技術・戦術面の調整、エデュケーターのサポート、全体を調整する役割を担う。
審判の判定	審判は配置されず、両チームのキャプターノが審判役。試合後に結果・得点者・アシスト者を記録。
得点制限	一人の選手は最大3得点まで(オウンゴール誘発含む)。
ペナルティキック(PK)	チーム内で最も戦力ポイントの低い者がキッカーを務める(ベンチメンバー含む)。
キーパーのスローイン	ゴールラインから出た後の再開はキーパーのスローイン。ハーフウェイラインを越えてはならない。キーパーが手で扱ったボールは、手足をとわずハーフラインを越えられない。バックパスは手で扱ってよい。
選手交代	全員が公平に出場できるよう、5分毎の交代が望ましい。
タイムアウト	両チーム1試合に1度、1分間のタイムアウトが可能(エデュケーターの要請による)。
罰則規定	味方や対戦相手に対し礼を失する行為(侮辱、シミュレーション、ファール、故意のラフプレー、非紳士の行為、宗教の教えに背く行為)を行った者に対しては、両チームのキャプターノが判断し、もし必要であれば退場させる。試合中、必要な判断は両チームのキャプターノの合意によってなされる。
試合前・試合後の共有	試合に先立ち、両チーム全員が手をつないで円陣をつくり、心を1つにするという儀式を行う。試合終了後には全員がピッチの中央に集まって顔を合わせ、試合中に起こった良いこと悪いこと全てをそこで終結させる。

井上・田中(2012)の内容をもとに筆者が表に作成した。

の大会である。

一方、社会統合を目指した ANPIS のソーシャルフットボールは、基本理念として「参加者ひとり一人が、お互いの選択や行動、相違や多様性を尊重すること」、「個人として、社会全体として、思いやりの心を育むこと」を掲げており（井上・田中 2012）、誰もが参加できる形態となっている。これらを可能にするための運営方式やチーム構成、ルールなどが表 2 のように決められている。井上・田中（2012）は、「ソーシャルフットボールは、活動理念、運営方式、競技規則において、通常のサッカーとは異なるものであり、スポーツを通じて社会統合をアピールするという、社会活動としての側面がある」と指摘する。

本邦の精神障害者フットサルは、地域を活動単位とする ANPIS の大会形式よりも、活動の主体や母体の多くが治療機関であるため、UISP の大会形式により近いと考えられた（田中・田中 2012）。しかし、本邦では地域の精神障害者を対象としたスポーツクラブ形式、精神障害者と健常者の混成チーム形式、選抜チーム形式など様々な活動形態が展開され、また障害の有無に限定せず誰でも参加できるフットサル大会やイベントも開催されている。これらの活動形態には形式上の違いはあるものの、「精神障害に対する偏見の払拭」、「精神障害者と地域社会との融合」を意図しており、障害の有無にかかわらず共にサッカーを楽しむ場を提供している点で、イタリアの ANPIS の理念に近いと捉えられた（井上・田中 2012）。このような背景から、精神障害者フットサル活動は「ソーシャルフットボール」と称され、本邦においてその活動を広げていったのである。

日比野ら（2024）は、JSFA に登録する 10 年以上継続して活動する 7 クラブの中心的なスタッフを対象とした質的調査から、ソーシャルフットボールクラブには特有のマネジメントが存在することを明らかにしている。そして、それが会員（当事者）の継続的な活動を可能にしていると結論づけている。

特有のマネジメントとは、クラブの理念とその形成過程を重視し、時間をかけて構築された理念のもと、ゆるやかなメンバーシップの枠組みにおいて「精神疾患のある会員（当事者）とスタッフの相互作用によって作られるマネジメント」<sup>5)</sup> である。これは、スタッフが精神疾患や精神障害による症状の影響や対人関係の困難さ、そして経済状況への目配りをしながら、参加者をホスピタリティをもって受け入れ、必要があれば介入する。また、草の根からトップレベルまでの当事者を会員として受け入れ、当事者の主体性を尊重し、楽しみ志向と競技志向の両志向を考慮したマネジメントを行う。さらに、当事者がクラブ運営に参画する、会員とスタッフが共に練習や試合を一緒に楽しむ、そして、誰もが参加できる交流大会やイベントなど外部の人々を巻き込んでインクルーシブを推進する、といった精神疾患の特質やインクルーシブな考え方を捉えたマネジメントである。日比野ら（2024）は、このマネジメントにより、クラブ・スポーツ価値（「コミュニケーションの促進」「信頼関係の構築」「かけがえのない居場所」「社会参加のゲートウェイ」）が創出され、これらがリカバリーにつながるクラブの効果・意義をうみだしていると説明する。

この結果は、精神障害者フットサル活動に取り組む一部のクラブの結果であることを考慮する必要があるが、「ソーシャルフットボール」と称した精神障害者フットサル活動そのものが、インクルーシブな考えに根ざし発展してきた活動であることが改めて示されている。

## 5.2. フットボール（サッカー）界におけるインクルージョンの推進

国内では 2011 年のスポーツ基本法施行以降、障害の有無にかかわらず全ての人々がスポーツを享受できる環境の整備が重要な政策課題として位置付けられるようになり、これに伴い障害者が地域で継続的にスポーツに取り組める環境整備や、障害がある人とない人が共にスポーツを楽しむ機会

の創出がなされている。さらに、個人が生涯にわたってスポーツ活動を実施できる基盤の整備が進められている。

また、世界のサッカー界に目を向けると、2017年には国際サッカー連盟（FIFA）において国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて「FIFA's Human Rights Policy」が策定されるなど組織として全ての人権を尊重する取り組みが推進されている（JFA, 2025）。

このような国内外の社会的要請や社会の変化を踏まえ、サッカー統括団体であるJFAは2024年に多様な人がサッカーを楽しみ、挑戦できることを目指すサッカー界の行動指針として「アクセス・フォー・オール宣言」を発表した。この宣言では、サッカー界の多様性（diversity）、公正（Equity）、包括性（inclusion）の促進を目的とし、全ての人々が「する」「見る」「関わる」のいずれにおいても、誰もがサッカーにアクセスできる多様な「機会」と「選択肢」を届けることを行動方針としている。また、グラスルーツ（草の根）からエリートレベルに至るまで、あらゆる段階でサッカーに誰もが関与できる環境の整備が目指されている（JFA, 2025）。

この宣言に至るに、JFAは「JFA2005年宣言」では、2050年までにサッカーを愛する仲間を1,000万人にする、FIFAワールドカップを日本で開催し、その大会で優勝するという明確な目標を立て、2014年には「誰もが、いつでも、どこでも」サッカーを身近に心から楽しめる環境を提供し、その質の向上に努めることを宣言した「グラスルーツ宣言」（JFA, 2014）、そして、そこに至る道筋として、2021年にJapan's wayを示している。

Japan's wayでは、サッカーをやる「楽しさ」と「学び」（グラスルーツ）を共通底として「参加する、楽しむサッカー」と「競技としてのサッカー」の2つの頂点をもつダブルピラミッドが示され、多様性の中に豊かな日本サッカーの文化・価値をうみ「サッカーで幸せな国」になろうと謳っ

ている。そして、「みんなのサッカー」＝多様性をいだしこむには、「多様なグループが真に楽しめるものであること」「多様な価値観、楽しみ方を、寛容に受け入れること」「能力に応じて楽しめるものであること」と「安心・安全であること」「皆から応援されるものであること」を挙げ、「選択肢が多く存在し、選べること、移れること」、そして「リスペクト」「フェアプレー」「セーフゲーディング」が必要とされることを示している（JFA, 2022）。

このように「サッカーファミリー」としてマイノリティの人々や障害者のサッカー環境も、グラスルーツレベルからトップレベルまで包括的に推進していこうとするJFAの方針は明確で、JIFFにおいても2016年の設立当時から「インクルーシブフットボールフェスタ」を開催し、特に子ども年代からまぜこぜの環境を経験する「インクルーシブフットボール」と、年齢やサッカー経験の有無に関係ないまぜこぜの「ウォーキングフットボール」を実施している。

## 6. 精神障害者フットサル活動のインクルージョン

### 6.1. 精神障害当事者が望む社会的統合

では、実際に精神障害選手自身はどのようにフットサル競技に取り組んでいきたいのだろうか。

鎗田（2020）は、精神障害者を対象として競技性スポーツの実施・普及モデルの構築に向けて、競技性スポーツ大会に選手として携わっている当事者選手25名（内、フットサル選手20名）に競技に取り組むことの意義や目的について聞き取りをしたところ、多くの選手から、大会のあり方として障害の有無に囚われない「社会的統合<sup>6)</sup>」が望まれていたことを報告している。精神障害は身体障害などと異なり四肢欠損や麻痺などもないため、運動機器を特別に適合させる必要はなく、インタビューの選手の「ごた混ぜで僕はやりたい」という意見は、精神障害者スポーツにおけるアダ

ブテッド・スポーツが社会的統合の方向を示すものだと鎗田（2020）は示唆する。

精神障害当事者が、一般のスポーツ大会や交流試合に参加し、疾患や障害に焦点があてられることなく、フットサルというスポーツを通して地域の人々と交流していくことは、自分たちが社会の一員であると感じられる機会となる。障害者スポーツとして当然より高い競技性に向かう者もいるが、一般大会の参加や障害のあるなしに関係のないスポーツ活動などへの志向性は、社会の中で差別や排除されてきた当事者たちにとって「当たり前」に社会とつながり受け入れられていることを意味する。

一方、個人のリカバリーの観点からは、前述のとおりフットサル競技のみならず、それが就労や進学という形で社会に向かう場合もある。鎗田（2020）は、向かう方向に違いがあっても根底は社会統合に根ざしたリカバリーゴールに向かっていくところが、精神障害特有の競技性を伴ったスポーツ活動の特徴であると考察している。フットサル競技の競技性志向の程度のみならず多様な社会とのつながり方を広げられる、精神障害当事者にとってはそうしたフットサル活動のあり方が重要だということである。

## 6.2. インクルーシブな場を目指して

精神障害者フットサルの活動は、社会の中で排除されてきた精神障害者に、競技性スポーツを通して様々な社会参加の場を広げた。しかし、一方で、競技性スポーツの普及が進み競技レベルが上がると、チーム内チーム間で競技能力の差の問題が表出し、初心者や身体を動かして楽しみたいといった参加者の居場所がなくなり、活動が継続されなくなるという問題も生じている。

この先、地域による差異は存在するものの、JFAによる取り組みを始め多様なスポーツ施策の展開により、誰もが参加可能なインクルーシブなスポーツ環境の場の整備が着実に進展していくであろう。これらの施策は全ての人々がスポーツ

を通じて社会的つながりを構築し、身体的・精神的健康を促進できる場の形成を目指している。今後、地域特性を踏まえ、JFAや地域のサッカー団体やスポーツ団体との連携・協働をより一層進めていくことで、地域の中で精神障害者個人の競技志向の程度や活動ニーズに応じたフットサル活動を展開していくことができるのではないだろうか。精神医療における治療、そしてリハビリテーションの枠組みにとどまることなく、地域コミュニティの中で、精神障害者のフットサル活動を「ソーシャルフットボール」としてさらに展開していくことが期待される。

サッカーを通じて、精神障害者が真に社会に包摂されるには、改めてイタリアの「ソーシャルフットボール」の目的や理念、そしてその取り組みへの理解を深めることが重要なのではないだろうか。

## 7. おわりに

イタリアのラファエリ医師は、精神障害者が本場の意味で地域生活を続けていくためには「“精神障害者”として彼らを扱うのではなく、ひとりの“サッカー好き”としてサッカーを楽しめる場を提供することこそが重要である」と考えていた（田中・井上2012）。

日本の「ソーシャルフットボール」は、「サッカー好き」の精神障害当事者そして精神保健福祉関係者が中心となって発足し、競技性スポーツとしてのフットサルに治療やリハビリテーションを超えた新たな意義を見出し、急速な発展を遂げてきた。そしてそこには、何よりサッカーへの情熱があった。

サッカーというスポーツを通じて精神障害者が、社会に包摂される姿とは、まさに自分が住む地域で「サッカー好き」が集まり「サッカーを楽しむ」一人として存在することにほかならない。

## 注

- 1) 基本的には国際サッカー連盟の競技規則に準拠するが、国内の主要な大会では以下の特別ルールを採用している。競技形態はフットサル。女子選手を含む場合に限り、最大6人がコートに立てる。女子が2人以上でも、最大6人で試合を行う。試合時間、ピッチの広さは大会ごとに規定。
- 2) リカバリーは、症状の軽減や機能的な回復を指す「臨床的リカバリー (clinical recovery)」と精神障害当事者の満足のある生活や希望の実現など包含する「パーソナル・リカバリー (personal recovery)」に近年は分類される。リカバリーの概念は、後者のリカバリーの観点が主である。
- 3) 著者がフットサル活動に継続的に参加していた数年間の当時のチームの選手たちの姿に基づく。
- 4) 2025年9月1日に、PSAC (Psychosocial Athlete Community) に名称が変更される。
- 5) 修正版グラウンデッド・セオリーを用いた調査の分析結果による「ソーシャルフットボールクラブの特有のマネジメント」のサブカテゴリーは「クラブ理念の形成」「時間をかけたクラブづくり」「メンバーシップ」「会員(当事者)とスタッフの相互作用でつくられるマネジメント(下位概念: また来なくなるホスピタリティ、障害があるからこそ大事にされる楽しみ・競技志向・対人イシューへの対処・会員(当事者)とスタッフと一緒に楽しむ活動・会員(当事者)のマネジメント参画・会員(当事者)への経済状況への配慮・インクルーシブ推進活動)」である。
- 6) 鎗田(2020)は、当該研究において社会的統合を「社会から排除されやすい人などを文化的、社会的に統合して『つながりの再構築』を志向する」と定義づけている。

## 参考文献

- Anthony, W. A. (1993) Recovery from mental illness: The guiding vision of the mental health system in the 1990s, *Psychosocial Rehabilitation Journal*, 16(4), 11-23 (濱田龍之介訳(1998)「精神疾患からの回復: 1990年代の精神保健サービスシステムを導く視点」『精神障害とリハビリテーション』2(2), 145-154).
- 日比野(田中)暢子(2021)「ソーシャルフットボールの発展から読み取る精神障害者スポーツの国際動向」『日本精神科病院協会雑誌』40(3),

223-229.

- 日比野幹生・日比野暢子・網田晴哉(2024)「継続性を有するソーシャルフットボールのマネジメント」『スポーツ精神医学』21, 36-53.
- Homeless World Cup (<https://www.homelessworldcup.org>) 2025/8/10.
- 井上誠士郎・田中暢子(2012)「ソーシャルフットボール Calciosociale」『スポーツ精神医学』9, 27-30.
- 井上誠士郎(2015)「北海道における精神障がい者フットサルの広がり」『日本精神科病院協会雑誌』34(5), 490-495.
- 井上誠士郎(2018)「精神障害者スポーツの歴史と今後の課題」スポーツ精神医学編『スポーツ精神医学 改訂第2版』診断と治療社, 160-161.
- 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟(2023)「JIFFガイドブック」([https://www.jiff.football/wp-content/themes/JIFF/assets/download/JIFF\\_guide\\_2023.pdf](https://www.jiff.football/wp-content/themes/JIFF/assets/download/JIFF_guide_2023.pdf)) 2025/8/25.
- 木村尚人(2015)「愛媛における精神障がい者フットサルの歩み」『日本精神科病院協会雑誌』34(5), 477-479.
- 公益社団法人日本サッカー協会(2014)「Football for all JAFサッカーを、もっとみんなのものへ、グラスツール宣言」([https://www.jfa.jp/common/pdf/20140514\\_GrassRoots\\_JP.pdf](https://www.jfa.jp/common/pdf/20140514_GrassRoots_JP.pdf)) 2025/8/15.
- 公益社団法人日本サッカー協会(2022)「ナショナル・フットボール・フィロソフィーとしてのJapan's Way」([https://www.jfa.jp/youth\\_development/outline/Japans\\_Way\\_2022.pdf](https://www.jfa.jp/youth_development/outline/Japans_Way_2022.pdf)) 2025/8/15.
- 公益社団法人日本サッカー協会(2024)「Report 全国障がい者サッカー連携会議」(<https://www.jiff.football/report/20241017-jiff/>) 2025/8.15.
- 公益社団法人日本サッカー協会(2025)「誰もがサッカーにアクセスできる社会へ アクセス・フォ・オール」([https://www.jfa.jp/about\\_jfa/accessforall/img/AfA\\_handbook\\_2025.pdf](https://www.jfa.jp/about_jfa/accessforall/img/AfA_handbook_2025.pdf)) 2025/8/15.
- 久米知代(2012)「地域で生活する精神障がい者へのフットサルの普及活動とノーマライゼーション」『スポーツ精神医学』9, 31-37.
- 倉本拓・高谷義信(2010)「精神障がい者の競技スポーツに参加して—当事者の声—」『精神神経学雑誌』112(1), 32-33.
- Leamy M., Brid V., Le Boutillier C., et al (2011) Conceptual framework for personal recovery in mental health: Systematic review and narrative synthesis. *British Journal of*

- Psychiatry*, 199, 445-452.
- 文部科学省 (2011) 「スポーツ基本法 (平成 23 年法律第 78 号) (条文)」 ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/kihonhou/attach/1307658.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/attach/1307658.htm)). 2025/8/3.
- 中村和彦 (2022) 「『昔引きこもり. 今, 日本代表』 自閉症・発達障害の代表選手がフットサルスクールでこどもに寄り添う理由」 Yahoo Japan news 2022.5.21. (<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/bb68abe553a68ef21c5034aa8c107f619e1376b4>) 2025/8/25.
- 岡村武彦 (2015) 「精神障がい者フットサル活動の現在とこれから」『日本精神科病院協会雑誌』 34 (5), 480-484.
- 岡村武彦 (2019) 「精神科臨床におけるスポーツの可能性」『精神神経学雑誌』 121 (4), 306-312.
- 岡村武彦 (2020) 「精神科臨床におけるスポーツの可能性 リハビリテーション, アンチスティグマ, そしてリカバリー」『精神障害とリハビリテーション』 24 (1), 4-7.
- 大井崇弘・四方田清・松山毅・行實志都子 (2014) 「精神障害者に期待されるスポーツの必要性と課題—ソフトバレーボール大会を中心に—」『順天堂スポーツ健康科学研究』 6 (1), 34-39.
- 大西守・阿部裕 (2020) 「特集 精神障害者スポーツと文化 特集にあたって」『こころと文化』 19 (1), 6-7.
- 佐野秀平 (2023) 「ソーシャルフットボールの可能性—選手へのアンケート結果をもとに—」『高知県作業療法』 2, 49-53.
- 笹川スポーツ財団「種目・競技別推計実施人口」 ([https://www.ssf.or.jp/thinktank/sports\\_life/data/index.html](https://www.ssf.or.jp/thinktank/sports_life/data/index.html)) 2025/8/15.
- 高畑隆 (2011) 「精神障害者スポーツ競技の動向」『臨床精神医学』 40 (9), 1159-1167.
- 田中暢子・井上誠士郎 (2012) 「イタリアにおける精神障害者サッカーの潮流と課題 サッカー支援の背景にある精神保健法と精神保健システム—ローマ市を事例として」『スポーツ精神医学』 9, 44-53.
- 田中暢子 (2013) 「戦後日本における障害者のスポーツの発展—1949 年から 1970 年代に着目して—」『体育研究』 47, 11-23.
- 田中暢子・森谷航・佐々毅 (2020) 「精神障害者のスポーツの国際化—フットボールの推進事例とともに—」『こころと文化』 19 (1), 8-15.
- 館山翔・石田賢哉 (2022) 「精神障害者スポーツに参加している精神障害者及び指導者の活動満足度とその影響要因に関する研究」『青森保健医療福祉研究』 4 (1), 12-21.
- Thornicroft G, Sunkel C, Alikhon Aliev A, et al (2022) The Lancet Commission on ending stigma and discrimination in mental health. *Lancet*, 400, 1438-1480.
- 特定非営利活動法人日本ソーシャルフットボール協会 (<https://jsfa-official.jp>) 2025/8/28.
- 山田由佳・中道満子・高谷義信・岡村武彦・寺嶋繁典・米田博 (2009) 「精神障がい者のスポーツ活動への意識とその効果」『スポーツ精神医学』 6, 40-44.
- 山口創生 (2023) 「精神疾患とスティグマ わかっていること・いないこと」『精神保健福祉』 54 (3), 215-223.
- 鎗田英樹 (2020) 「精神障害者を対象とした競技性スポーツにおける実施・普及モデルの構築—当事者スポーツ選手へのインタビュー調査を通じて—」『スポーツ精神医学』 17, 21-31.

# Developing inclusive futsal in Japan: Social football and mental health

Naoko Hashimoto

Associate Professor, School of Human Welfare Studies, Kwansai Gakuin University

Over the past two decades, futsal activities for individuals with mental health conditions, referred to as social football, have developed into a sport with competitive dimensions. These activities have been instrumental in supporting recovery, reducing stigma, and expanding opportunities for social participation. Their growth stems from the intrinsic features of football, the involvement of disability-related organizations within the football community, and the inclusive initiatives of the Japan Football Association. Grounded in the philosophy of inclusion, these futsal activities transcend therapeutic or rehabilitative purposes. As community-based practices, they are increasingly promoted as accessible sports for diverse groups through inter-organizational collaboration.

---

**Key words:** mental disorders, social football, sports, recovery, stigma reduction, inclusion

## 特集論文：社会的包摂とスポーツ

## 「推し」のスポーツチームと地域愛着

スポーツファンとアニメファンとの比較から考える

林 直也<sup>\*1</sup>, 兵田 翔平<sup>\*2</sup>関西学院大学人間福祉学部教授<sup>\*1</sup>, 兵田印刷工芸株式会社<sup>\*2</sup>

## ● 要約 ●

本研究は、推しのチームやアニメを持つスポーツ・アニメファンを対象に、推し（何か／誰かを応援すること）と地域愛着との関係性を検証する。また、両グループの地域愛着の強さを比較し、スポーツとアニメが居場所を育む手段として機能し、ひいては共生社会の促進に寄与するかどうかを考察する。分析の結果、推しチームを持つファンは、チームロイヤルティと地域愛着との間に正の相関があり、特に地域愛着（選好）との関連性が確認された。一方、推しのアニメを持つファンでは、アニメキャラクターへの共感性が地域愛着と正の相関にあることが示された。共感性は地域愛着を構成する要素である地域愛着（選好）と（感情）の両方に関連している。スポーツファン、アニメファン、そして両方のファンの地域愛着を比較すると、アニメファンが最も高いレベルを示し、スポーツファンは低いレベルを示す傾向があった。

● Key words : 推し, みるスポーツ, 地域愛着, チームロイヤルティ, アニメへの共感

人間福祉学研究, 18 (1) : 23-41, 2025

## 1. はじめに

## 1.1. 共生社会とスポーツ

近年、我が国においても Diversity（多様性）、Equity（公正性）、Inclusion（包摂性）の頭文字をとった DEI や共生社会のあり方がスポーツ界で議論され始めている。その大きな契機となった背景には、大会ビジョンの一つに多様性というキーワードを示した東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催が大きい（日比野, 2025）。第 3 期スポーツ基本計画（文部科学省, website a）においても、「東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策」として、「共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参

画の促進」が明記され、「スポーツで『あつまり、ともに、つながる』」、「スポーツに『誰もがアクセスできる』」ことが示されている。これらは、スポーツを通じたコミュニティの形成や社会的包摂の促進を意図しており、スポーツの社会的価値をより一層高めようとする政策的意図が読み取れる（河口, 2025）。

また、2019 年に日本体育学会は日本体育・スポーツ・健康学会へと名称変更され、定款上の目的が「体育学の進歩普及を図り、もって我が国の学術の発展に寄与する」ことから、「体育・スポーツ・健康に関わる諸活動を通じた個人の幸福と公平かつ公正な共生社会の実現に寄与する」ことへと変更された。これは、第 3 期スポーツ基本計画

の実現や「誰一人取り残さない」持続可能な社会の構築に向け、日本を代表する体育・スポーツの学術団体として、その学術成果を積極活用していくことが我々の社会的使命であるという宣言に等しい。

鈴木 (2025) はスポーツを通して出会ったことのない特性同士が混じり合うことで、それらを包み込むような新しい秩序が生まれること、これらは幼少期に遊びの中で自然とやってきたことだと指摘し、スポーツが遊びであることを思い出すことが、スポーツが多様性を包摂する公正な社会に貢献する筋道になるかもしれないと述べている。山口 (2023) は「昭和のスポーツが勝利至上主義で強い人間だけに光が当たり、弱者が切り捨てられていくものだったとしたら、令和のスポーツは (中略)、トップ選手以外も生き生きと楽しめるものになっていくことが必要 (中略)、そんなスポーツのあり方は誰もが幸せに生きられる社会と重なる」、「どんなに激しく競い合ってもフェアプレー精神の下で互いに傷つけ合わず、試合が終われば握手をし、健闘を称えあう。優れた演技や競技には国や民族や宗教の違いを超えて素直に敬意を抱く。スポーツで見られるこうした光景は、どんな相手であっても同じ人間として理解し、共感し合い、対話を交わす土台を作り出すことが可能であることを教えてくれる」などと述べている。これらは、共生社会や DEI に対し、スポーツが一つの手がかりとなることを示す重要な語りである。

さらに、森 (2019) はスポーツが持つ普遍的な機能として、ボンド機能とアンブ機能を挙げている。スポーツは接着剤のようにさまざまな立場の人を一瞬にしてくっつける性質があり、立場が違う人たちでも、スポーツがあれば一瞬にして分かり合える (ボンド機能)。些細なことだと思われるものであっても、スポーツが絡むとそれが大きく報道される (アンブ機能) という。2016 年、NFL (National Football League) でコリン・ランド・キャパニック選手が黒人反対の意思表示として、国歌斉唱の際の起立を拒否し、片膝をつい

た。この行為が BLM (Black Lives Matter) 運動として世界に広がっていくムーブメントの大きなきっかけとなった。彼の行動に多くのアスリートが賛同し、当時大統領だったバラク・オバマも「憲法で保障されている意見表明の自由を行使しているだけだ」と述べて擁護 (昇, 2022) の姿勢を示した。プロテニスプレイヤーの大坂なおみ選手が全米オープンテニスで、差別による犠牲者の名が書かれたマスクを日替わりで着用し注目を集めたことは記憶に新しい。まさに、スポーツのボンド機能、アンブ機能を示す事例といえる。

BLM 運動をきっかけに、オリンピックやサッカー W 杯といった社会的インパクトの強いスポーツ現場でジェンダー平等、差別、人権侵害、外国人労働者、LGBTQ+ の扱われ方などに異議申し立てするケースは増えている。

近年、スポーツウォッシングという言葉がたびたび耳にする。これは、スポーツの爽やかで健康的なイメージを利用して社会に都合の悪いものを覆い隠し、洗い流してしまう行為 (西村, 2023) を表す。2022 年サッカー W 杯カタール大会において、会場や宿泊輸送施設などの建設で、多くの出稼ぎ労働者たちが酷使され、命を落としたことは日本でほとんど報道されず、広く知れ渡ることもしなかった。開催地に都合の悪い事実を覆い隠す手段としてスポーツのチカラが利用されてしまったのだ。

スポーツが持つチカラをどのように考えるのか。DEI、共生社会の実現、豊かでより良い社会創造のツールとして用いるのか。大きな問題から人々の気をそらし、洗い流そうとする社会的洗濯行為 (西村, 2023) のツールとして用いるのか。人間の知恵が試されている気がしてならない。

## 1.2. 社会的包摂とスポーツに関係した先行研究 (研究ノート含む)

岡安ら (2019) は外国出身者の地域スポーツ参加による社会的包摂や共生社会に及ぼす影響について考察し、菱田・中嶋 (2019) は社会的包摂論

に着目し、格闘技を通じた社会復帰の実態を明らかにしている。

性的マイノリティと体育・スポーツに関しては風間ら(2011)の研究があり、学校教育での体育やスポーツ系の部活動における性的マイノリティの経験について述べられている。大学生を対象にした研究では、女性の方が平等主義的性役割意識が強く、ホモフォビアならびにトランスフォビアについては弱い(藤山ら, 2014)、競技レベルが高いグループに保守的伝統的ジェンダー観およびホモフォビアが強い傾向がみられる(飯田ら, 2016)、異性愛主義、身体の男女二分法を支持する者のスポーツ価値観が強く、その傾向が特に男性にみられる(飯田ら, 2018)、スポーツにかかわる大学生では、過去の教育課程で性の多様性に関する教育を受けた経験はあるものの、正しい知識や実体験に基づく理解に乏しい(藤田ら, 2021)という。性的マイノリティ当事者の声や体験を中心においた研究は2020年代に入ってから本格化しており(藤山, 2025)、性的マイノリティとスポーツに関係する書籍も井谷ら(2025)、井谷(2021)、岡田ら(2022)、田澤(2024)など、多くの出版がみられる。

障害者スポーツを通じた障害者に対する意識に関する研究は山田(2006)、安井(2004)、小玉(2018)、藤田(2016)など数多く行われ、清野・金子(2022)は障害者スポーツの分野での共生社会の捉え方について考察したうえで、障害者スポーツを経験することで障害や障害者のことについて考えることができ、これらを通じて人のことや共生のことについて考えるきっかけになると述べている。

ジェンダーと体育・スポーツに関する研究では、パラリンピックは女性の参加競技数、女性選手数において、オリンピックに比べると男性との格差が目立つ(小倉, 2022)、運動系部活動所属者や比較的高い競技レベルを持つ男子学生に強い性別役割分業意識がある(森, 2006)ことなどが明らかとなっている。佐野(2024)は学校体育に

おいて、日ごろからジェンダー平等について高い意識を有し、「ジェンダー不平等な男女共習授業」を展開しないよう、かなりの用心深さが必要だと述べ、来田(2022)はスポーツは性別二元制により、ジェンダーに基づく差別や不平等が発生しやすいものの、平等と公平の問題を考えるために、スポーツは重要な手がかりを提供するフィールドだと述べている。

このように、ジェンダー、性的マイノリティ、障害者などスポーツと社会的包摂や多様性に関係した研究は多くみられる。しかしながら、対象となっているのは「する」スポーツが多く、障害の有無、性別、性的指向に関係なく、誰もが「スポーツに参加できる共生社会」が想定されているように映る。第3期スポーツ基本計画(文部科学省, website b)に、「誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会を実現します」と明記されているが、具体的な関係施策・取り組みは障害者や女性のスポーツ実施率の低さが問題視され、それらを高めるための施策目標に留まっている。

「ささえる」スポーツに関しては、前述のように障害者スポーツイベントボランティアによって、障害者に対する意識が変化することが実証されている。しかしながら、「みる」スポーツ(以下、みるスポーツ)に着目したDEIや共生社会に関する研究は少ないのが現状である。持続可能な地域づくりに向けたみるスポーツが持つチカラとして、ソーシャル・キャピタルに着目した研究(有吉・横山, 2013; 林・武田, 2019; 川西・菊池, 2019; Lin, 2022; 金, 2011; 河口, 2025)はその一つであるが、まだまだその蓄積は十分とはいえない。

### 1.3. 研究目的

本研究では、特にみるスポーツに着目し、地域愛着との関係について考察したい。阿部(2011)

は社会的包摂には居場所、人間関係、当該社会における役割といった3つの要件が必要だと述べている。居場所とは、こども・若者本人にとって居心地が良いと思えるものであれば、どんな場所・時間・人との関係性であっても居場所となる（こども家庭庁、website）。近年、家、学校・職場に次ぐ心地よい第3の居場所が注目され、物理的な場所に限定されないデジタル空間でさえも居場所の一つになる時代となっている。

そこで、社会的包摂に不可欠である居場所に着目し、家庭、学校、職場などとともに、気持ちが満たされたり、孤独感やストレスを解消できたりする場所として、地域に焦点を当てる。

居場所とスポーツに関する研究は近年増え始め（小淵、website；内田、2024；木村・中山、2023；花村ら、2022；寺村、2020；重藤ら、2016）、対象も精神障害者、知的障害者、発達障害者、児童など多岐にわたる。しかし、これらの研究は「スポーツ現場それ自体」が居場所になり得るかどうかを検証したものであり、「スポーツを通じて」新たな居場所が構築されるかについては検証されていない。また、するスポーツやeスポーツを対象としたものがほとんどで、みるスポーツを対象とした研究は見当たらない。日比野（2025）がスポーツはするだけではなく、観戦するというかわり方もあるため、DEIの視点から方向性を打ち出し、多様な策のもと、仕組みを構築していくことが重要だと述べている。このことから、共生社会の実現に向けた新たなスポーツの使い方として、みるスポーツに着目することは意義深いといえる。

本研究では、推しのスポーツチームを持つファンのチームロイヤルティと地域愛着との関係を検証する。「推し」とは、とても好きで熱心に応援している対象のことであり、その対象をただ受身的に愛好するだけでは飽き足らず、能動的に何か行動してしまう対象のこと（久保、2023）、特定の人物に対して情熱をささげて応援したいと思い、強い愛着と行動を示すこと（原田ら、2023）

などといわれ、推しを応援する活動、いわゆる推し活は、人生を豊かにし、自分自身のあり方にポジティブな影響を与える（田島、2022）と考えられている。林（2016）は人は共通項を持つ人に対し親近感を抱くと述べ、Levine & Manning(2013)によると、スポーツファンは芝生で転んだ人が自分のチームのジャージを着ていた時に救出する傾向が高くなるという。このことから、ファンは性別、年齢、障害の有無といった個人的属性に関係なく、「同じチームを推す」という共通項のもと、互いを理解し合い、認め合っているのではなかろうか。さらには、推しを通し、チームの本拠地である地域にも愛着を持ち、当該地域を自らの居場所と感じるのではないだろうか。実際に、スポーツチームに対する愛着とホームタウンへの愛着には関係があることが分かっている（林、2016；二宮、2011；菅ら、2018）。

推しを持つことで、人を理解し、受け入れ、地域も愛することができるなら、それは共生社会を目指していくうえでの一つの手がかりになるだろう。このことから、本研究では単にスポーツファンと表現するのではなく、推しのチームを持つスポーツファンと表すことを強調したい。そして、みるスポーツを通じて、人々が居心地よく感じる第3の居場所を持つことができるかどうか。この部分が本研究のリサーチクエストである。

加えて、本研究では推しのアニメを持つアニメファンにも注目したい。土屋・田中（2025）の調査によると、30歳代前半の約半数が推しを持ち、その対象はJ-POPアイドルが最も多く、次いでアニメ／マンガであるという。矢野経済研究所の調査（website）では、「オタク」の主要16分野のうち、2023年度の市場規模はアニメが3,450億円であり、これは2位アイドルの1,900億円大きく上回る数字である。アニメは推しの対象として代表的な地位を確立しているのだ。アニメの聖地巡礼と呼ばれる現象が2000年ごろから見られ始め（雪村、2022）、これは、アニメの舞台や作者の生誕地など、アニメ作品にゆかりの場所を「聖

地」として訪れるアニメ聖地巡礼(岩崎, 2021)を指す。聖地巡礼は、その場所をファンが訪れるだけでなく、ファンらのSNS投稿が次の訪問者を生み出し、地域誘客が進むとされる。野田ら(2022)の調査においても、「観光客数が増えた」、「消費経済効果増加」、「地域の知名度が向上した」と捉えている地域が確認されている。ここで注目したいのが、アニメも地域愛着を高めるツールになる点である。ファンは聖地巡礼を通し、その地域に対して愛着を持つことが報告されている(本田, 2018; 岩崎ら, 2018 a; 岩崎・津村, 2018 b; 黒田, 2023)。アニメファンもスポーツ同様、「同じアニメを推す」という共通項のもと、個人的属性に関係なく、互いを認め合い、アニメに馴染みある地域に対し愛着を持ち、自らの居場所として認識していくと予想する。

これらのことから、本研究の目的は、「推し」に着目し、推しのチーム／アニメを持つスポーツファン／アニメファン、両方のファンを対象に、それぞれの推しの強さと地域愛着との関係、各ファンの地域愛着の強さの違いを明らかにすることである。それにより、スポーツ／アニメが居場所づくりのツールになり得るのか、ひいてはそれらが共生社会やDEIに向けたツールになるのかどうかを検証する。

## 2. 研究方法

### 2.1. データ収集

調査対象者は2022年9月18日(日)に阪神甲子園球場(以下、甲子園球場)にて行われたJERAセ・リーグ公式戦、阪神タイガース対東京ヤクルトスワローズ(18:00試合開始)戦の来場者である。この日は阪神タイガースとTVアニメ「涼宮ハルヒの憂鬱」とのコラボ試合であり、アニメとのコラボ限定グッズの販売、声優によるトークショーやファーストピッチセレモニーなどが行われた。

調査会場となった甲子園球場の所在地は西宮市

であり、本市はスポーツ、アニメ両者に共通した地域である。阪神タイガースは兵庫県西宮市を本拠地とするプロ野球球団、涼宮ハルヒの憂鬱は作品のモデルになったといわれる場所が西宮市内に複数存在し、「訪れてみたい日本のアニメ聖地88」として、兵庫県西宮市が選定されている(一般社団法人アニメツーリズム協会, 2022)。

甲子園球場外周エリアにアンケート回答ブースを設け、来場者へアンケート用紙を手渡し、その場で記入、回収した。調査時間は15時から17時までの約2時間である。その結果、500部のアンケートを回収することができ、その中から欠損値を除いた426部を分析対象とした(有効回答率85.2%)。

### 2.2. 調査項目

スポーツファン、アニメファンそれぞれの推しの強さを測定するために、スポーツはチームへの忠誠心を示すチームロイヤルティを用いることとした。これは、Wakefield & Sloan (1995)が用いた尺度を参考に、「私は、阪神タイガースの忠実なファンである」、「私が、阪神タイガースのファンであることを他人に知らせたい」、「私は、好不調にかかわらず阪神タイガースを応援する」という3項目を設定した。先行研究では「まったくあてはまらない」から「とてもあてはまる」の7段階で測定されているが、本研究では共同研究者と合議の上、各項目に対して、「とてもあてはまる」を100と考えた時の気持ちの強さを、0～100の間で尋ねる方法を用いた。

アニメについては、小城(2004; 2005; 2006)の一連の研究を参考に、太田(2022)が作成したアニメオタク尺度を用いた。この尺度は18項目で構成されているが、中でも「アニメに共感」と名付けられた因子を用いた。これは、アニメの内容に気付きを得て、登場人物になりたい、共感するという同一視のようなもの(太田, 2022)で「涼宮ハルヒの憂鬱の登場人物に共感することがある」「涼宮ハルヒの憂鬱には色々なことを教えて

もらったり気づかされたりした」など、6項目で構成されている。測定方法はチームロイヤルティと同様の方法を用いた。

地域愛着については、鈴木・藤井（2008a）で使用されている尺度を用いた。本尺度は、大谷・芳賀（2003）の研究で設定された項目を因子分析によって構成したものであり、選好（6項目）、感情（5項目）、持続願望（2項目）の3要因（13項目）で構成されている。選好は、当該地域の住みやすさや気持ちよさ、あるいは、「好き」な程度などの項目群から構成されるものであり、当該地域に対する個人的な嗜好の程度を意味する地域愛着の要素である。感情は、当該地域を大切に思い、愛着を感じ、住み続けたいと感じる、という

要素を意味するものであり、選好のような表層的な好みというよりも、むしろ情緒的な地域愛着の要素である。持続願望は、嗜好や感情といった現状の地域に対する認知的、情緒的な地域への心的関与のみを意味するのではなく、地域のあり方そのものに対して「願い」を抱くという地域愛着を意味する（鈴木・藤井，2008b）。各項目については表1を参照。なお、本研究における地域愛着とは、選好、感情、持続願望の3要因を合わせたものとする。全13項目それぞれについて、「1. 全く思わない」「5. とてもそう思う」を両極とする5段階尺度を用いて測定した。

個人的属性は性別、年齢、居住地、同伴者数、観戦回数（今シーズン／これまでのトータル数）

表1 本研究で用いた質問項目と信頼性係数

		$\alpha$
選好	1 西宮市は住みやすいと思う	.926
	2 西宮市を歩くのは気持ちよい	
	3 西宮市の雰囲気や土地柄が気に入っている	
	4 西宮市にお気に入りの場所がある	
	5 西宮市ではリラックスできる	
	6 西宮市が好きだ	
地域愛着	7 西宮市は大切だと思う	.942
	8 西宮市にずっと住み続けたい	
	感情	
9 西宮市は自分の街だという感じがする		
10 西宮市に自分の居場所がある気がする		
持続願望	11 西宮市に愛着を感じている	.888
	12 西宮市にいつまでも変わってほしくないものがある	
チームロイヤルティ	13 西宮市になくなってしまうと悲しいものがある	.898
	1 私は、阪神タイガースの忠実なファンである	
	2 私が、阪神タイガースのファンであることを他人に知らせたい	
アニメへの共感	3 私は、好不調にかかわらず阪神タイガースを応援する	.837
	1 涼宮ハルヒの憂鬱の登場人物になりたいと思ったことがある	
	2 涼宮ハルヒの憂鬱には色々なことを教えてもらったり気づかされたりした	
	3 涼宮ハルヒの憂鬱の登場人物に共感することがある	

著者作成

を尋ねた。

### 2.3. 測定尺度における信頼性

各尺度における信頼性検討のため、Cronbach's  $\alpha$  係数を算出した結果、チームロイヤルティは .898、アニメへの共感は .837 となった (表1)。地域愛着は .942、地域愛着を構成する3要因もそれぞれ、選好 .926、感情 .876、持続願望 .888 となった。これらすべて、信頼性担保の基準値 (.70以上) (小塩, 2004) を上回っているため、すべての項目を採用し、分析を進めることとした。

### 2.4. 分析方法

スポーツファンについてはチームロイヤルティと地域愛着、アニメファンについてはアニメへの共感と地域愛着について相関分析を行った。スポーツ・アニメ両方のファンについては、チームロイヤルティ、アニメへの共感両方と地域愛着について相関分析を行った。加えて、各ファンにおける地域愛着を比較分析 (一元配置分散分析) することでファンごとの違いも検証する。分析には、SPSS Statistics30.0 を用い、有意水準は 5% とした。

## 3. 結果と考察

### 3.1. 調査対象者の個人的属性

表2に調査対象者全体の個人的属性を示した。性別は男性 75.1%、女性 24.4% で7割以上が男性となった。年代は50歳代が最も多く 26.2%、次いで20歳代の 20.5%、平均年齢は 39.2歳となった。居住地は兵庫・大阪以外からの来場者が最も多く 39.5%、次いで大阪府の 28.1% であり、調査会場となった西宮市在住者は 10.6% であった。同伴者数は二人が 40.0% で最も多い結果となった。推しの対象 (ファンの分類) は、スポーツ 48.1%、アニメ 23.2%、スポーツとアニメ両方 28.6% となった。

阪神タイガースファン (以下、スポーツファ

表2 回答者の個人的属性

	%	
性別	男性	75.1
	女性	24.4
	答えたくない	0.5
年代 (平均: 39.2歳)	20歳未満	10.4
	20歳代	20.5
	30歳代	19.7
	40歳代	16.4
	50歳代	26.2
	60歳代	5.2
	70歳以上	1.6
居住地	西宮市	10.6
	兵庫県 (西宮市のぞく)	21.7
	大阪府	28.1
	兵庫・大阪以外	39.5
同伴者数	一人	35.0
	二人	40.0
	三人以上	25.0
これまでの 観戦総数	初めて	6.1
	2回~10回	25.8
	11回~30回	15.6
	31回~50回	7.9
	51回~100回	10.7
今シーズンの 観戦回数	101回以上	33.9
	初めて	28.1
	2回~3回	20.3
	4回~5回	9.5
	6回~10回	15.6
	11回~20回	11.5
	21回~30回	5.1
31回~50回	3.2	
推しの対象 (ファンの分類)	51回以上	6.6
	スポーツ	48.1
	アニメ	23.2
	両方	28.6

著者作成

ン), 涼宮ハルヒの憂鬱ファン (以下, アニメファン), 両方のファンごとに属性をまとめたものが表 3-1 ~ 3-6 である。χ<sup>2</sup> 検定の結果, 性別以外の項目で有意性が認められ, 残差分析の結果, スポーツファンとアニメファンとの間で多くの偏りがあることが分かった。

スポーツファンは 20 歳代, 30 歳代が少なく, 50 歳以上が多い。アニメファンは逆に 20 歳代が多く, 50 歳代, 60 歳代は少ない。スポーツファンの居住地は大阪府内が多く, アニメファンは兵庫・大阪以外が多い。日常的に開催されるプロ野球興行とは違い, アニメイメントの機会は限られ

る。そのため, 推し活の一環として遠方まで足を運ぶのはアニメファンの方なのかもしれない。同伴者数はアニメファンは一人が多く, スポーツファンは二人もしくは三人以上が多い。観戦回数はアニメファンは初めてが多く, 回数が多くなるにつれスポーツファンの比重が高まるが, これは当然の結果だといえよう。両方のファンはほとんどの項目でスポーツファンとアニメファンの間の割合を示す結果となった。これらのことから, スポーツファン, アニメファン, 両方のファンはそれぞれ異なる個人的属性を持ち, 異なるマーケットであることが分かる。

表 3-1 ファンごとの性別

	男性	女性	答えたくない	χ <sup>2</sup>
アニメファン (n=101)	78.8	21.2	0.0	
性別				n.s
スポーツファン (n=221)	69.8	29.3	1.0	
両方のファン (n=132)	81.1	18.9	0.0	

著者作成

n.s 有意性なし

表 3-2 ファンごとの年代

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	χ <sup>2</sup>
スポーツファン (n=221)	13.3	10.0	10.0	18.9	36.7	7.8	3.3	
年代								***
アニメファン (n=101)	9.4	36.5	26.0	12.5	15.6	0.0	0.0	
両方のファン (n=132)	6.4	23.9	30.3	15.6	18.3	5.5	0.0	

※網掛けは残差分析によって有意性が認められた部分  
著者作成

\*\*\*p<.001

表 3-3 ファンごとの居住地

	西宮市	兵庫県 (西宮市のぞく)	大阪府	兵庫・ 大阪 以外	χ <sup>2</sup>
スポーツファン (n=221)	10.9	21.8	34.7	32.7	
居住地					**
アニメファン (n=101)	12.1	14.1	20.2	53.5	
両方のファン (n=132)	9.0	27.9	23.8	39.3	

※網掛けは残差分析によって有意性が認められた部分  
著者作成

\*\*p<.01

表 3-4 ファンごとの同伴者数

		一人	二人	三人以上	$\chi^2$
同伴者数	スポーツファン (n=221)	22.4	46.8	30.8	***
	アニメファン (n=101)	53.5	31.3	15.2	
	両方のファン (n=132)	40.8	35.8	23.3	

※網掛けは残差分析によって有意性が認められた部分 \*\*\*p<.001  
 著者作成

表 3-5 ファンごとのこれまでの観戦総数

		初めて	2回～10回	11回～30回	31回～50回	51回～100回	101回以上	$\chi^2$
これまでの観戦総数	スポーツファン (n=221)	1.5	19.2	17.7	9.4	15.3	36.9	***
	アニメファン (n=101)	20.5	41.1	1.4	1.4	0.0	35.6	
	両方のファン (n=132)	5.2	27.6	20.7	9.5	9.5	27.6	

※網掛けは残差分析によって有意性が認められた部分 \*\*\*p<.001  
 著者作成

表 3-6 ファンごとの今シーズンの観戦回数

		初めて	2回～3回	4回～5回	6回～10回	11回～20回	21回～30回	31回～50回	51回以上	$\chi^2$
今シーズンの観戦回数	スポーツファン (n=221)	9.3	24.4	9.8	21.0	15.1	7.8	6.3	6.3	***
	アニメファン (n=101)	72.0	8.5	4.9	3.7	1.2	0.0	0.0	9.8	
	両方のファン (n=132)	30.3	21.3	12.3	14.8	12.3	4.1	0.0	4.9	

※網掛けは残差分析によって有意性が認められた部分 \*\*\*p<.001  
 著者作成

### 3.2. スポーツファンにおけるチームロイヤルティと地域愛着の相関関係について

スポーツファンのチームロイヤルティと地域愛着について相関分析を行った結果、地域愛着 (r=.154 p<.05)、選好 (r=.168 p<.05) との間に正の相関関係が認められた (表4)。しかしながら、相関係数はともに .200 を下回り、これは「ほとんど相関がない」(田部井, 2001) とされる値である。

そこで、西宮市在住者を除く形で分析を再度行うこととした。西宮市在住者はすでに市に対する愛着が高く、チームロイヤルティとの関係を正確に分析できていないと推測したためである。実

際、西宮市在住者では地域愛着を構成する 13 項目のうち 11 項目で天井効果が認められたため、データが測定範囲の上限に偏って分布していると判断した。なお、兵庫県 (西宮市を除く) 在住者では天井効果は 2 項目のみ、大阪府在住者ならびに兵庫・大阪以外の在住者では天井効果は認められなかった。

分析の結果、地域愛着 (r=.205 p<.01)、選好 (r=.213 p<.01)、感情 (r=.172 p<.05) との間に正の相関関係が認められ、地域愛着と選好の相関係数は、「弱い相関がある」(田部井, 2001) とされる .200 をわずかながら超えている (表5)。

このことから、弱い相関関係ではあるものの、

表4 スポーツファンにおけるチームロイヤルティと地域愛着の相関分析結果

	チームロイヤルティ	選好	感情	持続願望	地域愛着
チームロイヤルティ		.168*	.124	.099	.154*
選好	—		.720***	.732***	.935***
感情	—	—		.627***	.902***
持続願望	—	—	—		.817***
地域愛着	—	—	—	—	

著者作成

\*p<.05 \*\*\*p<.001

表5 スポーツファン（西宮市在住者除く）におけるチームロイヤルティと地域愛着の相関分析結果

	チームロイヤルティ	選好	感情	持続願望	地域愛着
チームロイヤルティ		.213**	.172*	.104	.205**
選好	—		.683***	.703***	.931***
感情	—	—		.588***	.883***
持続願望	—	—	—		.802***
地域愛着	—	—	—	—	

著者作成

\*p<.05 \*\*p<.01 \*\*\*p<.001

推しチームへのロイヤルティが高い人ほどチームの本拠地に対する愛着も高いことが明らかとなった。選好との間に弱い相関関係がみられたことから、チームロイヤルティは住みやすさや気持ちよさ、「好き」な程度など、当該地域に対する個人的な嗜好を高めるチカラがあり、比較的短期的に醸成される地域愛着と関係があることが示された。横田・横山（2020）は選好の特徴として、来訪回数や来訪満足度、地域交流度、SNS利用と関係があり、単純に訪問を重ねることで醸成されると述べている。チームロイヤルティの高い人はチームの勝敗にかかわらず何度もその地を訪れているだろう。来訪回数が増えるにつれ、通いなれた場所、好きな場所と覚えることは想像にたやすく、選好との関係には納得がいく。

持続願望との関係は認められなかったが、鈴木・藤井（2008a）が述べるように、感情や持続願望は選好の程度の影響を受けつつ、比較的長期に醸成されるものであるため、チームロイヤル

ティのさらなる上昇、それに伴う選好の上昇が感情、持続願望へとつながっていく長期的な可能性は残されている。本研究においても、「ほとんど相関がない」レベルであるが、感情との間に有意な相関関係が認められている。今後、快適な観戦環境の提供だけでなく、チーム本拠地の特色を感じさせるような工夫や仕組みが構築されれば、選好から感情、持続願望へとより深い次元への地域愛着へとつながっていくかもしれない。

以上のことから、推しのチームを持ち、チームロイヤルティを高めることは地域愛着をも高めることとなり、みるスポーツが第3の居場所構築に寄与することが示唆された。

### 3.3. アニメファンにおけるアニメへの共感と地域愛着の相関関係について

アニメファンにおいても、西宮市在住者の地域愛着は13項目すべてにおいて天井効果が認められたため、西宮市在住者を除いた形で分析を行っ

表6 アニメファン（西宮市在住者除く）におけるアニメへの共感と地域愛着の相関分析結果

	アニメへの共感	選好	感情	持続願望	地域愛着
アニメへの共感	—	.321**	.439***	.164	.389***
選好	—	—	.683***	.661***	.920***
感情	—	—	—	.553***	.895***
持続願望	—	—	—	—	.765***
地域愛着	—	—	—	—	—

著者作成

\*\*p<.01 \*\*\*p<.001

た。その結果、アニメへの共感と地域愛着( $r = .389$   $p < .001$ )、選好 ( $r = .321$   $p < .001$ )、感情 ( $r = .439$   $p < .001$ ) との間に有意な正の相関関係が認められた。いずれの相関係数もスポーツファンよりも高く、感情については「かなり相関がある」(田部井, 2001) 値となった(表6)。

感情は選好のような表層的な好みではなく、情緒的な要素とされる。推しのアニメへの共感性の高い人はアニメに関係した地域に愛着を抱き、比較的短期間で醸成される地域への肯定的な評価だけでなく、そうした嗜好を超え、当該地域に対して『慣れ親しんだものに深くひかれ、離れがたく感じる』(鈴木・藤井, 2008c) 気持ちを持つのだ。本田(2018)がアニメ聖地巡礼を行う旅行者は、アニメだけでなく、その地域にも目を向け、「感情的なつながり」を持っていると述べているが、本研究でもそれを支持する結果となった。横田・横山(2020)はアニメ作中で描かれるイメージを

実際に聖地巡礼でも描けたことで「居場所がある」といった感情が生まれると述べ、岡本(2015)はアニメがなければその地域に足を運ばなかった人々が、アニメを通じてその場所に一種の帰属感を抱くことを指摘している。アニメファンは聖地巡礼を繰り返すことで、当該地域の景色や自然に何度も触れ、住民とのコミュニケーションも深めていこう。その積み重ねが地域と自らを結び付け、より次元の深い地域愛着へとつながっていくと推測する。

### 3.4. 両方のファンにおけるチームロイヤルティ／アニメへの共感と地域愛着について

ここでも、西宮市在住者は地域愛着13項目すべてにおいて天井効果が認められたため、分析から除外した。

分析の結果、チームロイヤルティと地域愛着(それを構成する3要因含む)との間に相関関係は認

表7 両方のファン（西宮市在住者除く）におけるチームロイヤルティ／アニメへの共感と地域愛着の相関分析結果

	チームロイヤルティ	アニメへの共感	選好	感情	持続願望	地域愛着
チームロイヤルティ	—	.218*	.053	.076	.120	.082
アニメへの共感	—	—	.316***	.400***	.293**	.388***
選好	—	—	—	.684***	.646***	.917***
感情	—	—	—	—	.635***	.903***
持続願望	—	—	—	—	—	.782***
地域愛着	—	—	—	—	—	—

著者作成

\*p<.05 \*\*\*p<.001

められなかった(表7)。一方、アニメへの共感との間には、すべてにおいて正の相関関係が認められた(地域愛着  $r=.388$   $p<.01$ , 選好  $r=.316$   $p<.01$ , 感情  $r=.400$   $p<.01$ , 持続願望  $r=.293$   $p<.01$ )(表7)。西宮市に関係のあるスポーツチームとアニメ、両者を推しに持つファンであれば、より西宮市に愛着を感じ、チームロイヤルティ、アニメへの共感ともに有意な関係がみられると予想したが、関係が認められたのはアニメへの共感のみであった。

### 3.5. 各ファンにおける地域愛着の強さについて

スポーツ、アニメ、両方、それぞれの地域愛着について一元配置分散分析を行った(その後の検定: Bonferroni法)(図1~4)。感情を除くすべての項目でスポーツファンとアニメファンの間で有意差が認められ、すべてアニメファンの値が高い結果となった。選好、持続願望に関してはアニメファンと両方のファンの間にも差があり、アニメファンの値が高い。持続願望では、スポーツファンと両方のファン間にも差があり、両方のファンの値が高い。以上の結果から、地域愛着はアニメ

ファンが最も高い傾向にあり、スポーツファンは最も低い傾向にあることが分かる。

吉岡ら(2020)がサッカーファンを対象に、アウェイ試合観戦のための旅行では、サッカー観戦への情熱が大きな動機となっている分、一般的な観光旅行よりも目的意識が強いため、訪問先地域での活動範囲が狭くなる可能性を指摘している。谷口ら(2012)は観光客を対象にした研究において、自然景観や地域の人とのふれあいを求めて来る観光客はその地域への愛着が高い一方、温泉を目的として来訪した人は地域愛着が低いことを明らかにしている。温泉は一施設であり、地域の独自性がそれほど高くないことが影響しているという。

本研究で対象となったスポーツファンもプロ野球観戦という明確な目的のもと現地を訪れ、会場も野球場であることから、地域の独自性は低いと言わざるを得ない。また、2025年シーズンのプロ野球平均試合時間は3時間10分(2025/8/21現在)であり、調査を行った2022年は3時間14分であった(日本野球機構, website)。試合前後の時間を含めると5時間近く滞在するファンもい

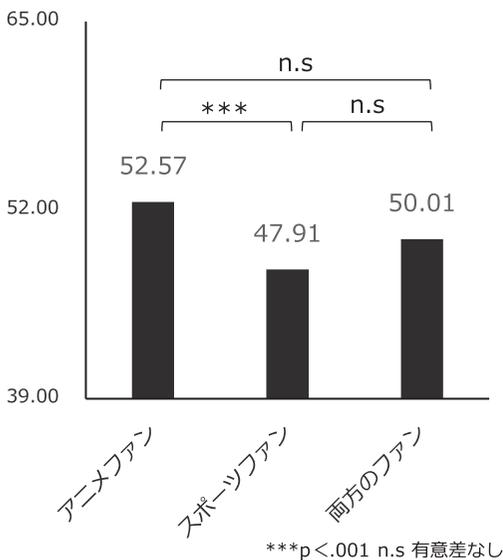


図1 地域愛着の一元配置分散分析結果  
著者作成

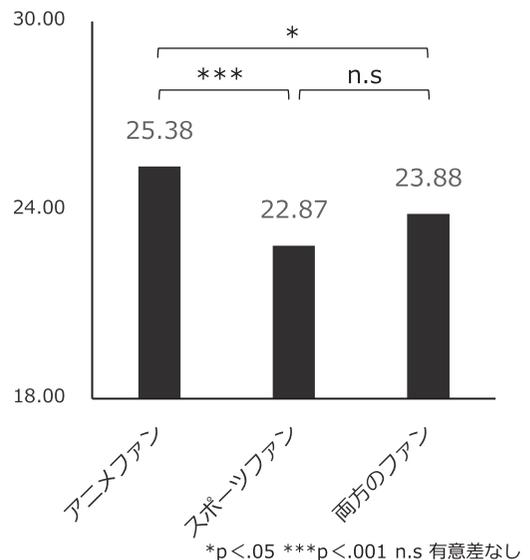


図2 地域愛着(選好)の一元配置分散分析結果  
著者作成

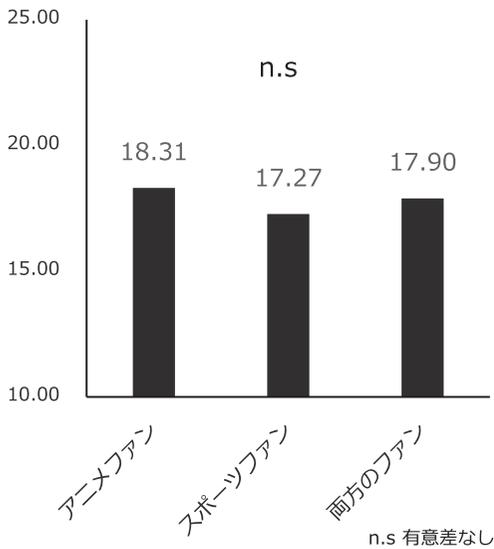


図3 地域愛着（感情）の一元配置分散分析結果  
著者作成

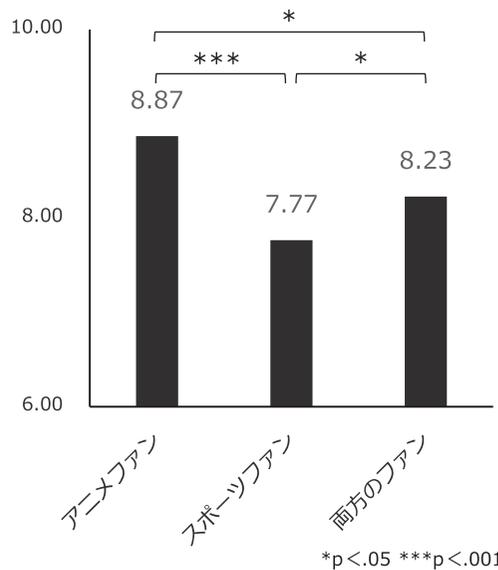


図4 地域愛着（持続願望）の一元配置分散分析結果  
著者作成

るだろう。プロ野球観戦は多くの時間を要し、その分労力も費やすことになる。そうなると、試合前後に地域の独自性を感じられる場所に足を運ぶ余裕がないと感じるファンの気持ちも理解できる。さらに、スポーツはメディアで取り上げられる頻度は高いものの、映像は試合会場内のものにとどまり、当該地域の独自性や特徴がスポーツを通して発信されることは稀である。特に、チームロイヤルティが高い人ほど試合観戦への目的意識が強く、自宅と会場の往復がルーティンになっているとも考えられ、結果として、アニメに比べると地域愛着が低くとどまってしまうのだろう。今後は、吉岡ら（2020）が提言するように、地域全体でスポーツの受け入れ態勢を整えることが必要であり、さらには試合場面での地域情報の発信、試合時間の短縮を目的としたルール変更なども必要であろう。

一方、アニメでは当該地域が作中に何度も描かれることが多い。本研究で対象とした涼宮ハルヒの憂鬱も作品内で幾度となく西宮市内の光景が描かれている。アニメファンはアニメで描かれた地域を訪れることで、作中のイメージをリアルに体

験、具現化し、地域への愛着を深め、自らの居場所だと認識していく。また、アニメファンは聖地巡礼を行っている際、聖地に関係のない観光地にも9割以上が訪問しているという（岩崎ら、2018a）。この特性も地域愛着の高さに関係していると思われる。

ただし、以上の結果から「みるスポーツは地域愛着を高める方法としては不適切」と結論付ける訳ではない。3.2. で述べたように、チームロイヤルティと地域愛着には正の相関関係が認められている。ハロルド（2013）は、「楽しい気分にさせてくれ気晴らしになるようなもの、こうしたものは何であれ、エンタテインメントと呼ぶことができる」と述べており、その定義に従うと、アニメ、スポーツともにエンタテインメントと位置付けることができる。エンタテインメントという共通点のもと、スポーツはアニメを参考に、新たな工夫を模索すべきである。チーム、選手のみを目的とした推し活ではなく、地域にも目を向けさせ、地域の独自性を味わい、文化や歴史を学び、地域住民とのコミュニケーションも深めていく。このような、「推しのチームの本拠地も推す」と

いう推し活を推進していくことが、スポーツファンが地域のパートナーへと変わっていくには不可欠である。

#### 4. まとめ

本研究の目的は、「推し」に着目し、推しのチーム／アニメを持つスポーツファン、アニメファン、両方のファンを対象に、チームロイヤルティならびにアニメへの共感と地域愛着との関係、各ファンの地域愛着の強さの違いを明らかにすることであった。分析の結果、以下のことが明らかとなった。

- \* 推しのスポーツチームを持つファンのチームロイヤルティは地域愛着と正の相関関係にある。
- \* チームロイヤルティは地域愛着を構成する選好と関係がある。
- \* 推しのアニメを持つファンのアニメへの共感も地域愛着と正の相関関係にある。
- \* アニメへの共感も地域愛着を構成する選好ならびに感情と関係がある。
- \* スポーツファン、アニメファン、両方のファンの地域愛着を比較すると、アニメファンが最も高く、スポーツファンは低い傾向にある。
- \* みるスポーツは居場所づくりのツールとなり、共生社会の実現に向けた手がかりとなる。

以上、スポーツファン、アニメファンともに推しの強さに伴い、推しに関係ある地域への愛着も高まることが明らかとなった。これは、推しの対象はスポーツ、アニメそのものであるが、試合観戦や聖地巡礼を通じ、その地域に対しても愛着や関心を抱くようになり、ひいてはそれが居心地の良い第3の居場所構築へとつながることを示唆している。

ただし、本研究には課題が残されている。一つは、ある一時点に取得したチームロイヤルティ、アニメへの共感と地域愛着の関係を検証したにすぎない点である。鈴木・藤井（2008a）が指摘す

るように、地域愛着の醸成には期間の経過が必要であり、わずか一時点だけの値をもって両者の関係性を一般化することはできない。今後は、菅ら（2018）のように時系列のデータを用いた分析が必要となろう。二点目は、本研究では阪神タイガース、涼宮ハルヒの憂鬱を対象に、両者に共通する西宮市に着目したが、阪神タイガースと涼宮ハルヒの憂鬱がスポーツならびにアニメを代表する存在とは言い切れず、あくまで一つの対象について取り上げたにすぎない。今後、他のスポーツやアニメを対象に同様の研究を重ねることで再現性を確保せねばならない。三点目は、推しを持つファン同士間での比較にとどまった点である。推しのスポーツチームを持つファンの地域愛着を探るのであれば、観光や買い物などで西宮市を訪れている方との比較検証が必要であった。それを基に、みるスポーツの効果について考察することが求められる。

最後に、推し活は社会的健康観への好影響（原田ら、2023）、幸福感の獲得（上田・井上、2023）など、ポジティブな効果が報告されている一方で、ネガティブな側面があることを忘れてはならない。投げ銭の問題（廣瀬、2023）、推し疲れ、後追い自殺などである。他にも、林・武田（2019）はスポーツチームへの愛着を通じ、地域愛着やファン同士のつきあいは高まるものの、チームへの愛着を持たない他の住民とはむしろ付き合いおとしなくなる傾向を報告している。パットナム（2006）は橋渡し型（包含型）と結束型（排他型）のソーシャル・キャピタルについて、橋渡し型はより広いアイデンティティや、互酬性を生み出すことができるのに対し、結束型は内集団への強い忠誠心を作り出すことによって同時に外集団への敵意をも生み出す可能性がある」と指摘する。結束型（排他型）は共生社会やDEIとは相反する志向、状態である。同じ推しを持つファンが結束型集団となり、排他的な志向を持ってしまいうようでは共生社会は築けない。

推しのチームの活躍は自分事のように感じら

れ、ファン同士も互いを認め合い、仲間意識を持つことは理解できる。だが、みんなすべて「人間」であることを忘れてはならない。一人ひとり違った属性を持つとはいえ、同じ人間である。サンダーソン(2024)は究極的にはただの同じ人間として、自分と他者との結び付きについて考え方を広げることは、人間に深く根付いている不作為に向かう性向を克服する一助になると述べている。スポーツもその視点を決して忘れてはならない。

2025年1月、ドナルド・トランプがアメリカ合衆国第47代大統領に就任した。第二次トランプ政権の主要公約にはバイデン政権が推進していたDEI事業廃止も含まれ、「ダイバーシティ&インクルージョン」が危機に瀕している(鈴木, 2025)。

一方、日本では第3期スポーツ基本計画の重点施策や日本体育・スポーツ・健康学会の目的変更など、スポーツ界における共生社会やDEIへの関心の高まりは著しい。社会はLGBTQ+, 引きこもり, 不登校, 依存症, 障害, 貧困など多様な社会的困難を抱える人々や性別, 国籍, 人種, 文化, 宗教などに違いを持つ人々で構成されている。これらの人々が互いにスポーツをする時, ルールの確立・順守はもちろん, 互いの属性を尊重し, 受け入れ, 安全かつ公正な環境の下でプレーするDEIの視点は欠かせない。

西村(2023)の中で山口香氏はこう述べている。「スポーツというものは何か大きな荒波を一気に起こすようなものではなく, たぶん小さなさざ波を起こし続けていって, それが少しずつ広がっていく, そういうことだったらできる」, 「スポーツは社会にとって有益なロールモデルになり得る」と。筆者は, みるスポーツにも共生社会を考える手がかりが大いに秘められていると確信している。今後, 社会的包摂とスポーツに関連した研究・実践がさらに進み, スポーツが多様性を包摂する公正な社会の創造に大きく貢献できることを心より願う。

## 参考文献

- 阿部彩(2011)『弱者の居場所がない社会』講談社。
- 有吉忠一・横山勝彦(2013)「スポーツ観戦とソーシャル・キャピタル形成についての一考察: 経験価値を視点に」『同志社スポーツ健康科学』5, 1-8.
- 藤田依久子・前川真姫・高城佳那・澤井朱美(2021)「体育・スポーツ関係学部における性の在り方への対応に関する緊急性—大学生アスリートを主対象としたセクシャリティに関する意識調査—」『環太平洋大学研究紀要』18, 13-22.
- 藤田紀昭(2016)「障害者スポーツ, パラリンピックおよび障害者に対する意識に関する研究」『同志社スポーツ健康科学』8, 1-13.
- 藤山新(2025)「性的マイノリティの包括に必要な体育・スポーツ科学とは」『体育の科学』75(6), 425-429.
- 藤山新・飯田貴子・風間孝・藤原直子・吉川康夫・來田享子(2014)「体育・スポーツ関係学部の大学生を対象としたスポーツと性的マイノリティに関する調査結果」『スポーツとジェンダー研究』12, 68-79.
- 花村春香・澤江幸則・齊藤まゆみ(2022)「運動が苦手な子どもの体育の授業における居場所感の重要性」『日本体育・スポーツ・健康学会予稿集』72(0), 105.
- 原田祐理花・小松優衣・加納里梨・吉村耕一(2023)「『推し』活動が人の健康に及ぼす影響」『山口県立大学学術情報: 看護栄養学部紀要』16, 1-6.
- ハロルド・L. ヴォーゲル(2013)『ハロルド・ヴォーゲルのエンタテインメント・ビジネス—その産業構造と経済・金融・マーケティング』慶應義塾大学出版会。
- 林直也(2016)「スポーツチームへのアイデンティティと地域愛着との関係に関する研究: アマチュアスポーツの試合観戦者に着目して」『Human Welfare』8(1), 47-59.
- 林直也・武田隼(2019)「スポーツチームが地域社会へ果たす役割—試合観戦者のチーム・アイデンティティとソーシャル・キャピタルとの関係から考える—」『人間福祉学研究』12(1), 73-89.
- 日比野暢子(2025)「共生社会における体育・スポーツ科学の役割—誰もがスポーツを楽しみ挑戦できるスポーツ界構築に向けた検討—」『体育の科学』75(6), 440-445.
- 廣瀬涼(2023)「『推し活』を知る」『国民生活』

- 2023年7月号, 1-4.
- 菱田慶文・中嶋哲也 (2019) 「格闘技と社会的包摂—東京都におけるシュートボクシング道場の事例から—」『スポーツ人類学研究』21, 17-37.
- 本田真裕子 (2018) 「アニメ聖地巡礼を通じた旅行者の地域愛着：岩手県九戸郡軽米町を事例として」『お茶の水地理』57, 30-39.
- 飯田貴子・藤山新・風間孝・来田享子・藤原直子・吉川康夫 (2016) 「体育・スポーツ関係学部の大学生を対象としたスポーツと性的マイノリティに関する調査結果第2報 性別, LGBTの知人の有無, 競技レベルに着目して」『スポーツとジェンダー研究』14, 21-32.
- 飯田貴子・藤山新・来田享子・風間孝・藤原直子・吉川康夫 (2018) 「性的マイノリティについての知識に関する考察—ジェンダー観, ホモフォビア, トランスフォビアおよびスポーツ価値観との関係 体育・スポーツ関係学部の大学生を対象としたスポーツと性的マイノリティに関する調査結果第3報」『スポーツとジェンダー研究』16, 20-35.
- 一般社団法人アニメツーリズム協会 (2022) 『アニメツーリズム白書 2022』株式会社暁印刷.
- 井谷恵子・井谷聡子・関めぐみ・三上純 (2025) 『どうして「体育嫌い」なんだろう—ジェンダー・セクシュアリティの視点が照らす体育の未来—』大修館書店.
- 井谷聡子 (2021) 『「体育会系女子」のポリティクス—身体・ジェンダー・セクシュアリティ』関西大学出版部.
- 岩崎達也 (2021) 「アニメ聖地巡礼者の行動分析：関与度と行動動機」『関東学院大学経済経営研究所年報』43, 15-27.
- 岩崎達也・大方優子・津村将章 (2018a) 「アニメ聖地巡礼におけるレポート行動分析」『コンテンツツーリズム学会論文集』5(0), 12-24.
- 岩崎達也・津村将章 (2018b) 「高関与旅行者の行動分析：『夏目友人帳』における聖地巡礼行動を事例として」『九州産業大学産業経営研究所報』50, 63-81.
- 菅文彦・古川拓也・舟橋弘晃・間野義之 (2018) 「チーム・アイデンティフィケーションと地域愛着の因果関係に関する考察—FC今治の本拠地（愛媛県今治市）の住民を対象として—」『スポーツ産業学研究』28(1), 1-11.
- 河口謙二郎 (2025) 「『みる』『ささえる』スポーツがもたらす地域のソーシャルキャピタル醸成」『体育の科学』75(1), 39-44.
- 川西司・菊池秀夫 (2019) 「プロスポーツ観戦者のソーシャル・キャピタルについて：FC岐阜ホームゲーム観戦者の事例研究」『中京大学体育研究所紀要』33, 21-28.
- 風間孝・飯田貴子・吉川康夫 (2011) 「性的マイノリティのスポーツ参加：学校におけるスポーツ経験についての調査から」『スポーツとジェンダー研究』9, 42-52.
- 金玟兌 (2011) 「地域社会でスポーツ組織が担うべき役割に関する研究—コミュニティ機能の再生に向けたスポーツによるソーシャルキャピタルの醸成—」『SSFスポーツ政策研究』1(1), 91-100.
- 木村駿介・中山健二郎 (2023) 「知的障害者eスポーツクラブでの活動が当事者および当事者家族に与える心理・社会的影響に関する探索的検討」『日本体育・スポーツ・健康学会予稿集』73(0), 305.
- 清野栞・金子元彦 (2022) 「障害者スポーツと共生社会に関する一考察」『ライフデザイン学研究』18, 261-271.
- 小玉京士朗 (2018) 「障がい者スポーツによる学生の意識変化に関する研究」『環太平洋大学研究紀要』13, 55-59.
- こども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/policies/ibasho>) 2025/8/14.
- 小城英子 (2004) 「ファン心理の構造 (1) ファン心理とファン行動の分類」『関西大学大学院人間科学—社会学・心理学研究』61, 191-205.
- 小城英子 (2005) 「ファン心理の構造 (2) ファン対象の職業によるファン心理・ファン行動の比較」『関西大学大学院人間科学—社会学・心理学研究』62, 139-151.
- 小城英子 (2006) 「ファン心理の構造 (3) 性別によるファン心理・ファン行動の比較と, ファン層の分析」『関西大学大学院人間科学—社会学・心理学研究』64, 177-195.
- 久保 (川合) 南海子 (2023) 『「推し」の科学 プロジェクト—サイエンスとは何か』集英社.
- 黒田凌雅 (2023) 「アニメ聖地巡礼における交流の実態と関係人口創出の可能性」『日本地理学会発表要旨集』2023a(0), 54.
- Levine, M., & Manning, R. (2013) Social identity, group processes, and helping in emergencies. *European Review of Social Psychology*, 24(1), 225-251.
- Lin Yi-Hsiu (2022) Antecedents and outcomes of social capital: Evidence from a professional

- baseball franchise. *Psychology Research and Behavior Management*, 15, 261-272.
- 文部科学省 a ([https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299\\_20220316\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299_20220316_1.pdf)) 2025/8/14.
- 文部科学省 b ([https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299\\_20220316\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299_20220316_3.pdf)) 2025/8/14.
- 森康司 (2006) 「スポーツ実践とジェンダー観：大学生調査から」『人間科学共生社会学』5, 77-88.
- 森貴信 (2019) 『スポーツビジネス 15 兆円時代の到来』平凡社.
- 日本野球機構 (<https://npb.jp/statistics/2025/time.html>) 2025/8/21.
- 二宮浩彰 (2011) 「プロスポーツ観戦者行動におけるチームに対する愛着とホームタウンへの地域愛着」『同志社スポーツ健康科学』3, 14-21.
- 西村章 (2023) 『スポーツウォッシング』集英社.
- 昇亜美子 (2022) 「Black Lives Matter (ブラック・ライブズ・マター) 運動とオリンピック・パラリンピック大会におけるアスリートの抗議行動」『日本財団パラスポーツサポートセンターパラリンピック研究会紀要』17, 137-178.
- 野田哲夫・宋思佳・倪卉・章立 (2022) 「全国アニメ聖地巡礼地アンケート調査による巡礼地域への影響・効果の研究」『山陰研究』15, 137-155.
- 小淵和也 (file:///C:/Users/Hayashi/Downloads/DA11288\_abstract%20(1).pdf) 2025/8/20.
- 小倉和夫 (2022) 「オリンピック, パラリンピックとジェンダー：女性選手の参加問題と共生社会の理念」『パラリンピック研究会紀要』17, 95-114.
- 岡田桂・山口理恵子・稲葉佳奈子 (2022) 『スポーツとLGBTQ + シスジェンダー男性優位文化の周縁』晃洋書房.
- 岡本亮輔 (2015) 『聖地巡礼 世界遺産からアニメの舞台まで』中公新書.
- 岡安功・Macnaughton Julian・河野慎太郎・Glover Troy (2019) 「スポーツ参加による社会的包摂に関する研究：カナダの地域スポーツに着目して」『笹川スポーツ研究助成研究成果報告書』32-38.
- 小塩真司 (2004) 『SPSS と AMOS による心理・調査データ解析—因子分析・共分散構造分析まで』東京図書.
- 太田碧 (2022) 「マンガ・アニメ・キャラクターに関するオタク尺度」『大学院紀要』88, 14-22.
- 大谷華・芳賀繁 (2003) 「地域交通環境の利用が高齢住民の地域感情に及ぼす影響」『立教大学心理学研究』45, 1-9.
- パトナム・D・ロバート (2006) 『孤独なボウリング』柏書房.
- 來田享子 (2022) 「スポーツ・ジェンダー学の展望」『スポーツとジェンダー研究』20, 47-49.
- サンダーソン・A・キャサリン (2024) 『悪事の心理学 善良な傍観者が悪を生み出す』ディスカヴァー・トゥエンティワン.
- 佐野信子 (2024) 「ジェンダー平等推進に寄与する学校体育の在り方の一提案：『男女共習体育』を包含する『ジェンダー平等な体育』について」『立教大学スポーツウエルネス学部紀要』1, 45-49.
- 重藤誠市郎・吉岡尚美・内田匡輔 (2016) 「発達障害者対象のスポーツプログラムにおける居場所の心理的機能」『アダプテッド体育・スポーツ学研究』2(1), 10-13.
- 鈴木春菜・藤井聡 (2008a) 「『地域風土』への移動途上接触が『地域愛着』に及ぼす影響に関する研究」『土木学会論文集 D』64(2), 179-189.
- 鈴木春菜・藤井聡 (2008b) 「『消費行動』が『地域愛着』に及ぼす影響に関する研究」『土木学会論文集 D』64(2), 190-200.
- 鈴木春菜・藤井聡 (2008c) 「地域愛着が地域への協力行動に及ぼす影響に関する研究」『土木計画学研究・論文集』25, 357-362.
- 鈴木直文 (2025) 「ダイバーシティ・インクルージョン・エクイティ再考—社会的包摂にスポーツはどう貢献できるのか—」『体育の科学』75(6), 404-409.
- 田部井明美 (2001) 『SPSS 完全活用法 共分散構造分析 (Amos) によるアンケート処理』東京図書.
- 田島悠来 (2022) 「メディアが描く『推し活』—メディア報道と表象の分析から—」『帝京社会学』35, 87-115.
- 谷口綾子・今井唯・原文宏・石田東生 (2012) 「観光地における多様な主体の地域愛着の規定因に関する研究—ニセコ・倶知安地域を事例として—」『土木学会論文集 D3』68(5), 551-562.
- 田澤健一郎 (2024) 『わたしたち, 体育会系 LGBTQ です 9 人のアスリートが告白する「恋」と「勝負」と「生きづらさ』』集英社インターナショナル.
- 寺村晃 (2020) 「知的障害者にとっての居場所と地域コミュニティ」『未来共創』7(0), 119-134.
- 土屋萌・田中奈緒子 (2025) 「若年者の『推し活』における消費行動—心理的所有感・時間的態度

- に与える影響—』『昭和女子大学生活心理研究所紀要』27, 27-37.
- 内田匡輔 (2024) 「学校体育における合理的配慮を考える」『日本体育・スポーツ・健康学会予稿集』74(0), 13.
- 上田泰・井上淳子 (2023) 「推し活意識が幸福感に及ぼす影響：推しの心理的所有感の媒介的作用」『成蹊大学経済経営論集』54(1), 47-64.
- Wakefield, K.L. & Sloan, H.J. (1995) The effects of team loyalty and selected stadium factors on spectator attendance. *Journal of Sport Management*, 9(2), 153-172.
- 山田力也 (2006) 「障害者スポーツボランティア活動者の意識変容と役割構造に関する研究」『西九州大学・佐賀短期大学紀要』37, 11-18.
- 山口香 (2023) 『スポーツの価値』集英社.
- 矢野経済研究所 ([https://www.yano.co.jp/press-release/show/press\\_id/3725](https://www.yano.co.jp/press-release/show/press_id/3725)) 2025/8/17.
- 安井友康 (2004) 「車いすバスケットボールの交流体験が障害のイメージに与える影響」『障害者スポーツ科学』2(1), 25-30.
- 横田祐季・横山ゆりか (2020) 「聖地巡礼を通じたアニメファンの地域愛着と聖地移住のプロセス—『ラブライブ！サンシャイン!!』聖地静岡県沼津市の場合—」『日本地理学会発表要旨集』2020s(0), 247.
- 吉岡誉将・杉本興運・菊地俊夫 (2020) 「リーグサッカーファンのアウェイ戦観戦行動と地域受容：スポーツイベントによる地域活性化に向けた示唆」『観光科学研究』13, 1-11.
- 雪村まゆみ (2022) 「アニメ聖地巡礼による空間価値の創出：アート・ワールドにおける背景美術の躍進と能動的オーディエンスという視点から」『アニメーション研究』23(1), 89-100.

## Oshi, place attachment, and belonging in sports and anime fans

Naoya Hayashi\*<sup>1</sup>, Shohei Hyoda \*<sup>2</sup>

Professor, School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University\*<sup>1</sup>, HYODA PRINTING INDUSTRIAL ARTS\*<sup>2</sup>

This study examines the relationship between oshi (lit., “push”; that is, showing support for something/someone) and place attachment among sports and anime fans, focusing on those with an oshi team or anime. The strength of place attachment across the two groups is compared to explore whether sports and anime function as tools for fostering belonging, and ultimately, promoting an inclusive and diverse society. The findings reveal that among fans who have an oshi team, team loyalty is positively correlated with place attachment, especially through the association with preference. Meanwhile, among fans who have an oshi anime, empathy toward the characters is positively correlated with place attachment. This, too, is associated with both preference and emotion as components of place attachment. When comparing the levels of place attachment of sports fans, anime fans, and those who are fans of both, anime fans demonstrated the highest level, while sports fans tended to show lower levels. The paper reveals that both spectator sports and watching anime can serve as tools for creating a sense of belonging, providing insights into realizing an inclusive society.

---

**Key words:** Oshi, spectator sports, place attachment, team loyalty, empathy towards anime characters

## 特集論文：社会的包摂とスポーツ

部活動地域移行・展開に伴うスポーツ参加者の  
ソーシャルインクルージョン儀 繁雄<sup>\*1</sup>, 長谷 伸之助<sup>\*2</sup>早稲田大学スポーツ科学学術院教授<sup>\*1</sup>, 早稲田大学スポーツ科学研究科<sup>\*2</sup>

## ● 要約 ●

日本の部活動の状況は、少子化と教員の過重労働という2つの問題を背景に、大きな変革の時を迎えている。日本は、学校教育の一環としての「部活」から、地域コミュニティ組織への移行を推進している。本研究の目的は、学校を中心とした部活動から地域主導の組織への移行期における社会的包摂の現状を調査するために、社会調査を実施することである。私たちの研究手法は、4つの異なる自治体の教育委員会およびスポーツ推進部局の担当者への半構造化インタビューを行なった。その結果、次のような問題点が明らかになった。第一に、部活動の地域移行は、都市部と地方におけるスポーツ機会の格差を拡大させる可能性がある。第二に、教員の労働時間が短縮される一方で、生徒と深く関わる機会が減少することである。今後は、スポーツにおける「社会的包摂」の再検討を促したい。

● Key words : 部活動, 社会的包摂, スポーツ機会の違い, 生徒と深くかかわる機会

人間福祉学研究, 18 (1) : 43-54, 2025

## I. 緒言

部活動は、少子化に伴い単一学校だけでは出場できない状況が進んでいる。この解決策は、すべての部員に対して平等な出場権利を損なわないため複数校でのチーム編成を認め大会参加を可能<sup>1)</sup>としている。国は、働き方改革として過重労働時間を少なくするため様々な改革を進めており、国の中央教育審議会ではこの問題を審議し答申を2019年に報告<sup>2)</sup>している。それは、学校の部活動を地域移行・展開へ導く新しいシステムづくりであり、計画を実行する段階に来ている。このシステムが、参加者やその家族に対して部活動のような自由選択であり生徒達の友達づくりや技術等を高める環境となり誰でもインクルーシブな環境になるか。現在の部活動環境を地域に移行した場

合、生徒が求めるスポーツ参加の意思や希望を地域で反映できない場合、地域社会の排除者の気持ちにつながる危険性を除けるのか。また現状の地域移行・展開構想が、中央集権的な思考と思われる商業的システムを新たな教育システムに組み込むことで、今後の社会的包摂をどのようにとらえ社会課題の提起となるかを深く探り明らかにすることが望まれる。

ここで日本の部活動の起源とこれまでの流れをまとめると、明治以降の日本の部活動(スポーツ)発祥は、1883年帝国大学運動会(東京大学)から始まり、1886年学生たちが体育会として組織設立<sup>3)</sup>し規定に基づく学生主体の組織を立ち上げた、いわば学生主体による自主的な自治スポーツ組織の発祥といえる。その後、スポーツ参加の波は大学から教育機関へ伝わっている。大正時代

(1912年～)になるとスポーツは大衆的な要素であるとともに国際大会参加者が増え世界的視野でスポーツ活動が行われるようになっていった。昭和時代になるとスポーツを軍事的取り扱いととらえる報告<sup>3)</sup>がみられる。

1945年敗戦により日本は、「民主主義」を基盤とする国へと大きく方向転換させられることになった。国民の話題としてスポーツは、戦後復興に大きく役立っている。国内では野球を中心に学生スポーツが華やかであり、国際大会では水泳の古橋選手の活躍を“フジヤマのトビウオ”として応援するとともに日本が敗戦から国際的に活動できる勇気を導いたといえる。こうした中、当時の文部省は1969・1970年学習指導要領改訂<sup>4) 5)</sup>により授業科目に「クラブ活動」として必修化する改革をおこなった。当時、「クラブは、学年や学級の所属を離れて共通の興味や関心をもつ生徒をもって組織することをたてまえとし、全生徒が文化的・体育的または生産的な活動を行なうこと」(文部省1969年中学校学習指導要領)としている。この制度は提供方法が変わりつつ1999年まで続いている。当時の教育担当者は、スポーツが教育の一部に含まれ教師全体で担当することに対して賛否両論であり、都道府県別に様々な判断がなされていた。結局は、教育に受け入れることとなり海外では見られない「スポーツは教育の一部」へとつながっていった。教育の中の組み込まれたことで、生徒の自主性は薄くなるものの誰でも参加できる正課外のスポーツ文化活動時間を得ることができた。学校では、誰でもどこでもどの用具も自由に無償で使い、指導者(教師)等のもので活動できるインクルーシブな環境へつながっていく。その後、生徒のスポーツや文化実績を顕著な能力評価を一芸とし、その重要性を認め内申点に組み込むことも含まれることも存在している。この実績は、新たな評価視点として入試制度に浸透している。

2000年スポーツ振興基本計画<sup>6)</sup>の見直しによりスポーツを「見る」「する」「支える」を含めた

内容を参加とし、学校スポーツから地域スポーツへの環境変化を導いたが、ほとんどのスポーツが学校中心の部活動から変わることがなかった。2017年文部科学省・スポーツ庁は、働き方改革による教師の負担時間軽減や少子化による単独校チーム出場の困難さ等を踏まえ教育改革を行っている。当初部活動改革実施は、令和5年(2023年)様々な形で部活動から地域連携へと期限をつけて進んだ。現在は、期限をそれぞれの状況によって延長を含め地域連携に加えて地域移行として改革がなされている。これまでの学校部活動環境のようなインクルーシブな参加対応は、都道府県教育委員会等で問題点を調べ進めているがスポーツに対する参加者の包摂的な視点を重要視するよりは部活動顧問制度解体を第一に進めている感がいなめない。

## II. 目的

文部科学省・スポーツ庁が進めている「部活動地域連携・移行」に関する報告は、実証事業報告事例集等や各行政の情報発信により状況を推察することができる。ただし、事例集や情報発信内容にはある程度形式に則った表現が多くみられ、その表現に至る具体的な担当者等の行動や工夫等が明らかではない。さらに、地域の特性を踏まえた問題点も調査しにくい。そこで、今回はいくつかの地区を対象に現状を明らかにすると共にスポーツの持つインクルーシブな現状を明らかにすることを目的とする。

## III. 方法

### 1. 調査・分析の観点

第3期スポーツ基本計画<sup>7)</sup>には、スポーツをどのように捉えるかに関して『「スポーツ」は「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つものとして捉えることとしてい

る』とあり、スポーツ参画（参加）の多様性を踏まえた規定がなされている。これらの多様性を一括して分析することは、スポーツ参加者にとっての「楽しさ」や「喜び」も異なる可能性を無視することとなり、適切ではないと考えられる。そこでこの調査・分析は、部活動における「する」スポーツに焦点を当て、これからのスポーツ参加者にとっての社会的包摂の観点からまとめることとする。

## 2. 調査対象

調査方法は、2つの手法を用いた。1つは、文部科学省報告の令和5年度「運動部活動の地域移行・連携に向けた実証事業事例集」を参考に、調査地区の人口・中学校数・部活動数・参加人数等を基礎データとしてまとめた。この方法で明らかにならなかった対象は、行政が備えたホームページ等を用いて調べた。もう一つは、国内で代表的な3地区（ブロック）を抽出しそれぞれの中学校

教育課の担当並びに教育長により半構造化インタビュー調査を行った。インタビュー調査を行う上で質問内容は、表2に基づいて行い特徴的な内容に関しては個別に質問内容を追加した。なお、質問項目は事前にメールにて伝えている。質問時間は、各60分程度の範囲で行った。

## 3. インタビュー調査地区

調査地区は、スポーツ庁令和6年度地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業3地区と東日本大震災から復興途中の1地区を選んだ。4地区の特徴は表1の通りである。

## 4. 質問内容

質問内容は、表2を質問するとともに関連した内容または特徴的と思われる意見に対して追加質問する半構造化インタビュー形式で行った。質問者は1名、表2に示した質問内容は事前に担当者へメールにて送付している。質問者は、4地区共

表1 選定地区概要一覧

	人口	中学校数	担当者	特徴
A市	約152万5千人	83校	教育委員会課長	部活動地域移行を積極的に進めている関西地区の政令指定都市
B市	約8万8千人	12校	教育長, 教育スポーツ推進関連次長, 職員	九州地区の中堅都市
C市	約3万8千人	12校	教育委員会主任2名, 前年度教育委員会主任	B地区と同じ県内離島地区
D村	地区内1511人 村外2926人	1校	教育担当	令和7年3/31避難指示地区解除

2025.6 現在

表2 質問内容一覧

質問事項	注目視点
○部活動地域移行または地域展開に取り組んでいますか	進捗状況, HP等での情報確認
○進捗状況はいかがですか	活動施設, 指導者, 備品等費用, 運営費
○今後の展開はどのように計画されていますか	リスク管理, 指導者への学習提供, 参加者の移手段
○移行または展開に対する問題点	親等親族との関係, 進学後の対応, 問題発生への対処
○学校教育の変化の可能性	担当者の私見を踏まえた対応

に同一のものが行っている。回答は、質問内容に伴い質問者が記録している。

## 5. 分析方法

回答結果は、質問内容に伴い文字化により類似点と特異点を分類化した。また、特異点あるいは特徴的な表現は、質問者の専門的視点で語彙の理解を共通化するまで質疑応答を繰り返した回答である。今回の質問者（調査員）は、1名であり、すべての調査地区を担当した。

## 6. 回答者への配慮

質問者は、回答者に対して行政発表として示され決定した内容の背景を業務機密に触れないよう配慮し、過度な原因追及は行わないことを心かけて質問した。質問時間は60分を基準に超過時間による回答者への負担を少なくするようタイマーを用いて行った。

# IV. 調査結果

## 1. A市

この地区は、人口100万人を超える政令指定都市であり部活動改革は先進的な市といえる。そのため、情報発信（YouTube・HP等）は、多くの都道府県や市町村の間で教育委員会等と教育現場改革の流れを参考にされる代表的な一つである。回答者は、教育委員会課長1名と質問内容に沿って調査を行った。

部活動地域移行は、令和9年より完全地域移行となることを決定し、具体的な作業として市内全中学校を対象に活動種目と指導者または責任者を3名以上配置して組織化する団体を募集している。参加者の動向は、今後直接関係する小学生4～6年生の児童生徒にアンケート調査を行い児童のニーズ分析を参考に組織する種目選択等を考慮している。リスク管理は、団体管理者すべてが体罰・暴言・ハラスメントをいかなる場合でも許されない認識等を持たせる講習会の実施を計画し

ている。活動時間は、平日16:00～20:30の中の2時間・休日は18:00までの3時間程度とし、長期休業中は別途調整することであった。

個別質問では、部活動改革が進み安定していく中で、次は9教科授業提供の改革になるであろう。その中で体育、技術家庭等の科目見直しが考えられ、次いで教科すべての見直しまで進む可能性を教育長中心に進められているようである。少なくとも教師の科目に対する研修制度は希望により実施することで教育の質と提供の向上をねらっている。なお、A市が所属する県の教育委員会との連携は協力関係に近いこともわかった。

今後は、生徒をクラブ参加者として支援するために、学校開放による施設利用費や用具貸出等を無償にすることで受益者負担を軽減させ生徒の希望に対応しやすいよう検討している。また、施設利用場所と住まいとの移動は公共機関利用に対応する。教育委員会は、参加者に対して自己の目的に合ったスポーツ選択と競争激化よりは将来地域に戻って活動支援する地域愛的な組織づくりを目指していた。

表3 A市調査結果一覧

A市	先進的な地区	回答	個別等意見
○部活動地域移行または地域展開に取り組んでいますか	進捗状況	令和9年度完全実施	準備は整いつつある
	HP等での情報確認	映像配信：教育長，行政HP展開	この教育改革は，一丁目一番地としてとらえ，今後の中学教育改革につなげるだろう
	その他	国内の先端の実行計画と行動推進中	
○進捗状況はいかがですか	活動施設	中学校を含むスポーツ施設	施設利用は，教育の範疇としてとらえてできる限り受益者負担を少なくしたい
	指導者	応募による	指導者組織を作ると共に，各校代表者を置きたい．現在検討中である．また，指導者に対する研修会によりリスク管理も計画している．
	備品等費用	学校施設をほぼ無償で	活動施設利用と同様
	運営費	受益者負担，支援（部活動支援金を代用）	休日手当や交通費等を指導者育成と手当の一部につなげたい
	その他	クラブの在り方についての方針R6.12策定	
○今後の展開はどのように計画されていますか	リスク管理	指定研修参加	指導者研修制度を導入する
	指導者への学習提供	研修会は年1回受講必須	
	参加者の移動手段	公共交通手段等	困窮者参加に対する支援も必要である
○移行または展開に対する問題点	親等親族との関係	児童保護者アンケート調査(小4～6)	学校別に希望種目と指導者の配置を今後の課題として進めたい．
	進学後の対応	強化を目的としない主体性・多岐な活動が基本	参加による内申点加点はしないであろう．また全国大会の必要性は感じない．
	問題発生への対処	クラブ連合会のような組織を作る．そこはあり方策定基準で対処する	
	その他	学区をブロックとして構成しているがそれぞれの環境の違いは理解している	
○学校教育の変化の可能性	担当者の私見を踏まえた対応	部活動改革から教育改革へ視点移す場面がみられる．体育，技術家庭科目の必要性を問うている	今後の中学校指導要領や必要な科目に対する授業展開も変わる時代が来ているだろう．現状のような中学校制度は必要なくなるかもしれない．
	ヒヤリング対象	教育委員会担当2名	

2. B市

B市は，九州地区に位置する約8.8万人の地方都市である．この市は，市町村合併による行政の統合が済んでいるが少子化による学校統廃合推進のため教育環境づくりが大きな課題とされている．

回答者は，教育長と市民スポーツ課関連市役所職員2名であった．なお，調査内容の事前連絡は，参加者が不確定であったため当日口頭で説明を行いながら回答を得た．

部活動地域移行・展開は，改革の必要性は十分

理解しているものの少子化が加速度的に進んでいる中、学校統廃合に伴う生徒の移動をスクールバスにて登校させると共に教育内容の進捗の違いを是正する教育提供方法等に対応している。そのため、生徒のスポーツ参加活動時間確保は、非常に限られておりスクールバス時間に左右され十分な活動とはいえない状況である。また、地域移行に対する指導者バンク制度を進めているが希望する人材確保が非常に難しい状況である。市民の中には「バンク登録をしたいが限られた時間だけに活動するには本業との兼務が無理である」とのコメントが多く存在しているとの報告であった。

今後の部活動改革は、県の指針に基づいて進め

たいと考えている。ただし、生徒のスポーツ参加のための公共交通手段はほとんど機能しないため祖父母等の車対応が現状である。この点も高齢化による運転の安全性を疑問視することがあり生徒のスポーツ参加希望をかなえることは困難であろうとの回答を得た。さらに、経済的理由で大学への進学をあきらめさせざるを得ない家庭環境が増えている現状も報告され、県内の実業高等学校校長先生へ個別調査に対する支援を2校得た。

表4 B市調査結果一覧

B市	本島と離島の関係	回答	個別等意見
○部活動地域移行または地域展開に取り組んでいますか	進捗状況	小中学校の合併等により教育のための移動手段や教育提供改革で部活動まで至っていない	ほぼ進まない
	HP等での情報確認	特になし	
	その他	少子化対策と教育水準の安定を第一に進めている	スクールバスにて送迎を考えると活動時間をどのように確保できるか予想ができていない
○進捗状況はいかがですか	活動施設	現状通り	
	指導者	現状通り	指導者バンクを募っているがまだまだ足りない
	備品等費用	現状通り	
	運営費	現状通り	
○今後の展開はどのように計画されていますか	リスク管理	具体的な回答はない	
	指導者への学習提供	具体的な回答はない	
	参加者の移動手段	具体的な回答はない	
○移行または展開に対する問題点	親等親族との関係	具体的な回答はない	親は働きに出ていて祖父母が様々な対応している家庭が多い
	進学後の対応	具体的な回答はない	
	問題発生への対処	具体的な回答はない	
○学校教育の変化の可能性	担当者の私見を踏まえた対応	合併によるスクールバス利用に関して協議されているが、学校に残って部活動まで対応ができていない	
	ヒヤリング対象	教育長、教育スポーツ推進関連次長、職員	

### 3. C市

C市は、B市と同じ県であり人口約3.8万人の離島である。同市は、2006年3市町村合併により島内の中心的な産業・教育等を担っている。C市は、合併前の1990年代にスポーツアイランド計画として冬季から春に至る閑散期をスポーツ合宿のための施設整備を行い、プロ野球や実業団スポーツ選手等の誘致を行っている。回答者は、現在の教育委員と昨年までの教育委員計2名、ス

ポーツ誘致担当1名合計3名であった。

表5に示すように、県教育委員会等からの指示待ちが現状である。市の合併による小中学校統合は、その後少子化は進んでいるが追加合併なしで教育環境を保持している。運動部または文化部の活動で人数が満たない場合は、近隣の小中学校と合同で活動し大会参加等を行っている。この際の指導者は、学校教員とその地区のボランティア支援によりまかなわれ活動場所への移動手段は参加

表5 C市調査結果一覧

C市	本島と離島の関係	回答	個別等意見
○部活動地域移行または地域展開に取り組んでいますか	進捗状況	県からの指示待ち	
	HP等での情報確認	特になし	島内の活性化のためのスポーツ誘致と部活動地域展開との連携は考えられていない
		すでに、部活動合併と活動内容はそれぞれの場所で運営実行されている	すでに地域移譲は進んでおり新たな改革は望まない
○進捗状況はいかがですか	活動施設	少子化は進んでいるが学校合併がないため従来の活動方法で進んでいる	少子化による合併より少人数での教育提供で進んでいる
	指導者	現状通り	地域の協力者によるボランティア活動が定着している
	備品等費用	学校施設をほぼ無償で	
	運営費	活動団体により徴収はあるが、ほとんど無償である	
○今後の展開はどのように計画されていますか	その他	県からの依頼が現在の活動内容にマイナスにならないか心配	
	リスク管理	現状を維持	
	指導者への学習提供	現状を維持	
○移行または展開に対する問題点	参加者の移動手段	現状を維持	
	親等親族との関係	現状を維持	
	進学後の対応	現状を維持	
○学校教育の変化の可能性	問題発生への対処	現状を維持	
	担当者の私見を踏まえた対応	少子化は進んでおり部の存続を危ぶまれることはあるが、子供たちの志向も変化しており可能な活動に参加しているようである。島内活性化事業としてのスポーツアイランド構想とは供応していない。産業と教育の垣根は高くないものの連携は見られない	
	ヒヤリング対象	教育担当2名、元担当1名 計3名	

者の関係者等が相乗り車にて生徒を移動させている。また、部活動環境とスポーツアイランド計画との関係は、合同で活動することはなく今後も計画はないであろう、とのことであった。

教育職に戻られた元教育委員からは、中学校の部活動に対する少子化対策や指導者及び活動への移動支援等は市内の住民で円滑に行われていると回答を得た。ここで心配な点は、県からの制限された提案があることで現状順調に進んでいるス

ポーツ活動環境が崩れることを心配しているとの意見も得た。

#### 4. D村

D村は、2011年東日本大震災による避難区域として2017年3月末まで帰宅解除が認められなかった地区である。解除から8年を経ているが住民は半数程度しか戻っていない。この調査の質問内容は、担当者が明らかでなかったため事前通達

表6 D村調査結果一覧

D村	震災から復興しつつある町	回答	個別等意見
○部活動地域移行または地域展開に取り組んでいますか	進捗状況	小中合併により9年間ほぼ同様の1校として実施	廃校体育館にバド・ガット製作会社が工場として利用している。2024年より会社から無償で週1,2時間程度の練習指導が実施されている。
	HP等での情報確認	特になし、さらにネット環境がほぼ開通していない	
	その他	閉校した校舎利用企業が無給でバドミントン指導	
○進捗状況はいかがですか	活動施設	小中校、部活はバドミントンと陸上の2つから選ぶ	2024年まで入部強制であった。
	指導者	バドは週1回外部指導者（無給）がある。	
	備品等費用	学校施設をほぼ無償で	
	運営費	無料、ただし、スクールバス利用のため活動時間制限あり	
○今後の展開はどのように計画されていますか	リスク管理	現状を維持	
	指導者への学習提供	現状を維持	
	参加者の移動手段	現状を維持	
○移行または展開に対する問題点	親等親族との関係	現状を維持	
	進学後の対応	現状を維持	
	問題発生への対処	現状を維持	
○学校教育の変化の可能性	担当者の私見を踏まえた対応	生徒の半数は、地域外からスクールバスにて通学している。震災後の特別措置が続いているが、地域内の活性化が非常に低くネット環境は非常に限定させた場所しか対応できていない。国内の整備されて状況から考えると文化的手段が後退しているように感じる。	
	ヒヤリング対象	教育担当1名	

はできず役場訪問により調査日決定と担当者への資料伝達を行った。回答者は、教育担当1名であった。

まず、村内の教育環境と帰還者等を状況掌握のために質問した。中学校は、震災前3校であったが現在は小中一貫校1校であり、さらに村内にも住所を持ちつつ村外に住む生徒が全校生の半数であることがわかった。部活動参加は、必須であり陸上・バドミントンのいづれかを選択する方法であった。部活動活動後の村外生徒は、スクールバスにて移動していた。なお、参加必須は2025年度より選択となった。

D村の担当者からの回答は、日本国内で動く部活動問題よりは村外生を含めた地域への帰属性や教育に対する整備をどのようにすべきかを検討している段階の回答であった。その中で、ネット環境がほぼ整備されておらず前時代に取り残されている感が強く感じられた。さらに、村内を巡回したところ休日であってもほぼ子供と会う機会はなくインクルーシブという概念を他の地域と一律に当てはめて考えにくい状況がうかがわれた。

## 5. B. C市 ヒヤリングによる教育

B市調査の際に、追加調査支援を得られた2校校長先生（B市・C市計2校の実業高校）から大学進路に関する状況とその背景を調査した。2校共通することは、定員充足はできており学業の最上位1.2名は旧帝国大学合格が可能ほどの学力を有しているとの報告であった。両校ともに高校偏差値が相対的に高くないものの極めて優秀な生徒が入学した背景を質問したところ、確定的ではないが生徒は両親などの願いをかなえるために実業系高校進学を選択したのであろう。と両校校長先生ともに同一回答であった。

## V. 考察

### 1. スポーツ参加の意義と参加者の選択

4か所の市・村の調査結果より、スポーツ参加

の選択と自由度は交通インフラ整備度または行政の資金力や家庭の生活力により違いが存在すると言える。A市は、生徒数、学校数が非常に多く少子化を感じられず、教師の負担軽減を目的とする明確な方向性が定まっている。そのため、令和8年部活動終了に対する将来像を推定するため、小学生への事前調査と共に指導環境審査や指導者への活動視点を明らかにすることで、生徒たちの選択を自由であり危険性を少なくする取り組みがなされている。さらに、活動が開始したのちの参加者が将来の指導者になるよう地域帰属への期待や教育自体の改革まで考える職場環境と将来像を見定めている。ここでは、経済的に困難な状況にある生徒に対する支援や参加者に対する受益者負担をできるだけ軽減するシステムも含まれている。

一方、他の2市1村は少子化対策に伴う教育環境整備や生徒の移動方法等を具体的に対応しており、部活動に対する対応を重点に置けない現状も明らかである。B市D村は、生徒のスポーツ選択を実現したいが教育の充実を図ることが先決事項として取り組んでいる。C市は、少子化は進んでいるが地域の協力によりスポーツ参加は選択制限があるものの順調に進んでいることがわかった。ただし、今以上の少子化が進むとB市D村の取り組みに類似した現象が起きるのではないかとと思われる。

生徒が主体性をもってスポーツ参加を実現できなかつ活動場所への移動支援や活動のための資金を考えると、地域格差は拡大するだろう。都市型では、移動インフラや指導者の確保、支援者の数の多さが整い生徒の選択も多岐にわたることでインクルーシブな条件は整いつつある。一方、人口密度の低い地域では、学校合併等による教育環境整備を第一とし自主活動の環境整備まで到達できない可能性が高い。少子化のみならず過疎化が進み経済状況も厳しいものが予測できる。日本が作ってきた「教育とスポーツ」システムは崩壊し、生徒にとってのスポーツの意義が都市型と過疎地区型に分かれる時代が到来する予測が立つ。そう

であるなら、人口動態状況等の地域特性を踏まえたスポーツ参加における社会的包摂の在り方について、よりきめ細やかな議論が求められるところと言えよう。

## 2. 働き方改革による教師の主体性

今日は、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として Society 5.0 が標榜される情報境の中で、教師の過重労働時間や専門教科の指導にも妨げが生じている等の指摘も散見されているが、教師が指導者として部活動参加の希望や部の指導管理等による生徒とのつながり強化や教師自体が部の組織運営中心であり決断することによる管理技能の向上を示していることは全く触れていない。さらに、教師または教師を望む若者の希望を調査していないが、教育職への魅力・やりがいを低下させる恐れがあり、進路先として選択されることさえ狭まる危険性があり、実際にそのような状況にあると感じられる。A市との面談の中で「部活動で優秀な成績を残した指導者」は、教育委員会等の行政職を経験することで優秀な管理職となるのではないかと質問したところ、その可能性は十分考えられる。管理職の専門教科に保健体育の者が多いことも背景にあるだろうとのことであった。教師の重過労は明らかであるが、一方で教師やりがいの選択を兼職兼業制度でまかなうことが魅力ある職業となるのであろうか。また、教師を選択した者が技能向上のための学習する時間も増えるであろう。非常に重要なことであるが、この中で生徒とのふれあいや情報交換による教育効果を高める術を座学以外で増やすための指導力向上環境を新たに整備することが求められるであろう。

## 3. スポーツ参加による環境の新たなインクルージョン

スポーツ参加には、誰でもどこでも誰とも共存することによりそこで生まれたルールのもと活

動することがインクルージョンになることであろう。ならば、様々な場面で様々なスポーツ活動が生まれてよいはずだが、なぜ参加するかが明らかでないことに広がりを感じられない。当然、参加する人が多く存在し自由な時間が共存できることで、集まった者達の中で目的が共有するまたは情緒的な行動としての笑顔等が生まれ易いものに「スポーツ」が位置付けるであろう。

今回調査した4つの市村で全てを述べることは危険であるが、確実なことは自主的な活動や環境づくりでないことが共通する。日本のスポーツ発祥は、大学生という好奇心が高い集団で限られた校地内の密集した環境がスポーツ育成を加速的に進めたと言えよう。思弁的な記述との指摘を恐れず言うなら、戦後日本はそれを教育環境に組み込ませて必要性を唱え集団の供応性や個人の限界値向上等により興味を高ぶらせた。さらに、それを経験した大人は、帰属性的に子弟への活動推進を推奨することで生活化へとつなげて行き、世論では特筆した成績を残す者を憧れるような情報発信へとつながっていったのではないだろうか。A市は活動環境と人数が整っていることで場所・指導者を教育環境から切り離そうとしている。しかし、施設はこれまで通りのため抜本的な改革とは言えない。B～Dは、そもそもスポーツ参加人数が低下していることで人口密度が下がり興味を持たすことができにくい状況になっているのか。そう考えるとスポーツ参加には、人口密度が非常に大きな要因であろう。

もう1点、グローバルなスポーツは細かいルールが制定され、それを実行するうえで服装や器具、活動時間と場所の確保といった資金と支援者が重要になる。これを獲得できる人物はほんのわずかであり選ばれた人物になるだろう。この場合のインクルージョンは、参加するものではなく「見る」者に対しては共有できるがスポーツ以外の芸術でも同じことが考えられる。これらの問題については、本稿が「する」スポーツに焦点をあてて論じたものであることから、「見る」「支える」スポー

ツを包含して考えた場合には、新たな知見を導き出すことができた可能性もあるが、その点については今後の研究課題として残すこととなった。

## VI. まとめ

今回、部活動地域移行をスポーツの視点で調査を行った。4か所の調査では日本の部活動の現状をすべて述べることはできないが、以下の点は明らかになった。または、現状を推定できるものとしてまとめた。

- ・部活動地域移行は、教師の負担を軽減できるが一方では教師のやりがいや教師の組織づくりの力向上や生徒との深い交わりをするチャンスを削減された可能性が高い。さらに、今後の教育提供を志す者（生徒時代の経験を帰属する者）を減ずる可能性がある。
- ・スポーツの発祥は、やはり人々が多く集まることにより組織され活動するものであろう。
- ・スポーツのインクルージョン（包摂）は、重要な視点であるが日本の社会で具体的活動するには文部科学省スポーツ庁リードに加えて、地域の人口密度や生活力を加味して新たな生まれを待つことが必要ではなかろうか。この新たな生まれは、教育で得られた部活動感を子弟に伝え

るのではなく、子弟が独自に活動することを待つことがスポーツインクルージョンにつながるものであろう。

## VII. 参考文献

- 1) 公益財団法人日本中学校体育連盟 (2023) 「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」
- 2) 文部科学省 (2019) 学校における働き方改革について [https://www.google.com/url?client=internal-element-cse&cx=080418fab60ca47f3&q=https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/hatarakikata/index.htm&sa=U&ved=2ahUKewikvpihvZOPAxUPslYBHSD9A58QFnoECAIQAAQ&usq=AOvVaw34J8ZLv\\_VET5mSbmA-7voW](https://www.google.com/url?client=internal-element-cse&cx=080418fab60ca47f3&q=https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/index.htm&sa=U&ved=2ahUKewikvpihvZOPAxUPslYBHSD9A58QFnoECAIQAAQ&usq=AOvVaw34J8ZLv_VET5mSbmA-7voW)
- 3) 高嶋航著 (2015) 「軍隊とスポーツの近代」 青弓社
- 4) 文部科学省 1969年中学校学習指導要領 <https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s44j/index.htm>
- 5) 文部科学省 1970年高等学校学習指導要領 <https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s45h/index.htm>
- 6) 文部科学省 2000年スポーツ振興基本計画 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/plan/06031014.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/plan/06031014.htm)
- 7) 文部科学省スポーツ庁 2022年第3期スポーツ基本計画 [https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/1372413\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00001.htm)

# Social inclusion in school-based club activities during a time of transition

Shigeo Iso<sup>\*1</sup>, Shinnosuke Hase<sup>\*2</sup>

Professor, Faculty of Sport Sciences, Waseda University<sup>\*1</sup>, Graduate school of Sport Sciences, Waseda University<sup>\*2</sup>

The Japanese government is promoting a significant shift in school-based club activities (“Bukatsudō”) from integral parts of school education to programs run by regional community organizations due to two factors: a declining birthrate and teachers’ excessive workload. This study employed semi-structured interviews with officials from boards of education and sports promotion departments in four Japanese municipalities to investigate the current state of social inclusion during this transitional phase. We identified three key issues. First, disparities in access to sports opportunities between urban and rural areas are likely to widen. Second, while the reform may reduce teachers’ workloads, it also limits their opportunities to build deep connections with students. Finally, this study underscores the need to re-examine the concept of “social inclusion” in sports.

---

**Key words:** bukatsudō, social inclusion, differences in sports opportunities, building deep connections with students

## 特集論文：社会的包摂とスポーツ

## 包摂的社会に近づくためにスポーツに何ができるのか

鈴木 直文

一橋大学大学院社会学研究科教授

## ● 要約 ●

社会的排除／包摂の概念は学術的な分析概念として定まった定義が存在せず、とくにスポーツと社会的包摂を語るとき「スポーツへの包摂」と「スポーツを通じた社会的包摂」とが混同されやすい状況にある。本稿はA・センの社会的排除についての批判的検討を拡張し、スポーツを通じた社会的包摂のプロセスをケイパビリティ・アプローチに基づいて理論的に定式化することを試みた。スポーツをすることは「好きな何かに時間を投じる」機能の一要素として間接的に人の福祉を構成するものの、スポーツを剥奪されることが直ちに社会的排除とみなされるわけではない。スポーツが社会的包摂に寄与するのはそれを契機として排除された人たちのケイパビリティの拡大をもたらすメゾ構造が生成されるときであり、そのプロセスは「楽しさ」を求める自由を基礎とした共感が、マイノリティとマジョリティ双方のエイジェンシーとしての自由の行使を促すことによって駆動する。

● Key words : 社会的排除, 社会的包摂, ケイパビリティ・アプローチ, エイジェンシーとしての自由, ダイバーシティサッカー

人間福祉学研究, 18 (1) : 55-72, 2025

## 1. はじめに

スポーツが「社会的包摂 social inclusion」に資するべきものとして最初に政策言説に盛んに登場したのは、1990年代終わりから2000年代初頭のヨーロッパ、とくにイギリスにおいてであった (Coalter et al., 2000; Collins & Kay, 2003; Long et al., 2002)。その後、スポーツを開発課題の解決に活用しようとする実践が「開発と平和のためのスポーツ Sport for Development and Peace (SDP)」として世界的に拡大する過程で「スポーツ x 社会的包摂」の言説も北米やグローバルサウスへと浸透していく (Haudenhuyse, 2017; Spaaji et al., 2014)。

同時期に「インクルージョン」の語そのものも、

グローバルな市民権を得る。北米ではいわゆる「ダイバーシティ経営」の流れに合流し Diversity & Inclusion (D&I), Diversity, Equity & Inclusion (DEI) の名で企業経営の世界でも流通するようになる (Hunt et al., 2015; Roberson, 2006; 柳, 2024)。グローバルには、拡大する富の格差への懸念から経済成長と社会的包摂を同時に希求する「包摂的成長 inclusive growth」の理念が提起され (World Bank, 2013), 「誰一人取り残さない Leave No One Behind」をスローガンとする持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) の基調となった (United Nations System Chief Executives Board for Coordination, 2017)。

こうして「包摂的社会 inclusive society」を目

指すことがいまや世界的な共通目標となったようにもみえるが、実際のところそううまくはいっていない。世界各国で排外主義的な政党が支持を伸ばすなど近年包摂的社会とは真逆の方向の世論が勢いを得ており、日本もその例外ではない(塩原, 2019; 鈴木, 2025b)。「包摂的成長」の概念もいわば妥協の産物であって、本来包摂性と成長とは両立し得ないはずだという指摘もある(Rammler & Gupta, 2021)。コトバの流行とは裏腹に、インクルージョンの理念について広い共通理解が得られているとは言い難い。

とりわけ多方面からの外来語としてこの語を受容した日本においては、「包摂的成長」や「包摂的社会」という大きなビジョンに関する議論は乏しく、障害者や性的少数者、外国人といった特定の“マイノリティ”への対応(それ自体非常に重要であるものの)という断片的な適用にとどまっているように思われる。学術的には社会的排除/包摂の概念が貧困研究や社会政策の領域で早々に受容された一方で(阿部, 2011; 岩田, 2008; 大沢, 2007; 中島, 2005; 福原, 2007; 宮本, 2013; 吉原, 2005など)、一般には企業や組織経営の文脈におけるD&I/DEIの急速な広まりの影響が大きく、インクルージョンに対応する訳語の混乱も生じている(鈴木, 2025b)。

さらにスポーツ分野への応用においては、インクルージョン概念の曖昧さが独特な形でもうひとつの混乱を呼び込む。一方でスポーツへの「不参加/参加」が「排除/包摂」に表現上容易に置き換え可能にみえ、もう一方であらゆる社会的弱者やマイノリティが「社会的排除」にあるものとみなされる。こうした構図のなかで、社会的弱者やマイノリティのスポーツへの「参加」を進めることが無条件に「社会的包摂」であるように錯覚されやすい(Coalter, 2002; Suzuki, 2005)。

社会的に不利な状況にある人が、スポーツに参加すること。それはどのような意味で、またどの程度「社会的」包摂の進展だといえるのだろうか。スポーツへの参加を促すことが、逆に社会的排除

に貢献してしまう可能性はないのだろうか。あるいは、スポーツが社会的包摂に寄与しようとしたとき、スポーツ参加の促進という経路を必ず通らなければならないのだろうか。

こうしたことが不問に付されてしまえば、「スポーツへの包摂」は容易にトークニズムへと堕してしまうだろう。格差と分断を生むことを止めない世界の趨勢に歯止めをかけるためのビジョンが「包摂的社会」だとすれば、スポーツはどこまで、またどのようにしてそのような社会構造の根本的な変化に切り込む力を持ちうるのか。このことを問わねばならない。

以下では、次の4つの作業を通じて、この問いに答えることを試みる。まず2000年代初頭のイギリスに立ち戻り、社会的排除/包摂とはどのような概念として出発したのかを確認する。次にA・センによる社会的排除論への批判を出発点とし、社会的排除/包摂をどのように分析概念として定位すべきかを論じる。その上でスポーツに参加することはどのような意味で社会的包摂とみなしうるかを、二節に分けて理論的に検討する。それを通じて、排除された人たちのスポーツへの参加を契機としてスポーツが社会構造の変容に切り込んでいくひとつの可能性を提示したい。

## 2. スポーツと社会的排除/包摂論

### 2.1. 「スポーツへの包摂」か、「スポーツを通じた社会的包摂」か

出発点として、スポーツが社会的包摂に貢献することが政策として推進された2000年前後のイギリスに戻ってみよう。1997年に誕生したトニー・ブレア率いるニュー・レイバー政権は、福祉国家型の再分配でもサッチャリズムの民営化路線でもない「第三の道」の旗頭として「社会的排除」を掲げた(Social Exclusion Unit (SEU), 1998; 中島, 2005)。それはあらゆる政策領域を横断して取り組むべき複合的な問題とされ、スポーツも「パートナー」としての貢献を期待されることに

なる (Department for Culture, Media and Sport (DCMS), 1999).

これを境に、スポーツを通じて「社会的包摂」を推進することを目指す政策や実践、またその有効性を問う調査や研究が盛んになっていく (Coalter et al., 2000; Suzuki, 2007). とくにスポーツが貢献可能な分野として、健康・犯罪抑止・教育・雇用の4つが挙げられたため、これらの分野での政策効果を意図した様々なスポーツ関連のプログラムが生起する。運営主体の多くは非営利組織で、主として地域毎に設置された中間組織を通じてボトムアップの提案に基づいて公的資金が配分された (鈴木, 2008).

これに伴い、プログラムの効果を検証する評価研究が蓄積されていく (Crabbe et al., 2006; Long et al., 2002; Nichols, 2007). このとき明らかになっていったのは、スポーツ参加そのものが無条件にこれらの効果を生むわけではなく、継続的な関係構築や仕組みを意図的にデザインすることが必要だということである (Crabbe et al., 2006; Nichols, 2007). 同時に、こうした外在的な価値の有無に関わらず、スポーツ参加そのものの内在的な価値も認められていいはずだという論点も提出されていた (Coalter et al., 2000; Long et al., 2002).

だが、社会的排除という問題認識が、既存の制度下ではその外側に取り残されてしまう個人や集団が存在し、そのことが彼らが人並みの社会生活を送れない原因になっているということだとすると、仮にスポーツをすることがそれそのものとして価値があるものと認めたとしても、やはりそれだけで社会的包摂が大きく進んだとみなすことは難しいように思われる。

Coalter (2002) は、評価研究において「スポーツへの包摂 *sporting inclusion*」と「スポーツを通じた社会的包摂 *social inclusion through sport*」とを明確に区別するべきだと指摘している。前者が無条件に「社会的」包摂になるとは限らないから、それを後者に接続していくロジックが求められるというのである。

だが後者に着目するにしても、健康・犯罪抑止・教育・雇用への個別の貢献だけをもって社会的包摂が進んだと満足するのも、いかにも物足りない。社会的排除として定義された問題状況の一部が緩和したことを、そのまま社会的包摂と名指すのでよいのだろうか。多様な問題の表出の原因が社会への十全な参加が阻まれていることだと定めたのだから、その根本解決の如何が問われるべきではないか。誰かがそのように企図したか否かにかかわらず、社会的排除／包摂という言葉を使うことの意義はそこにありそうに思われる。

## 2.2. 分析概念としての社会的排除／包摂

こうして、スポーツを通じて社会的包摂を進めようという目論みの成否を知ろうとすれば、やはりその意味を確定できないことがボトルネックになってしまう。実際、社会的排除／包摂を学術的な分析概念として厳密に定位することに成功した例は、いまのところなさそうだ。もともと政策用語として流布したレトリックであって、異なるイデオロギー的立場が混在した多義的な概念であるから、分析的な厳密さにそぐわないのは当然かもしれない (Levitas, 1998; Oyen, 1997; Silver, 1994).

それでも政策の効果検証の要請から、社会的排除ないし包摂を操作化し、測定しようという試みが数多くなされてきた。とくに社会的排除の方は、かなり多くの論者がその意味や適用範囲を問うてきた。かたや社会的包摂の方は、それを反転したものという以上の定義に出会ったことがない。とりわけ、どうすれば社会的包摂が進展するのか、そのプロセスを理論的に定式化しようとしたものは全く見当たらない。しかし少なくともそれは、社会的排除が起きる原理を覆すことを意味するはずである。

だからやはり社会的排除とは何なのかという議論を起点にすることにしよう。概していえば、それは貧困概念の延長上に位置付けられた。イギリスでは、P・タウンゼントの相対的貧困および多元的剥奪の概念と連続性があるものとされ、社会

的排除はそれが生じるプロセスを指すとされた。そのプロセスにおいて排除する主体が存在することが含意されるという指摘や、社会的市民権の不全として定位しようという試みもあったが、関心の大半は顕在化した結果としての多元的剥奪を測定することに割かれた (Atkinson, 1998; Berghman, 1995; Burchardt, 2004, Byrne, 1999; Gordon et al., 2000; Room, 1995)。

しかし社会的排除が相対的貧困や多元的剥奪と概ね同じものとして測定されるだけならば、その概念をわざわざ使う意味は薄いのではないかという批判が成り立つ (Sen, 2000)。開発経済学の文脈からこの批判を提出した A・セン (Sen, 2000) によれば、貧困研究の長い伝統において、何らかの社会関係が剥奪されることが貧しさに関わるという理解は、何ら新しくない。

では社会的排除という新しい言葉の有用性とは何なのか。センは、彼が唱導するケイパビリティ・アプローチの枠組みに接合させることで、それを見出そうとする。彼の議論は、知りうる限り最もフォーマルな定式化に近づいているように思われる。次節ではセンの社会的排除論を概観した上で、それに基づくとスポーツを通じた社会的包摂をどのように概念化することができるのかを、論じることにしてしよう。

### 3. A・センの社会的排除論を拡張する

#### 3.1. A・センの社会的排除批判

センのいうケイパビリティ (capabilities) とは、人々が「価値を見出す理由」のある状態や行為 (beings and doings) (これをセンは「機能 functionings」と呼ぶ) を達成する自由の度合いを意味する (Sen, 1992, 2000)。すなわち貧困とは「最低限の人並みの暮らしを送る自由」(Sen, 2000: 3) がない状態を指す。

人の暮らしの良し悪し (あるいは「福祉 well-being」) は、その人が達成することに価値があると考えられる行為や状態の総体として評価される (Sen, 1992)。人は複数の機能をどんな組合せでどの程

度達成するかを選ぶ自由があり、したがって現実的に達成可能な機能集合の選択の幅がその人の豊かさ、つまり自由の大きさとして概念化される。

セン (Sen, 2000) にとって社会的排除とは、その人にとって重要な機能を達成する自由の剥奪に「社会関係 social relations」が関与する局面のことを指す。概念の意味をそのように制限することが、かえって既存の貧困研究の蓄積への寄与を明確にし、したがってその有用性を高めるはずだと、彼は説く。

センによれば、社会関係の剥奪が社会的排除とみなされる状況は、その社会関係が人の福祉に対して構成的に (constitutively) 重要である場合と手段的に (instrumentally) 重要である場合に分けて考えることができる。前者はその社会関係がそれそのものとして人の暮らしになくてはならないものであり、つまりその人の福祉を直接的に構成する機能のひとつであるとみなされる場合である。後者はその社会関係がそれそのものとして福祉を構成するとみなされるほど重要でなかったとしても、それがなくなると他の重要な機能達成を阻害してしまう場合である。

例えば、友人がいるという機能はそれそのものとして重要であるといえる (一般に、その関係から何らかの利益がもたらされるから友人になると考えることは、動機として「不純」だと認識されるだろう) が、友人がいることは情緒的安心感をもたらしてくれたり、困ったときに頼ることができたりという別の機能にもつながりうる。したがって構成的にも手段的にも重要な社会関係だといえるだろう。

もちろん手段的な重要性を持たないが構成的に重要な社会関係や、構成的な重要性はないが手段的に重要な社会関係というものも想定しうる。セン (Sen, 2000) は「他者と関係を持つ」ことや「コミュニティの営みに参加する」ことを、構成的に重要な社会関係の例に挙げている。後者の例には「信用市場を利用する」ことを挙げる。これを構成的に重要とみなすか否かは人によるが、それが

なければ収入が制限されたり、ある程度の初期投資を要する重要な機会に接続することが妨げられるという意味で、重要なケイパビリティの剥奪の原因になりうるからだ。

ではこのように整理することで、社会的排除概念の有用性はどこにあるといえるようになるのか。セン自身ははっきりと結論しないが、多様な社会・文化的文脈において社会関係が貧困に結びつくパターンを多様に析出する可能性に期待を示しているように見える (Sen, 2000)。たとえば彼は、移民に参政権が与えられないことが極右政党の伸長を招くことや、長期にわたる失業が他の重大なケイパビリティの剥奪へと連鎖する事実を、事例として分析している。

しかし社会的排除の概念をケイパビリティ・アプローチに接続したことは、こうした因果メカニズムを解明すること以上の可能性を秘めていると思われる。とくに単に何らかの社会的営為に参加できないことを社会的排除と呼ぶのではなく、それが人の福祉の評価に含められるべき重要な機能およびケイパビリティに関わる場合に限定すべきだという整理は、スポーツと社会的包摂について考える上で非常に示唆的であり、また包摂的社会とはどのような社会なのかを明らかにすることにも道を拓く可能性がある。

### 3.2. ケイパビリティ・アプローチによる社会的包摂の理論的定式化に向けて

#### 3.2.1. スポーツ参加を社会的包摂と呼ぶための要件

ただしセンが提示した枠組みをスポーツと社会的包摂についての検討に応用するには、いくつかの難点をクリアしなければならない。まず第一に、セン自身は社会的包摂とは何かについてほとんど言及していないから、これを補わなければならない。

センに従えば、スポーツに参加するという機能が構成的または手段的に人の福祉の評価に欠かせないものであれば、そこに参加できないことが社

会的排除とみなされることになる。この場合には、スポーツに参加するケイパビリティがない人たちがそれをできるようにすることを、社会的包摂だといってよいことになるだろう。したがって次節および次々節は、これを検討することから始めることになる。

もうひとつの可能性は、スポーツに参加する機会を、他の重要な機能達成のケイパビリティ拡大につなげるために意図的に作り出す場合である。ニュー・レイバー時代に生じたスポーツ・プログラムはそのようなものだったし、SDPもそれを目指した運動であった。スポーツを起点に創出された新しい社会関係がより広い意味でのケイパビリティの拡大に寄与するならば、それは社会的包摂だといってよさそうである。

#### 3.2.2. メゾ構造としての「社会関係」

第二の難点は、センのいう社会関係の意味がかなり曖昧だということである。上述したように、彼の挙げる社会関係の例は、単に人と関係を持つことから社会を構成する諸制度（信用市場や選挙権）へのアクセスの次元まで幅広い。社会学からみれば、人の行為はすべからず社会関係に埋め込まれているともいってしまう。せっかく社会的排除の意味を限定しても「社会関係」の意味を無差別に適用できてしまっただけでは、概念の適用範囲がまた無制限に広がってしまいかねない。この問題を解決するために、ケイパビリティ・アプローチを社会学に接続する必要があるだろう。

ケイパビリティ・アプローチは、個人の効用（＝幸福の度合い）の集積を社会的厚生と定義する功利主義に基づく厚生経済学主流派への批判として提起された (Sen, 1992)。つまりケイパビリティ概念は個人の生活の良し悪しを何によって代表させるべきかという議論への回答であり、あくまで個人の属性として扱われる傾向にある。

しかし、ケイパビリティとはある社会・文化的文脈において個人が選択できる行為や状態の可能性の幅であるから、個人の能力はもとより、制度

的・構造的に規定されているはずである (Jackson, 2005)。つまりケイパビリティは、社会学が伝統的に問題にしてきた「構造と主体」の関係において確定する。

センによる社会的排除の事例分析も、個人のケイパビリティが社会構造によって制限されるメカニズムの解析だったといつてよい。言い換えれば、マクロな社会構造の部分をなし、主体との相互作用を媒介するメゾレベルの構造のことを、社会関係と呼んでいると考えることができる (Johnson, 2008; Scott, 2014)。

### 3.2.3. 構造変容のプロセスとケイパビリティ・アプローチ

第三の難点は、メゾレベルに着目することで社会的排除の因果メカニズムが特定できたとしても、どうすればそれを覆すことができるのかは説明できないということである。誰かが重要なケイパビリティを構造的に剥奪されていることが発見されたとき、それを回復するために何が求められるのか。つまり社会的包摂のプロセスとは、どのようなものなのか。単に社会的排除の定義を反映しただけで社会的包摂を定義したことになるのは、このためである。

ケイパビリティ・アプローチは主として社会の状態の評価に向けられたものであるから、社会が変化するプロセスを説明しない。しかしヒントになりそうな論点が二つある。ひとつは、エイジェンシーとしての自由という考え方である (Sen, 1992)。ケイパビリティは人の暮らしの良し悪しを測る指標だが、人は達成可能な機能を目一杯達成しようとするとは限らない。ときに自分自身の福祉を犠牲にしても、自らが信じる価値や社会的な目標の実現のために行為することがある。これをエイジェンシーとしての自由と呼ぶ。排除的な社会構造を改変していこうとする場面では、きつとこの自由の行使が求められることだろう。

もうひとつは、理性に基づく討議への期待である。センの思想は、人間の理性への期待に基づい

ている (Sen, 1999, 2009)。ケイパビリティ概念には、ロールズの社会正義論の批判的更新という意味もあった (Sen, 1992)。世に存在する理想的な社会制度の構想はすべて何らかの意味での平等を希求するが、ひとつの意味での平等は他の意味での不平等を意味するから、お互いに相容れることがない (Sen, 1992)。センのケイパビリティ論は、この概念によって代表される実体的自由 (substantive freedom) の平等を目指すべきだという主張であった。

しかし、後年センは『正義のアイデア』 (Sen, 2009) においてこの自身の立場すら相対化し、正しいひとつの制度を目指すのではなく、受け入れ難い不正義についての合意を基礎に、公共的討議によってこれを解決していくことを提案している。社会的排除とみなされるケイパビリティの剥奪を特定しその解決を目指すことは、この議論にそのまま重なる。したがって社会的包摂のプロセスの理論化には、センのいう公共的討議がどのように具体化されるのかという観点が組み込まれることになるだろう。

### 3.2.4. 「重要な」ケイパビリティの選定過程に参加できるのは誰か

第四の難点は、この公共的討議に参加できるのは誰なのかという問題である。討議の出発点は、誰かの重要なケイパビリティが確かに剥奪されていて、これが社会的不正義だという共通認識ができることである。既存の社会構造上ケイパビリティを制限されている人たちは、社会的マイノリティであるはずだ。つまり彼らの声が公共的討議に乗りにくいからこそ、マイノリティのまま置かれている。とくに数の上でも圧倒的少数者であった場合、どのように彼らの主張が討議の俎上に乗るのだろうか。

実はこのことは、社会状況の評価にケイパビリティ概念を用いることそのものにつき纏う問題である。センは福祉の評価に含まれるべき機能は社会・文化的文脈によって異なるという信念に基づ

いて、普遍的な機能をリスト化しないスタンスを貫いていることで知られる (Nussbaum, 2000)。つまり具体的な機能リストを決定する作業も、公共的討議に委ねられている。社会的マイノリティが公共的討議への参加において不利な立場にいるとすれば、ケイパビリティの評価において彼らにとって重要な機能が採用されにくい状況にあるということになる。

つまり、社会からみて「よい暮らし」や「よい生き方」の決定に影響を及ぼす力を奪われていることこそが、社会的排除だといえるのではないか。だとすれば、社会的包摂の理論は、公共的討議における圧倒的弱者の声を掬い取り、それをマジョリティ側が受け入れるべきクレームだと感じられる状況に漕ぎ着けていく水路を拓くことを含まねばならないだろう。

以上の4つの難点を乗り越えることは、センの正義論をどのように現実の社会に実装するのか、という問いに答えることでもある。それは社会の最も周縁に置かれた人たちのクレームが常に汲み上げられ、それを取り込むように社会構造が改変される仕組みであるはずだ。包摂的社会とは、そのような社会なのではないか。以下では、スポーツという一見福祉の評価においてそれほど重要とは思われないものを入りに、この課題にアプローチしてみよう。

## 4. スポーツをすることの構成的重要性

### 4.1. スポーツそのものは人の福祉の構成要素なのか

スポーツに参加するという機能は、ケイパビリティの評価に含まれるだけの価値があると考えられるだろうか。まずその構成的重要性について検討していこう。スポーツをすることが構成的に重要だという場合、その社会・文化的文脈においてスポーツをすることそのものが（そこから得られる様々な利得を抜きにして）当該社会の構成員にとって達成可能であるべきものとして合意される

ということになる。

注意しなければならないのは、スポーツをすることがもたらすと考えられることが多い心身の健康や交友関係、自己規律やリーダーシップ能力といったものは、すべてスポーツ参加が間接的にもたらす利益であり、手段の重要性に勘定されるべきということである。スポーツはこれらの利益を離れても、人の福祉にとって重要だといえるだろうか。

文脈によってそう合意される場合もあるかもしれないが、突き詰めれば「人による」というのが答えなのではないか (Suzuki, 2005)。それがない生活など考えられないというほどスポーツが好きな人もいれば、スポーツに全く関心を持っていない人や、スポーツに対して強い嫌悪感を持つ人もいよう。

もちろんケイパビリティ・アプローチでは、実際に達成された機能とその達成可能性としてのケイパビリティとを区別するので、仮にスポーツをしない選択をしても「したければできる」（つまりケイパビリティがある）状態が望ましいという主張は可能であろう。しかし「全く達成したいと思わない」という人の福祉にはこのケイパビリティの有無が影響しないはずだから、当該社会の構成員すべてのケイパビリティの評価に一律に含めるのは違うのではないかと思われる。

他方で、人によってはそれがなければ生きる意味が失われるというほどに人を夢中にさせるのもスポーツであるから、そういう人の福祉の評価に「スポーツをすること」が含まれないのも重大な欠落のように感じられる。ではどう考えればいいのか。

### 4.2. 「楽しみ」の機能

その答えは、スポーツをしたくない人が、スポーツをしたい人にとってのスポーツと同じ意味で重要だと思える機能も、福祉の構成要素に含めることだ (Suzuki, 2005)。例えば「純粋な楽しみとて行いう趣味や余暇活動がある」とか、「人生に

において熱中できるものがある」といった機能として定義できるかもしれない。

人によってそれは、音楽や詩作、ダンスといった創作活動かもしれないし、ゲームや賭け事のような遊びかもしれないし、仕事と分け隔てるのが難しい場合もあるかもしれない。いずれにせよ「好きな何か」に時間を投じることが人の生活の豊かさに寄与するということについては、かなりの程度普遍的に合意可能だと思われる。

センとともにケイパビリティ・アプローチの発展に寄与した M・ヌウスbaum は、その主著のひとつである『女性と人間開発』(Nussbaum, 2000)において人類に普遍的に適用されるべき 10 個の中心的なケイパビリティのリストを提案したが、その 9 番目に「遊び play」を挙げ、“Being able to laugh, to play, to enjoy recreational activities.” (p. 80) という短い説明を付している。スポーツをここに貢献する機能のひとつと考えることもできるだろうし、「遊び」以上の何かであるとも考えることもできるだろう。

つまりスポーツの構成的重要性に関する本稿の立場は次の通りである。スポーツをすることは、普遍的にあらゆる人の福祉の構成要素だとはいえない。しかし、スポーツと同等の意味を持つ他の機能とともに、例えば「好きな何かに時間を投じる」機能とか「楽しみ・愉しみ」の機能と呼べるものを達成する選択肢を構成することで、間接的に人の福祉を構成する要素となる。

言い換えれば、スポーツをしやすい社会はそうでない社会より「好きな何かに時間を投じる」という機能達成のためのケイパビリティが大きいと考えられる。ただしスポーツをしたくない人がスポーツをしないことを選択したときにそれを代替する選択肢がないならば、ケイパビリティが平等に保証されていないことになる。よって、ある文脈においてスポーツをするケイパビリティの拡大に社会的資源がどの程度配分されるべきかは、その他の選択肢との比較によって判断されるべきである。

#### 4.3. スポーツ参加の不均衡は社会的不平等とは限らない

つまりスポーツをする自由があることと同様に、スポーツをしない自由があることが重要である。したがって、ある属性の人たちがスポーツをしない傾向が強いことは、直ちに「社会的」排除とみなされるべきではない。スポーツが個人の楽しみとして行う活動である以上、「楽しくない」と感じるなら参加しない自由がある。そのような自由な不参加権の行使を「社会的」排除と呼ぶわけにはいかないだろう。

もちろん、何を楽しい／楽しくないと感じやすいかということ自体が社会構造によって強く規定されている側面を指摘することはできる。しかしそれが確かに構造的に決定されており、なおかつ深刻な剥奪とみなされるべきかを論証することは、ではスポーツを選択しなかった人は代わりに何を選択した(しうる)のか、という問いを要請するはずである。

例えば女性のスポーツ実施率が男性よりも低いことは事実であり、社会構造上、女性のスポーツ参加が男性と比較して困難である事情があることは間違いない。だからといってその事実だけで「女性」カテゴリー全体が「社会的に」排除されているというのはあまりに早計だろう。逆に女性の方が明らかに実施率の高い活動(例えば華道や茶道、ヨガやピラティスなど)について、男性がそこから「排除」されており、したがって「社会的」排除であるとはまず考えない。ある種類の「楽しみ・愉しみ」における不在という意味で、両者は等価であるはずだ。

他方、女性が男性に比べて「楽しみ・愉しみ」を求めるケイパビリティが制限されている可能性はもちろんある。それは例えば、余暇活動に投入できる時間や金銭などの差として観察されるかもしれない。それが例えば再生産労働とのトレードオフとして説明されるなら、構造的なジェンダー不平等の一部をなすと考えることができるだろう。このように「スポーツをしない」ことは、そ

れが「他の楽しみを選択する」ことにつながっていないという証拠と揃うことでようやく社会構造上の不平等として析出できる。

ここまでいえたとしても、では「好きな何か」に時間を投じる自由度の男女格差が解消されたとき、果たしてスポーツ参加におけるジェンダー間の不均衡が（自由な選択の結果として）解消されるかといえば、その保証はない。女性はやはりスポーツではない楽しみに時間を投じやすいまかかもしれない。つまり社会的包摂という意味での前進が、スポーツにおける包摂に直結しない可能性は残される。個人の「好き好き」に任せた結果としての不均衡までも、社会的排除の名の下に是正されるべきとはいえないだろう。

#### 4.4. 楽しみ・愉しみの選好の構造的決定

もし「好きな何か」を皆が同程度選べたとしても、趣味に関わる選好が分離していることこそが社会的な格差の反映なのだ、という主張は確かにありうる。ジェンダーだけでなく、階級や階層によって趣味の選択傾向が異なることは社会学的によく知られていることである（Bourdieu, 1991）。ではこれを構造的不正義、あるいは社会的排除と呼ぶべきだろうか。

直感的には、社会構造上劣位に置かれている人たちが優位にある人たちが楽しむ趣味から排除されていることは社会的不正義だと考えたい。例えば高額の出費が必要な活動を低所得層が楽しむことができないことは経済的不平等であり、是正すべきことのように感じられるかもしれない。しかし想定している状況では、高所得層の人たちが低所得層の人たちが楽しむ活動を選択することも、実は同程度に難しい可能性がある。

経済学的には、所得が高ければ余暇の過ごし方の選択肢が多いと考えることは自然だろう。しかし階層や階級によって趣味の選択が構造的に決定されているのは、金銭コストが拠出可能だとしてもその他の要因（世間の目や家族の反対、物理的環境、受け入れ側からの抵抗、心理的な恐怖や不

安など）によって選択が阻まれるからだ。これが、構造的に趣味の選択が決定されているということの意味である。

もちろん経済的不平等が著しく大きいことは、紛れもなく社会的不正義である。しかし「楽しみ・愉しみ」の形そのものに優劣はない（「好き好き」なので）ことを思い起こしたとき、所得という重要なケイパビリティにおける優劣が、「楽しみ・愉しみ」における選好の違い（優劣ではなく）を手段的に導いたということに過ぎないと考えべきである。

他方、「楽しみ・愉しみ」に優劣がないと考えた場合にも、例えば階層や格差の固定化によって総体としてのケイパビリティの不平等が維持または拡大する構造に加担している可能性は否定できない。この観点からこれを社会的不正義と認定するとすれば、それは趣味やスポーツの構成的重要性ではなく、手段的重要性によって問題視されているのである。

#### 4.5. 例外的少数者の構造的排除

ただしこれは社会構造をマクロに観察した場合であり、ミクロにみると話が変わってくる。構造的にスポーツのしやすさが固定化していれば、当然「(特定の) スポーツをしたいのにできない」という経験を一定数生み出すことは間違いない。

例えば若い頃サッカーが好きだった女性が、年齢が上がるにつれて「女子サッカー」をできる環境が乏しいことが理由で継続を諦めるというケースを考えよう。女性一般がサッカーをしにくいことが社会的不正義といえなくても、サッカーをすることがものすごく大事だと感じる女性にとっては、受け入れ難い構造的排除として経験されうる。

その個人にとって構成的重要性が極めて高い「好きな何か」への参加が構造的な要因によって阻まれてしまうとき、それが「他に代え難い何か」であれば、深刻な剥奪と考えるべきだろう。社会構造によって構成的に重要な社会関係に参与することを阻まれているのだから、これは社会的排除

の経験にほかならない。

ここでは「女性だからサッカーをできない」のではなく、「女性は普通サッカーなんかしないのに、(女性である)私はサッカーがしたい」ということが、問題になっている。特定の「楽しみ・愉しみ」が構造的に選択できないことが不正義として経験されるのは、このようにある社会的カテゴリーのなかの例外的少数者である場合である。

スポーツや「楽しみ・愉しみ」の選択を離れても、社会的不正義の「発見」は、しばしばこのようにして起きる。あるカテゴリーに当てはめられた「適切さ」を越えた選択が「自分にとって価値のあるもの」であるという主張が発せられ、それが周囲の共感を集めていくとき、カテゴリーの枠が綻び、構造が変わるモメンタムが生まれうる。その結果カテゴリーに期待される「適切さ」が変われば、そのカテゴリーに属するすべての人がより自由になることができる。

事実、男性に比べてまだまだ不自由ではあるが、女性にとってサッカーがよりしやすい方向への変化は積み重ねられてきている。それは「サッカーがしたい」と望む少数の女性たちと、その想いに共感して構造に働きかけてきた人たちの主体的選択、すなわちエイジェンシーとしての自由の行使の結果である。

ここでエイジェンシーとしての自由の行使を基礎づけるものは、誰かにとって構造的に重要なケイパビリティの欠落であり、スポーツがときにそれに該当するということである。それは誰かにとって構造的に重要なケイパビリティであるがゆえに、手段的に社会構造を変える力を持ちうるということになる。圧倒的少数者によるクレームが社会構造を変える力を得るに至るのは、自らはもとより他者のエイジェンシーとしての自由を巻き込むことで、それを公共的討議の俎上に乗せることに成功するときだろう。

しかしそのような共感は、どうして生起しうるのだろうか。またそれは「好きなスポーツ」をする自由を超えて、社会的に排除された人たちの自

由全般の拡大にまで接続しうるのだろうか。次節での手段の重要性の検討を経たのち、この点に戻ってくることにしよう。

## 5. スポーツをすることの手段的重要性

### 5.1. スポーツの剥奪は手段的に重要な剥奪か

前々節で整理したように、センの社会的排除論を社会的包摂概念へと拡張すれば、スポーツをすることが社会的包摂とみなしうるのは、スポーツをすることの剥奪が構成的または手段的に重要な剥奪である場合と、スポーツをすることを起点に生起する新たな社会関係が構成的または手段的に重要なケイパビリティに接合する場合のはずである。なお、このとき社会関係とはメゾレベルの構造だと理解できるから、後者はスポーツをすることを含んだ新たなメゾ構造を意図的に創出することを含む。

まず、スポーツをすることを剥奪されることが手段的な意味で重要なケイパビリティの剥奪になるのかどうかを検討しよう。ある個人の経験として、スポーツをすることが他の様々な便益に結びつくことは当然想定できる。例えば、親しい友人ができて楽しい時間を一緒に過ごせたり、体力がついて仕事や勉強でも粘り強くなったり、生活が規則正しくなって効率性が上がったり、人間関係の調整が上手になったり、交友関係が広がって様々な機会に接続しやすくなったり、といったことが挙げられるかもしれない。

ではこのとき、スポーツをするケイパビリティを取り上げられたとしたら、どうだろうか。一旦は大きな喪失として経験する人が確かにいるだろう。しかしこれらの便益は、スポーツを通じてでなくても得られるものばかりである。スポーツがあることが手段的な便益をもたらしているとしても、それらのものを得るための他の手段が用意されているならば、スポーツを奪われることは深刻な剥奪とはみなされないだろう。

反対に、スポーツを奪われてしまうとこれらの

便益が得られなくなってしまう状態があったとすれば、それこそが既に深刻なケイパビリティの剥奪だろう。人々はそれらの便益が欲しければ、スポーツをしなければならないことになる。しかしスポーツは「好きな何か」のひとつでしかない。スポーツが他の重要なケイパビリティに至る経路を独占してしまえば、スポーツでないものを選ぶことがそれらのケイパビリティにおける不利を確定してしまうし、それを避けようと思えば「スポーツをしない自由」を奪われてしまう。

したがってスポーツをする自由を奪われることが手段的な意味で社会的排除とみなされてしまう状況は、ケイパビリティ・アプローチの観点からは存在するべきではない。しかし前節で触れた社会的カテゴリーがある種の趣味や愉しみと結合してしまっている状況では、そのようなことが起きうる。ある種の趣味が特権的な利益を維持する構造の一部であったり、固定的なカテゴリーを再生産する仕組みの一部である例はいくらでも挙げられるだろう。

スポーツをはじめとした「楽しみ・愉しみ」に当たる活動が排除的構造と癒着しうることを踏まえたとき、スポーツが参加者に多様な便益をもたらすからという理由で参加を推進することには注意が必要になる。新たにそこに参加できるようになる人たちにとっては確かにそれらの便益を得るケイパビリティが拡大するだろうが、参加できる人の特権性が解除されるわけではないからだ。

このとき必要なのは、スポーツだけに紐づけられてしまった重要なケイパビリティを、スポーツから解放することである。つまり、スポーツ以外のルートでもこれらのケイパビリティに接続できる状況を作り出すことである。特定の社会関係の手段的重要性を相対化することは、その社会関係の特権性を緩和させ、同時にそれが独占的に保障していたケイパビリティをも特権から解放するだろう。

## 5.2. 代替的メゾ構造としてのスポーツ

翻っていえば、もしスポーツが別の社会関係によって独占されている重要なケイパビリティを解放する代替的なルートになれるなら、そのときスポーツはより包摂性の高い社会構造の創出に寄与したことになる。事実、イギリスの社会的包摂政策やSDPの文脈で生じたプログラムのなかで成功例といわれるものには、既存の社会制度へのアクセスが制限されていたりそれがうまく機能していない地域や個人に対して、スポーツをする機会を創出することを起点としてそれらの社会制度を代替する仕組みを組織していったものが多い(鈴木, 2008, 2014; Suzuki, 2007, 2017)。

つまり、スポーツが社会的包摂に貢献するために、スポーツをしないことが社会的排除だとみなされることが前提となるわけではない。人々に重要なケイパビリティをもたらす社会関係(あるいはメゾ構造)が不足している文脈において、それを肩代わりするような社会関係を創出することもスポーツの手段的貢献だといえる。

再三触れているように、このときスポーツ活動そのものではなく、プログラムを通じて築かれる人間関係の質やスポーツ以外のプログラムとの接合といった要素が重要だということが繰り返し指摘されている(Coalter, 2008; Nichols, 2007)。スポーツに参加することだけでなく、それを含んだ社会関係の総体をどのように構築するのが問われるのである。

### 5.2.1. プログラムの継続性とスポーツの構成的／手段的重要性

さて、あるスポーツ・プログラムが、既存の社会制度の不備を補い、そこにアクセスできなかった人たちに剥奪されたケイパビリティの獲得を促す代替ルートとなるメゾ構造と呼べるまでに至るには、一定以上の時間を要する。つまり、プログラムの継続性が必要不可欠である。その過程で組織が学習を繰り返し、参加者にとって構成的にも手段的にも重要なケイパビリティへのアクセスを

拡大したり安定させたりするようにプログラムの改善が行われる (Suzuki, 2007, 2017).

事業の継続を担保するのは外部から獲得される経営資源である。多くの既存事例は非営利事業であり、金銭的資源について助成金や寄付金に依存している。資金提供者がこれらの事業を支援するのは、HIV/AIDSの予防や治療、若者の犯罪防止につながる等、主として手段的重要性のためである。社会の側からみて重要なケイパビリティを剥奪された人たちが、そのケイパビリティを回復することにつながっているとみなされる必要がある (Suzuki, 2017).

非営利事業を成り立たせるために不可欠なもうひとつの資源は、人的資源である。この場合の人的資源には、事業を運営するスタッフとプログラムの参加者を含む。いずれも十分に多くの人数を継続的に確保するために、その事業がスタッフや参加者にとって構成的な重要性が高いことが重要になる。もちろんなかには手段的重要性に惹かれて参加する人もいるだろうが、継続的な拡大に成功する事業ほど参加者にもスタッフにもそれが「好きな何か」になっている傾向がみられる (鈴木, 2014).

ここで、スポーツが大きな威力を発揮する。その事業が外向きには何らかの手段的重要性に向けられているのにもかかわらず、そこに関わる人にとって構成的に非常に重要だと感じられるために、「好きなスポーツ」がその社会関係の中心にあることが大きく影響するのである (鈴木, 2014; Suzuki, 2017).

### 5.2.2. スポーツを通じて見出される少数者のケイパビリティ

これだけでは、手段的重要性によって金銭的資源が、構成的重要性によって人的資源が、それぞれ継続確保しやすくなるということに過ぎない。スポーツの構成的な重要性に惹かれて人が多く集まっているからといって、手段的な意味でのケイパビリティの拡大が約束されるわけではない。だ

からこの2つが、実際にどのように接続しているのかが問われる。

スポーツを通じて社会的包摂を目指そうとするプログラムは、その事業の発案者が、社会的排除の状態にある人たちを惹きつける構成的な重要性をスポーツが持ち、また社会的に価値があるとされる手段的な重要性にもつながると確信するからこそ生み出される。しかし事業開始時点では、発案者自身もそこに集まってくる「排除された人たち」のことをよく知らない。

そもそも社会的に排除された状態とは、その人たち自身にとってどんなケイパビリティが価値あるものとみなされるのかということが不可視化されている状態なのであった。スポーツを通じて彼らと関係を築くことは、それが見出されていく端緒となる。このとき社会的に排除された対象である人たち自身にも、自らのニーズを自覚したり、言語化したりすることに困難が伴う場合がある。

例えば、精神障害やひきこもりの当事者たちは、「普通」に生きることができないということに苦しさを感じており、できるならば「普通」でありたい、「普通」に戻りたいと望むことがある。彼らがうまく適合できなかった社会において支配的な価値観を、強く内面化しているということである (MacDonald & Marsh, 2005).

また知的障害や発達障害、重度の疾患等を抱えている場合、自らのニーズを言語的に表現したり、論理的に会話をしたりする術を持たないかもしれない。移民や難民の人たちが母国で許された暮らし方をなるべく維持したり言葉が通じる同士で支え合ったりするために集住することは自然な選択だが、ホスト社会と切り離された行動様式や価値観の体系が温存され過ぎれば、相互理解のハードルが高くなってしまう。

このように様々な事情で、何が価値のあるケイパビリティとみなされるべきかという公共的討議への参加を阻まれている人たちと、スポーツを通じて出会うことができる。そのとき、出会う前に抱いていた先入観や偏見が解かれ、相互理解の扉

が開く。つまりスポーツによって開かれた社会関係が対話の場として機能していく（鈴木, 2025a, 2025b）。

プログラムを提供する側は、こうして包摂したい人たちの福祉にとって重要性の高いケイパビリティの束を見出し、それが得られるようにプログラムを改善していく。スポーツ活動の現場で提供できるケイパビリティは限られているので、既存の社会を構成する別のメゾ構造へと橋渡しするようなプログラムを付帯させていくことになるケースが多い。また特定のスポーツは特定の層の参加者と結びつきやすいから、スポーツや楽しみ・愉しみの次元でより強く剥奪を経験している層にとって構成的重要性の高い活動を提供する改善が行われることも多い（Suzuki, 2017）。

### 5.3. 共感の基礎としての「楽しさ」のケイパビリティ

このようにスポーツを起点とした新しい社会関係を、そこに接続する「排除された人たち」にとって構成的にも手段的にも重要なものにしようとするのは、そのプログラムを主宰する実行者のエイジェンシーとしての自由の行使によってである。また彼らがそれを十全に行使することは、社会的排除を経験している当事者たちの声を人の福祉を構成するケイパビリティについての公共的討議の俎上に乗せることを含む。これはつまり、当事者自身のエイジェンシーとしての自由の行使を促すことである。この新たなメゾ構造が維持・拡大されるためには、プログラムに資源を投じる主体（運営スタッフや資金提供者）が公共的討議に新たに提出されたクレームに共感し、これがマジョリティの声へと転化されていく必要がある。

スポーツがこの共感の拡大を駆動する力になるのはなぜか。あるいはどのようなときか。上述したそのスポーツが多くの人にとって構成的価値が高いことは、説明の一部にしかならない。既存の構造において、特定のスポーツは特定の社会的カテゴリーと親和的になりやすいから、大人数を集

めるスポーツはマジョリティの価値観との親和性が強い可能性が高い。スポーツが社会構造を変革する力を持つのは、むしろ社会通念上その人にとって構成的重要性が低いようにみえるのに、実は潜在的にとっても重要なものとしてそれが見出されるときである。

例えば、ホームレス支援としてサッカーを行っているとき、多くの人は意外に思う（鈴木, 2025a）。衣食住が足りていないのに、彼らはスポーツなんかしたいのか、と。この反応はもちろんホームレス問題への理解不足に基づいているのだが、だからこそ「ホームレス・サッカー」との出会いが彼らの社会通念を更新する契機となる。

このとき先入観を更新する基礎となるのは、どんな状況に置かれても人は楽しみや愉しみを持って生きていたいはずだ、という感覚である。このときその人にとってサッカー自体が楽しいものである必要はない。「好きな何か」に時間を投じることの重要性に想いを馳せることができれば、共感は成立する。

だから実は「ホームレス・サッカー」に参加する当事者にとって、サッカー自体が構成的にそれほど重要でなくてもよい。重要なことは、彼らの「楽しみ・愉しみ」を求めるケイパビリティが大きく剥奪されていた事実である。サッカーをするケイパビリティがあることは、そこから一步前進したことに過ぎない。彼らにとってより構成的重要性の高い「楽しみ・愉しみ」は、これから見出されていくのかもしれない。

もっと言うと、社会から排除されていた人たちにとっては、既存のスポーツはとても排他的な「楽しみ・愉しみ」になっている可能性がある。競争的であることや、身体的な強さや認知的な能力が優劣を決めてしまうことなど、現代のスポーツ的価値観は支配的な社会通念と適合しやすいかも。だから彼らにとってスポーツが「楽しみ・愉しみ」の選択肢となり、それを中心に形成される社会関係自体が構成的に重要なものになるためには、スポーツの「楽しさ」を再構築する

ことが求められる。

このことに焦点化しているのが、NPO 法人ダイバーシティサッカー協会の実践である。ダイバーシティサッカーの現場では、そこに集まった人たち全員が楽しむことができるように、サッカーのあり方を対話を通じて変化させるという手法を取る（鈴木、2019, 2020, 2025b）。参加者は、ルールを変化させることで楽しさの配分を変化させられることを体験することになる。その過程で、何を楽しいと感じ、何を楽しくないと感じるのか、そしてそれはなぜなのか、その多様性を感じることもできる。「楽しい」という皆が同じように価値を見出せる状態に至るために、人それぞれに多様なアプローチが必要になるという共通理解が形成される。

このようにスポーツが「楽しい」という誰にでも共感可能な感覚とつながっていることが、一緒にスポーツをする人たちとの共感を育み、それぞれが抱える背景を含めた相互理解を促す力になりうる。これを契機としたメゾ構造としての社会関係が、どこまでその外側のマクロ構造に切り込む力を持つかは、未だ確定できない。しかし「楽しさ」を求めるケイパビリティの普遍的な構成的重要性が認められ、すなわち誰もが「好きな何か」に時間を投じる自由を認められるならば、既存構造における圧倒的な少数者とマジョリティとの共感が成立する基礎になりうる。

## 6. おわりに

社会的包摂について語ろうとするとき、いつも不確かな感覚が伴う。インクルージョンを目指そう、インクルーシブな〇〇を目指そう、と言われても、なんとなくわかった気になれる人もいれば、何をどうしたらいいのかまるでわからないという人もいるだろう。それはきっと、社会的包摂が（少なくとも完全な形では）まだこの世に存在していないからだ。この言い方にすら、不確かさを覚える。社会的包摂とは、状態なのか、行為な

のか、結果なのか、プロセスなのか。存在を同定できないものを、私たちは語ることが苦手である。

その点、社会的排除の方が、幾分かわかりやすい。それは歴史のある時点で存在した状態への名付けであったからだ。もちろん当初からこの名付けに対しての異論や批判はあった。それでもそれが名指す対象としての「問題」が確かにそこにあることは、広く同意されていたとっていいだろう。いまに至っても、特定の人や集団が社会のなかで不当に機会を奪われているといえる具体例を、いくらでも挙げることができる。

学校に行けなくなっていること、性別や性的指向や国籍その他の出自によって、就職や昇進等において差別されること、家がない等の極端な貧困状態にあること、何らかの障害があるために、いつでも一人で出かける自由がないこと、紛争や迫害等のために帰る国がないのに、助けを求めた先の国でも国籍や市民権を得られないこと、幼くして親元を離れなければならない、教育を受ける機会も、人並みに遊ぶ機会も、限られてしまうこと。こうしたことはすべて「本来あるべきでない状態」、すなわち社会的不正義として認識可能である。

誰かが（本人の責めに帰せない事由により！）人並みに社会生活を送れないことを「不当」とし、これを正すべきものとして認定する。その認証ラベルとして、あるとき「社会的排除」が採用された。問題が誰かが「社会」のなかに入れないことなのであれば、当然その人に「社会」のなかに入ってもらおうことがソリューションとなる。こうして「社会的排除」として認定された広範な問題のすべてを解決していく営みの総称として「社会的包摂」が採用されることになる。

しかし「包摂」を「排除のない状態」だとすると、そんな状態は一向に訪れそうにない。「これは排除です」はいえても、「これで包摂は済みました」はいえそうもない。だから「包摂的社会」という状態（言葉の性質上「社会」は「状態」であるはずだ）が「包摂が完了した社会」だとすれば、それはきっと永遠に訪れない。では「包摂的

社会」とは何なのかといえば、それはきっと「排除」が見出されるたびに「包摂」しようとすることにコミットしている社会を指すのではないか。だとすれば社会的包摂は、終わりのないプロセスとして存在すると考えるべきなのだ。

本稿は、以上の問題意識に基づいて、スポーツを起点として社会的排除／包摂概念をできるだけ精緻に定式化することを目指した。とくに、社会的排除概念についてのA・センの批判的検討を引き継ぎ、その対義語とされる社会的包摂概念が（当時の社会的排除同様に）無軌道に濫用されないよう、これを社会変革プロセスの理論として定位することを試みた。とりわけスポーツは、人によって肯定的な経験とも否定的な経験とも強烈に結びついており、そこへの「包摂」を進めることがある種の暴力性を帯びかねないことについて警鐘を鳴らしたかった。他方、スポーツが確かに排除的構造を覆すことにつながる潜在力を秘めていることも、示したかった。

スポーツが多くの人に生き甲斐をもたらし、生活や人生を充実させてくれるものであることは間違いない。しかしそれはスポーツだけの特権ではない。むしろスポーツが社会構造上の特権と癒着しうることを自覚し、これを解体することに寄与できなければ社会的包摂とはいえない。スポーツを剥奪されることが社会的排除になってはならないから、スポーツからの排除だけを問題にするのではなく、排除的構造を補完する代替的なメゾ構造を創り出す起点としてスポーツを活用すべきである。

鍵を握るのは「楽しさ」を追求する自由（ケイバビリティ）である。それは普遍的な共感の礎となりえ、したがって排除されたマイノリティにとっても、包摂を目指すマジョリティにとっても、自らのエイジェンシーとしての自由を行使する基盤となる。A・センのいう公共的討議は、必ずしも理性だけに依存するものではないはずだ。むしろ言語化されないクレームを、身体から発せられるメッセージを含めて拾い上げ、討議の俎上

に導いていく対話の回路が必要で、スポーツはそのプラットフォームとなる可能性をも秘めている。

以上の論点について、本稿は十分な例証や先行研究への言及をしきれなかった。今後の課題としたい。

#### 参考文献

- 阿部彩 (2011) 『弱者の居場所がない社会—貧困・格差と社会的包摂』 講談社。
- Atkinson, Anthony B. (1998) Social exclusion, poverty and unemployment. In Atkinson, Anthony B. and Hills, John. (Eds.) *Exclusion, Employment and Opportunity*. Centre for Analysis of Social Exclusion, London School of Economics, 9–24.
- Berghman, Jos (1995) Social exclusion in Europe: Policy context and analytical framework. In Room, Graham (Ed.) *Beyond the Threshold: The Measurement and Analysis of Social Exclusion*. The Policy Press, 10–28.
- Bourdieu, Pierre (1991). Sport and social class. *Sport: Critical Concepts in Sociology* Vol. 3, 286–303.
- Burchardt, Tania (2004) social exclusion: From concept to measurement to policy: A UK perspective. *Exploring New Approaches to Social Policy*. Policy Research Initiative.
- Byrne, David (1999) *Social Exclusion*. Open University Press.
- Coalter, Fred (2002) *Sport and Community Development: A Manual*. (Research Report no. 86), sportscotland.
- Coalter, Fred (2008) *Sport and Social Capital*. Routledge.
- Coalter, Fred; Allison, Mary and Taylor, John (2000) *The Role of Sport in Regenerating Deprived Areas*. The Scottish Executive Central Research Unit.
- Collins, Michael F.; & Kay, Tess (2003) *Sport and Social Exclusion*. Routledge.
- Crabbe, Tim; Bailey, Gavin; Blackshaw, Tony; Brown, Adam; Choak, Clare; Gidley, Ben; Mellor, Garin; O'Connor, Kath; Slater, Imogen and Woodhouse, Donna. (2006) *Knowing the Score: Positive Futures Case Study Research*. Home Office.
- Department for Culture, Media and Sport (1999)

- Policy Action Team 10: A Report to the Social Exclusion Unit; Arts and Sport*. Department for Culture, Media and Sport.
- 福原宏幸編著 (2007) 『社会的排除 / 包摂と社会政策—シリーズ・新しい社会政策の課題と挑戦 第1巻』法律文化社.
- Gordon, David; Adelman, Laura; Ashworth, Karl; Bradshaw, Jonathan; Levitas, Ruth; Middleton, Sue; Pantazis, Christina; Patsios, Demi; Payne, Sarah; Townsend, Peter and Williams, Julie (2000) *Poverty and Social Exclusion in Britain*. Joseph Rowntree Foundation.
- Haudenhuyse, Reinhard (2017). Introduction to the issue: sport for social inclusion: Questioning policy, practice and research. *Social Inclusion*, 5(2), 85–90. <https://doi.org/10.17645/si.v5i2.1068>
- Hunt, Vivian; Layton, Dennis and Prince, Sara (2015) *Why Diversity Matters*, McKinsey & Company, [https://www.mckinsey.com/~/media/mckinsey/business\\_functions/people\\_and\\_organizational\\_performance/our\\_insights/why\\_diversity\\_matters/diversity\\_matters.pdf](https://www.mckinsey.com/~/media/mckinsey/business_functions/people_and_organizational_performance/our_insights/why_diversity_matters/diversity_matters.pdf) (Accessed 28 May 2025)
- 岩田正美 (2008) 『社会的排除—参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣.
- Jackson, William A. (2005) Capabilities, culture and social structure. *Review of Social Economy*, 63(1), 101–124.
- Johnson, Doyle P. (2008). *Contemporary Sociological Theory: An Integrated Multi-Level Approach*. Springer.
- Levitas, Ruth (1998) *The Inclusive Society?: Social Exclusion and New Labour*. Macmillan.
- Long, Jonathan; Welch, Mel; Bramham, Peter; Butterfield, Jim; Hylton, Kevin and Lloyd, Eddy (2002) *Count Me In: The Dimensions of Social Inclusion through Culture, Media & Sport*. Department for Culture, Media and Sport.
- MacDonald, Robert and Marsh, Jane (2005) *Disconnected Youth?: Growing up in Britain's Poor Neighbourhoods*. Palgrave Macmillan.
- 宮本太郎 (2013) 『社会的包摂の政治学—自立と承認をめぐる政治対抗』有斐閣.
- 中島恵理 (2005) 「EU・英国における社会的包摂とソーシャルエコノミー」『大原社会問題研究所雑誌』561 (2005.8), 12–28.
- Nichols, Geoff (2007) *Sport and Crime Reduction: The Role of Sports in Tackling Youth Crime* (1st ed.). Routledge.
- Nussbaum, Martha (2000) *Women and Human Development: The Capabilities Approach*. Cambridge University Press (池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳 (2005) 『女性と人間開発：潜在能力アプローチ』岩波書店).
- 大沢真理 (2007) 「社会的排除から「生活の協同」へ」『生活協同組合研究』372, 30–37.
- Oyen, Else (1997) The contradictory concepts of social exclusion and social inclusion. In Gore, Charles and. Figueiredo, Jose B. (Eds.) *Social Exclusion and Anti-Poverty Policy*. International Institute of Labour Studies.
- Rammelt, Crelis. F. and Gupta, Joyeeta (2021) Inclusive is not an adjective, it transforms development: A post-growth interpretation of inclusive development, *Environmental Science & Policy*, Volume 124, 144–155.
- Roberson, Quinetta M. (2006) Disentangling the meanings of diversity and inclusion in organizations. *Group & Organization Management*, 31(2), 212–236.
- Room, Graham (1995) Poverty and social exclusion: The new European agenda for policy and research. In Room, Graham (Ed.) *Beyond the Threshold: The Measurement and Analysis of Social Exclusion*. The Policy Press, 1–9.
- Scott, William R. (2014). *Institutions and Organizations: Ideas, Interests, and Identities*. Sage.
- Sen, Amartya (1992) *Inequality Reexamined*. Oxford University Press (池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳(1999) 『不平等の再検討：潜在能力と自由』岩波書店).
- Sen, Amartya (1999) *Reason Before Identity: The Romanes Lecture for 1998*. Oxford University Press (細見和志訳 (2003) 『アイデンティティに先行する理性』関西学院大学出版会).
- Sen Amartya (2000) *Social Exclusion: Concept, Application, and Scrutiny*. (Social Development Papers No. 1). Asian Development Bank.
- Sen, Amartya (2009) *The Idea of Justice*. Penguin Books (池本幸生訳 (2011) 『正義のアイデア』明石書店).
- 塩原良和 (2019) 「分断社会における排外主義と多文化共生—日本とオーストラリアを中心に」『クアドランテ』21, 107–119.

- Silver, Hilary (1994) Social exclusion and social solidarity: Three paradigms. *International Labour Review*, 133, 531-78.
- Social Exclusion Unit (1998) *Bringing Britain Together: A National Strategy for Neighbourhood Renewal*. HMSO.
- Spaaij, Ramón; Magee, Jonathan and Jeanes, Ruth (2014) *Sport and Social Exclusion in Global Society*. Routledge.
- Suzuki, Naofumi (2005) Implications of Sen's capability approach for research into sport, social exclusion and young people. In Hylton, Kevin; Long, Jonathan and Flintoff, Anne (Eds.), *Evaluating Sport and Active Leisure for Young People*, Leisure Studies Association, 3-21.
- Suzuki, Naofumi (2007) Sport and Neighbourhood Regeneration: Exploring the Mechanisms of Social Inclusion through Sport. Ph.D. thesis, University of Glasgow, Department of Urban Studies.
- 鈴木直文 (2008) 「英国グラスゴウの都市貧困地域における社会的包摂プログラムに関する研究」『建設マネジメント研究論文集』15, 61-70.
- 鈴木直文 (2014) 「『スポーツと開発』NGOの『土着化』に関する研究—レソト王国におけるKick4Lifeを事例として」『一橋大学スポーツ研究』33, 3-15.
- Suzuki, Naofumi (2017) A capability approach to understanding sport for social inclusion: Agency, structure and organisations. *Social Inclusion*, 5(2), 150-158. <https://doi.org/10.17645/si.v5i2.905>
- 鈴木直文 (2019) 「ダイバーシティサッカーという挑戦—『生きたい生き方』を包み込む社会へ」『教育』884, 71-77.
- 鈴木直文 (2020) 「ダイバーシティサッカーの『場づくり』とは包摂的社会的縮図」『月刊社会教育』64 (12), 19-24.
- 鈴木直文 (2025a) 「遊びと人権」東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課編『人権啓発学習資料：みんなの幸せをもとめて：同和問題(部落差別)をはじめ人権問題を学ぶために』東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課, 14-16.
- 鈴木直文 (2025b) 「ダイバーシティ・インクルージョン・エクイティ再考：社会的包摂にスポーツはどう貢献できるのか」『体育の科学』75 (6), 404-9.
- United Nations System Chief Executives Board for Coordination (2017) *Leaving No One Behind: Equality and Non-Discrimination at the Heart of Sustainable Development*. United Nations.
- World Bank (2013) *Inclusion Matters: The Foundation for Shared Prosperity*. World Bank. <https://documents1.worldbank.org/curated/en/114561468154469371/pdf/Inclusion-matters-the-foundation-for-shared-prosperity.pdf>. (Accessed 28 May 2025)
- 柳淳也 (2024) 「企業経営におけるEquityの意味とはなにか」『日本労働研究雑誌』66 (5), 42-50.
- 吉原美那子 (2005) 「イギリスにおける包摂的教育の政策とその特質—社会的排除と社会的包摂の概念に着目して」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』53 (2), 75-88.

# What can sport do to help create the inclusive society?

Naofumi Suzuki

Professor, Graduate School of Social Sciences, Hitotsubashi University

The concepts of social exclusion and inclusion have gained global currency, and yet the ambiguity in their meanings is generally deemed problematic. In particular, often overlooked is the distinction between sporting inclusion and social inclusion through sport. This article builds on Amartya Sen's critique of social exclusion in an attempt to theoretically formulate the process of social inclusion promoted by sport. While the functioning of "participating in sport" in itself does not directly constitute every individual's well-being, it indirectly contributes to the breadth of choices comprising the capability of "spending time doing what one truly enjoys". Although being deprived of the opportunity to participate in sport may not necessarily be the manifestation of social exclusion, sport's potential to promote social inclusion lies in its role in the creation of an alternative meso-level structure to supplement the existing social structure when it is found exclusionary against certain individuals. This process would involve the activation of agency freedom of both majorities and minorities in society, based on the empathy rooted in the shared sense of importance placed upon the freedom of "doing what one truly enjoys".

---

**Key words:** social exclusion; social inclusion; capability approach; agency freedom; diversity soccer

## 特集論文：社会的包摂とスポーツ

## 高齢者福祉におけるスポーツの役割と可能性

——加齢とともに多様化するスポーツライフに着目して——

谷 めぐみ

摂南大学現代社会学部講師

## ● 要約 ●

本稿は、スポーツが高齢者福祉に果たしうる役割に着目し、スポーツ活動の目的や楽しみ方が多様化していることについて、中高齢者の運動・スポーツ実施の現状とニーズを直近のデータから探り、アクティブシニアのスポーツライフの掘がりを検討するものである。その中で、マスターズスポーツに関する大会やイベントを取り上げ、国内外で活躍するシニアアスリートの語りから、高齢者福祉における「スポーツのちから」を考察した。シニア世代のスポーツ愛好者は、大会参加と競技のための練習を通して「自分の居場所」を見つけ、目標を持って取り組んでいる。さらに、マスターズの競技会に参加することは、健康維持や社会参加を促進し、挑戦し続けることによる自己実現を追求することであろう。高齢期のスポーツは、習慣化を促すだけでなく、競技や交流などの多様なスポーツライフへの理解を示しながら、文化的・社会的な側面を推進していくことが期待される。

● Key words : 高齢者, スポーツライフ, マスターズスポーツ, アクティブシニア, ライフスタイル

人間福祉学研究, 18 (1) : 73-89, 2025

## 1. はじめに

日本は世界でも類をみない速さで高齢化が進んでおり、直近の高齢社会白書（内閣府，2025）によると、高齢人口は3,624万人、つまり総人口の29.3%が65歳以上であることが報告され、この割合は今後も上昇していくことは確実な情勢とされている。健康上の問題で日常生活に制限なく過ごすことのできる期間を示す健康寿命については、2024年では男性が72.57歳、女性は75.45歳であることが報告された（厚生労働省，2024）。男女とも80歳を超える平均寿命との差にみる高齢化問題の背景には、介護需要や慢性疾患の増大だけでなく、孤立やフレイル（心身の脆弱化）、サルコペニア（加齢性筋肉減弱症）による生活の

質（QOL）の低下などが潜んでおり、独居・老老世帯の増加や地域コミュニティ機能の変容といった顕在化する保健・医療・福祉の横断的な課題に向き合うことが求められている。健康寿命の延伸は、高齢者の生活の質の維持に期待できるだけでなく、国が抱える医療費を含めた社会保障費の問題にも寄与できるものとされている。

高齢人口が増加し続けている現代社会において注目すべきことのの一つが、高齢者が健康かつ自立的に生活し続けることを支援する福祉とスポーツを組み合わせた視点である。その具体的な方策の一つとして、スポーツ活動を通じた健康づくりが挙げられる。高齢者にとって運動やスポーツは、身体機能の維持・向上や転倒リスクの減少、特に定期的な運動は筋肉の維持や関節の柔軟性を保

ち、日常生活で自立した生活を続けることができる活動である(田中, 2007)。さらには、自宅から外に出て他者とのかわりを通して取り組むことで、認知機能の低下防止や精神的な安定、地域社会とのつながりを促進することにも期待できる。特に近年は、「健康寿命の延伸」や「地域包括ケア」を踏まえた健康づくりの文脈の中で、スポーツを高齢期の健康・福祉政策の一部として位置づけようとする動きも活発化している(内閣府, 2025)。各自治体では、このような福祉とスポーツの相互関係に着目し、健康や福祉、スポーツの関連部署課が横のつながりを保ちながら様々な取り組みが進められている。高齢者福祉に着目すると、一人ひとりの尊厳を守り、その人らしいライフスタイルを支援する取り組みの充実が図られ、他者との交流を伴うレクリエーションや誰もが楽しめるユニバーサルスポーツといった、身体活動全般を含むスポーツ活動は、社会活動への参加を促す実践領域の一つとなっている。特に、健康状態が比較的良好で、社会的活動に積極的に参加する高齢者層は「アクティブシニア」と呼ばれ、従来の「支援を要する高齢者」というイメージを大きく転換させている。

高齢者のスポーツ推進にみる政策的文脈では、第3期スポーツ基本計画(スポーツ庁, 2022)において、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策の一つに「スポーツによる健康増進」が掲げられている。日常的なウォーキングや体操、筋力トレーニングなどを通して、健康づくりや体力の維持・向上に意欲的で活動的なアクティブシニアを多くみかけるようになった。一方で、スポーツの本質的な楽しみ方でもある「競う・磨く・極める」ことを意識したマスターズスポーツへの参加率は依然として高くはない。その背景には、体力や健康上の問題、経済的制約や参加意欲の欠如にかぎらず、身近な環境や人的資源の不足、交通手段や参加への入り口といったアクセシビリティに対する不安など、様々な障壁が存在していることが推察される。また、政策や制度面に

においても、高齢期のスポーツに対するステレオタイプの施策は少なからず存在しており、竹崎(2015)の指摘にもあるように、スポーツを愛好し価値を構築する高齢層への理解と議論が十分にできているとは言い難いことも推察される。人生100年時代を迎えた今、中年期から老年期にかけての一人ひとりの活動的なライフスタイルの構築と拡充を図ることは喫緊の課題となろう。そのためにも、高齢期における運動やスポーツの価値と可能性を見出しながら、高齢者福祉の分野に資する方法論や選択肢の充実と議論が期待される。

本稿では、スポーツが高齢者福祉に果たしうる役割を多角的に考察し、その価値と可能性について論じることを目的とする。まず、高齢者におけるスポーツ活動の目的や楽しみ方が多様化していることについて、50歳以上の中年期も含めたシニア世代の運動・スポーツ実施の現状とニーズを直近のデータから探る。次に、生涯スポーツイベントの一つであるマスターズスポーツに関する大会やイベントに着目し、中高齢期におけるスポーツライフの拡がりを展望する。最後に、国内外で活躍するシニアアスリートの語りを通して、高齢者福祉における「スポーツのちから」がどのように寄与できるかを探る。

## 2. 中高齢期の運動・スポーツ実施の動向

かつてスポーツは、競争的でチームプレイを重視した若年層の活動とみなされ、高齢者には健康維持のための穏やかな運動が奨励されてきた。しかし、昨今の高齢期におけるスポーツ推進においては、各人が無理なく楽しく継続できる運動やスポーツを見つけ、それぞれのペースで取り組むことのできるプログラムや活動が推奨されている。その一方で、年齢に囚われることなく夢や目標に挑戦し続ける中高齢者の数は増えていることが報告され(健康・体力づくり事業財団, 2009)、現在もその潜在層と活動ニーズのボリュームは拡大していることが予想される。この章では、中高齢

期の運動・スポーツの実施について、各種調査データからその動向をみていく。

## 2.1. 中高年人口のスポーツ参画とその便益効果

2007年に始まった東京マラソンの成功をきっかけに、全国各地でフルマラソンの大会が開催されるようになった。国内の市民ランナーは約900万人と言われており、2024年には全国47都道府県でフルマラソンのイベントが実施されている。50歳以上のフルマラソンの完走者数をみると、2024年度は50代が9万83人、60代以上が3万6,664人と過去最多を更新しており（一般社団法人アールビーズスポーツ財団, 2025）、シニア世代のフルマラソン人口は増えていることが推察される。さらに、笹川スポーツ財団（2022）によると、年1回以上のジョギング・ランニング実施率は、ここ数年のジョギング・ランニングブームを牽引していた20～50歳代は減少しているが、その一方で、60歳代と70歳代の実施率に上昇傾向がみられる。このことから、健康維持や体力向上のためだけでなく、ランニング愛好者としてマラソン大会やイベントでの目標タイムの更新や仲間と競い合うことも目的としながら、日々トレーニングに励む高齢ランナーも多数存在しているものと考えられる。

スポーツを実施している高齢人口を概観すると、週1回以上の運動・スポーツ実施率は、男性全体の平均が55.6%であり、60代については56.7%、70代が69.1%で、女性全体の平均が49.6%であり、60代が55.2%、70代が67.4%と、男女ともシニア世代のスポーツ実施は平均を上回っている（スポーツ庁, 2025）。実施種目についても、ウォーキング（散歩）やランニング（ジョギング）・マラソン・駅伝、体操、トレーニングといった健康志向の運動種目にかぎらず、テニスやバドミントン、野球といった競い合うことや記録の追求などを目的とした競技スポーツに至るまで、多様な志向を持った高齢者の姿も少なからずみることができる。

また、スポーツ庁（2017）が第2期スポーツ基本計画において、「スポーツ参画人口」の拡大を施策に掲げたように、スポーツは「する」ことに注目されがちではあるが、身体的な理由や苦手意識、また年齢などの阻害要因を背景に、「する」人口になれない者も多い。そのため、ライフステージに応じて、プロスポーツ選手やアスリートの活躍の応援や観戦といった「みる」ことや、イベントや大会を支援するボランティア活動、子どもたちにスポーツを指導する「ささえる」ことなど、多様な参画の仕方が描かれている。この「する・みる・ささえる」というスポーツ参画には、取り組み方によって幸福感に差があり、複合的な参画ほど幸福感が高まる傾向がみられること、「する・みる・ささえる」すべてに参画した者は、日常生活での幸福感が最も高いことが報告されている（スポーツ庁, 2025）。

このようなスポーツ参画や社会参加といった活動は、いずれのかかわりであっても参加し、継続することで、生きがいや楽しみなどの恩恵や便益を得ることができる。特に高齢期においては、これらの活動を通じて社会とのつながりを維持し、心身ともに健康で充実したライフスタイルを送ることが期待される。長ヶ原（2007）は、高齢者のスポーツ参加による恩恵や便益は、健康・身体的効果や心理・精神的効果だけでなく、教育・労働的效果や社会経済的效果、社会集団的效果、社会文化的効果にも及んでいることを指摘している。また、高齢期の社会参加については、心身の健康にもたらす効用に関する研究も蓄積されつつあり、近年では、高齢期の運動やスポーツ参加による身体機能の維持（河野ら, 2021）やフレイル予防（河村・齋藤, 2022）、QOL（曾賀野・木村, 2017）および他者との交流の増加（大井ら, 2025）などに有効であることが報告されている。身体活動および社会活動への参加頻度が高い高齢者はQOLが良好であること（竹内ら, 2013）や、高齢期における社会活動への参加で得た仲間との情緒的つながりが、主観的幸福感に良い影響を与

える可能性がある（崔ら，2021）ことを明らかにしていることから，外出によりスポーツなどの身体を動かす機会を得ることや，生きがいづくりにつなげていくことが求められよう。

これまで高齢者や女性は，身体的に虚弱であり，社会的にも弱者な存在として扱われてきた過去がある（Featherstone and Wernick, 1995；Shephard, 1997；Birren and Schaie, 2006）．高齢期における運動やスポーツに関してはO'Brien Cousins and Burgess (1992) が指摘するように，加齢による体力や身体能力，技術などの衰えは，自然で必然的な結果として出現する現象であることから，リハビリテーションや疾病・介護予防のための軽微な強度の身体活動が適切であるかもしれない．しかしながら，近年は，運動やスポーツを実施するシニア世代の取り組み方をみると，疾病予防や介護予防にかぎらず，嗜好や目的，楽しみ方は多種多様にあると感じる．彼らがスポーツ活動により得られる恩恵や便益は，身体機能の維持や介護予防，フレイル予防にとどまらない，様々な目的と楽しみ方を持って取り組まれていると推察できよう．

## 2.2. シニア世代にみるスポーツの目的と実施ニーズ

50歳以上の運動やスポーツを実施する目的は何であろうか．そのことについて，直近の全国調査のデータ（スポーツ庁，2025）をみると，約8割が「健康のため」と回答している．一方で，少数ではあるものの，「自己の記録や能力を向上させるため」（50代が7.2%，60代が6.0%，70代が5.5%）といった向上心や競技志向を目的として実施している様子も見受けられる．このデータに注目すると，13年前の報告（文部科学省，2013）にみる割合よりも2～5ポイントほど高くなっており，性別でみると，男性の50代が4.9ポイント，60代が1.5ポイント，70歳以上が3ポイント，女性の50代が4.4ポイント，60代が2.3ポイント，70歳以上が1.3ポイント上昇して

いる．健康のために運動やスポーツを実施しているシニア世代はどの時代も多いが，各種大会およびイベント参加や日常的なトレーニングにおいても，精力的に取り組むスポーツ愛好者が男女とも徐々に増えてきていることが推察できよう．

では，スポーツの実施に関してシニア世代の活動種目のニーズは，どのぐらい拡がりをみせているのであろうか．長ヶ原（2007）は，今後始めてみたい運動・スポーツ上位30種目について種目系に分類し，実施希望種目の幅の広さについて説明している．そこで本稿では，笹川スポーツ財団が実施している全国調査（笹川スポーツ財団，2024）のデータを用い，直近の実施ニーズを把握するため分析を試みたところ，図1に示す上位30種目がみられた．

まず，「歩行・走力系（ウォーキング，散歩，サイクリング，ジョギング・ランニング，なわとび）」が5種目，「体操・ダンス・トレーニング系（体操，筋力トレーニング，ヨーガ，ピラティス，フラダンス）」が5種目，「水泳系（水泳，アクアエクササイズ）」が2種目，「球技・チームスポーツ系（卓球，ボウリング，バドミントン，グラウンドゴルフ，硬式テニス，キャッチボール，野球）」が7種目，「アウトドアスポーツ系（ハイキング，登山，ゴルフ（コース），ゴルフ（練習場），キャンプ，乗馬）」が6種目，「ウォーター・マリンスポーツ系（釣り，海水浴）」が2種目，「ウィンタースポーツ系（スキー，スノーボード）」が2種目，「武道系（太極拳）」が1種目と，今後の参加意欲が示されている．長ヶ原（2007）の報告から20年近くを経て，新たに体操・ダンス・トレーニング系ではピラティスとフラダンスが，球技・チームスポーツ系ではバドミントンとキャッチボール，野球が，アウトドアスポーツ系ではキャンプと乗馬が，ウィンタースポーツ系ではスノーボードが，今後の参加意欲を示す種目として加わっている．これまで様々な調査において，歩行・走力系および体操・ダンス・トレーニング系の単独でも実施可能な活動種目については，実施

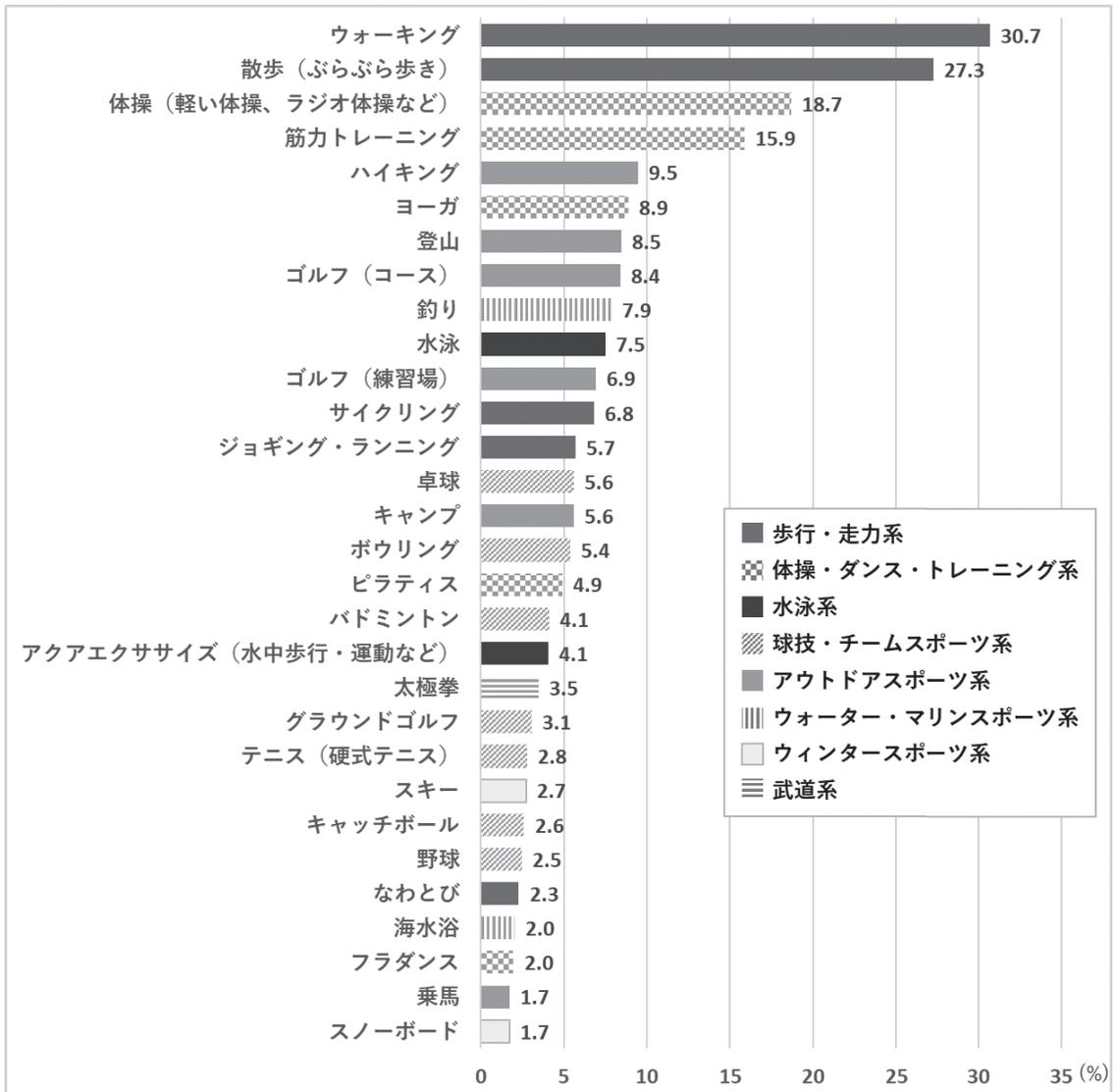


図1 50歳以上の今後行ってみたいスポーツ種目 (上位30種目)

※笹川スポーツ財団が公開している「スポーツライフ・データ 2024」の最新のデータを用い筆者が作成。

率が比較的高く示される傾向にあることを確認していたが、今回の分析では、球技・チームスポーツ系において7種目と拡がりが見えた。希望種目のトレンドはその時々で変化するであろうが、自分の時間の都合で行う単独実施の種目だけでなく、仲間と集い、チームやペアによる種目への参加も増えてきていることが推察できよう。

それでは、シニア世代の運動・スポーツ実施の目的や楽しみ方については、どのような傾向を示すのであろうか。図2は、関西広域連合(2019)で用いられた運動・スポーツ実施の目的や楽しみ方に関する調査項目をもとに、2022年2月にS市で実施された市民の運動・スポーツに関する意識調査のデータから、50歳以上を含むシニア世

代を抽出し、二次分析をしたものである。各スポーツ参画志向の割合をみると、健康や体力の維持・増進に関する「ヘルススポーツ志向」は、実施率・希望率ともに最も多い割合を示しているが、娯楽や交流、余暇を目的とした「レジャースポーツ志向」を楽しむ中高齢者の姿もみられる。その中には、技術向上や競技・競争を目的とした「マスターズスポーツ志向」で既に取り組んでいる者だけでなく、年齢に囚われることなく、夢や

目標に挑戦し、競い合いや記録更新を楽しみたいと考えているシニア世代も少なくない。また、スポーツ観戦や用具の購入を目的とした「スポーツ消費志向」や、スポーツボランティアや指導などを目的とした「スポーツ支援志向」の中高齢者もみられ、様々な目的や楽しみ方でスポーツにかかわっていることがわかる。そして、シニア世代のスポーツ参画を促すには、今後取り組んでみたいという希望を持つ人々が実現できるような機会提

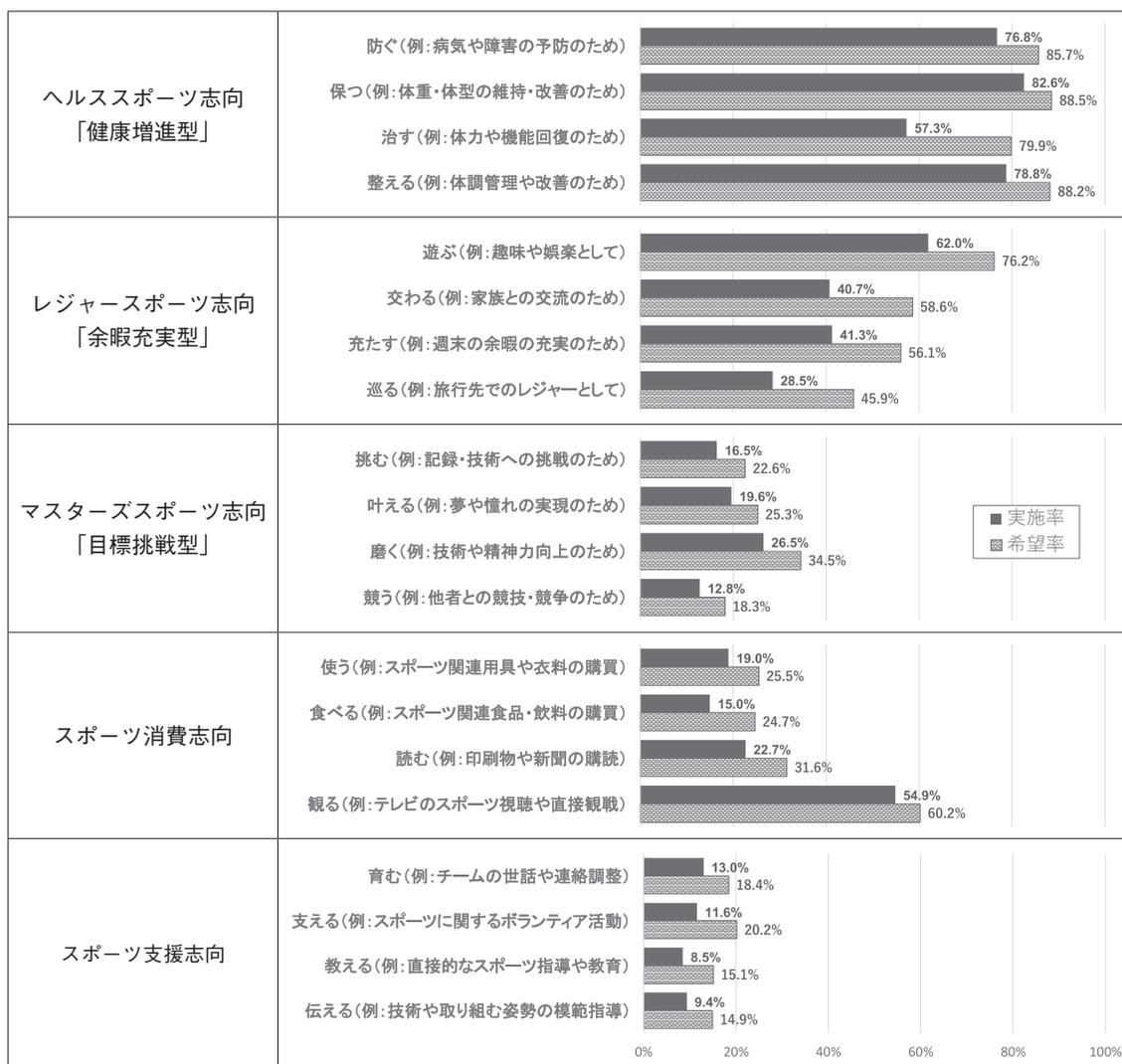


図2 スポーツ参画志向別にした実施状況と希望するかわり方

※第3次S市スポーツ推進基本計画を策定するにあたり実施された市民意識調査のデータをもとに筆者が作成。

供やアプローチの充実を図っていくことが重要であろう。

近年、アクティブシニアがスポーツ活動を通じて心身の健康を維持するとともに、社会的役割を果たしている点に注目されているが、中高年スポーツ愛好者の中には、記録・技術向上や目標達成のために自らに厳しいトレーニングを課し、陸上競技や水泳といった個人スポーツだけでなく、ハイインパクトスポーツと呼ばれるサッカーやラグビーなどのチームスポーツに取り組む者もいる(柴田ら, 2018)。海外では、1932年に英国でマスターズ陸上競技会が始まり、シニア世代に開かれた競技会でもあるマスターズやベテランズの大会が数多く開催され、競技を楽しむ文化があった(Grant, 2001; Dionigi, 2006)。マスターズスポーツという用語に関しては、高齢者だけを対象とした一部の人のためだけのエリートスポーツという固定観念があったが、マスターズスポーツの国際振興機関である国際マスターズゲームズ協会(International Masters Games Association, website)は、「Sport for Life (人生のためのスポーツ)」という理念を掲げ、30歳以上の成人・中高年の誰もが国際舞台でスポーツの競技を楽しむことを可能にするワールドマスターズゲームズを開催している。次章では、国内の生涯スポーツイベントの取り組みを踏まえた上で、生涯スポーツの世界大会であるワールドマスターズゲームズを事例として、高齢者福祉とスポーツの関係性をみていきたい。

### 3. 中高齢者を対象とした生涯スポーツイベントの動向

#### 3.1. 国内の生涯スポーツイベント

高齢化の進展とともに、人々のスポーツ参加に対する目的やニーズ、潜在性も多様化している中で、各自のライフスタイルや年齢、体力や運動技能、興味などに応じて取り組むことのできる生涯スポーツが拡がりを見せている。特に、中高齢者

を対象としたスポーツイベントが国内外で増えつつあり、「競う・磨く・極める」ことを意識したシニア世代のスポーツ愛好者の活動機会が増加している。

国内では、60歳以上の高齢者が中心となり各種スポーツ大会や文化イベントに参加できる「全国健康福祉祭(ねりんピック)」が、総合的な祭典として開催されている。1988年に「いのち輝く長寿社会」をテーマに神戸市で3万人の参加者から始まり、コロナ禍で中止になった期間を除き、ここ数年は50万人を超える参加規模の一大イベントとなっている。厚生労働省(website)によると、「スポーツや文化種目の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与する」ことを目的として開催している。ソフトボールやテニス、卓球、グラウンドゴルフなどの各種スポーツ交流大会が行われており、各都道府県や政令指定都市が予選会を開催し選考された人が、各都道府県の社会福祉協議会や関連団体から代表選手として派遣され、地域や年齢を超えて技を競い合うことを楽しめるようになってきている。他方では、子どもから高齢者まで障害のあるなしにかかわらず、誰もが参加できるニュースポーツ大会や、健康づくり教室、健康フェアなども開催されている。ねりんピックは、健康や福祉にも関心のある高齢者を対象とした門戸の広いイベントであることが特徴であり、スポーツ競技やイベントへの参加を通して、高齢者の社会参加や生きがいづくりを促す取り組みの一つと言えよう。

また、日本スポーツ協会が主催する「日本スポーツマスターズ」は、スポーツ愛好者の中でも競技志向の高いシニア世代を対象とした総合スポーツ大会として、2021年に第1回大会が宮崎県で開催されている。日本スポーツ協会(website)によると、原則35歳以上であれば、日常的にトレーニングに励む市民アスリートだけでなく、元

オリンピックや全日本の選手として活躍したトップアスリートも同じ舞台上で日本一をかけて競技ができることを大会の魅力としており、シニア世代で生涯スポーツに親しんでいる層とは一線を画していることが示されている。神戸大学マスターズスポーツ振興支援室(2002,2003)は、日本スポーツマスターズに出場する選手の「マスターズスポーツの楽しさ」について、2002年の神奈川大会と2003年の和歌山大会で実施した参加者意識調査のデータを分析している。この報告の中では、若年層よりも中高年層になるほど、マスターズスポーツが楽しくなる傾向を示し、加齢とともにその楽しさの幅が拡大していること、また、「競う・磨く・極める」楽しさは重要視するものの、勝敗に固執する傾向は弱いという特徴を明らかにしている。

谷藤(2012)は、マスターズスポーツに魅せられた人々が年齢を重ね続けても、趣向を異にすることなく、継続して参加できる大会であり続けることがマスターズスポーツの課題であるとしている。また、藺田ら(2017)の報告によると、中高齢者は、スポーツの目的や楽しみ方がマスターズスポーツ志向であれば、その先もマスターズスポーツへの実施意欲を示すことについて言及している。マスターズスポーツに参加する高齢者の中には、ねんりんピックにも挑戦し、都道府県の代表選手として、もしくは予選会に出場を続け、競技を楽しむことに魅了されるシニアアスリートも複数いることが推察される。したがって、マスターズスポーツ参加者は、「競う・磨く・極める」という楽しみ方を、様々なイベントや大会で長きにわたり取り組んでいる生涯スポーツの実践者であることが推察される。

### 3.2. 国際的な生涯スポーツイベント

次に、海外に目を向けると、先述した1932年のマスターズ陸上競技会が英国で始まったように歴史は古く、マスターズやシニア、ベテランズという名称で単種目ならびに複数種目が世界レベルか

ら地域レベルまで多数開催されている。本項では、世界レベル・複数種目開催型のカテゴリーに位置するワールドマスターズゲームズ(WMG)について取り上げ、シニア世代も多く参加するマスターズスポーツの世界的な拡がりや動向を考察していく。表1は、谷ら(2006)の報告をもとに、これまで開催された大会のFinal Report(International Masters Games Association, 1989;1994;1998;2002;2005;2009;2013;2017)および2025年の台北・新北市大会の博覧会場において展示されていた過去大会のアーカイブス(写真1)を参照し、1985年にトロントで開催された第1回大会から2025年の第10回大会までの動向ならびに今後の開催予定を示したものである。

WMGは、概ね30歳以上のスポーツ愛好者であれば誰もが参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会であり、世界各国の成人・中高年アスリートが家族や仲間とともに一堂に会し、年齢やキャリアにかかわらず技を磨き競い合っている。1985年にカナダのトロントで始まり、それぞれの大会にテーマが掲げられており、第1回大会は“The Year of the Masters”としてスローガンが掲げられ、22競技種目が行われた。国内外から集結した8,305名の参加者の中には、健康的で活力ある90歳前後のマスターズアスリートの参加もあったと記録している。

確認できた最古のFinal Reportは1989年デンマークで開催された第2回ヘーニング・オールボー・オーフス大会になるが、報告書によると、76の国と地域から5,479名が参加し、37の競技種目において12,099回にわたる競技開始があったとされている。当大会は、30歳から55歳までの平均以上の収入と学歴のあるアクティブな成人男性を主な参加ターゲットにしていたが、実際には20代から80歳以上までの幅広い参加と、60代が549名、70代が174名、80歳以上が27名であったことを報告している。参加国をみると、開催国のデンマークが1,889名と最も多く、次いで米国の472名、カナダの453名とマスターズス

表1 ワールドマスターズゲームズの各大会の概要と動向

年度	開催地	大会テーマ	参加者数	国・地域数	競技種目数
1985	Tronro (CAN)	The Year of the Masters	8,305人	61	22
1989	Herning・Aalborg・Aarhus(DNK)	Sport for Life	5,479人	76	37
1994	Brisbane (AUS)	The Challenge Never Ends	23,659人	74	30
1998	Portland (USA)	The Global Celebration of Sport for Life	11,000人	102	25
2002	Melbourne (AUS)	The Biggest Multi-sport Festival on Earth	24,886人	98	29
2005	Edmonton (CAN)	Passion Qualifies You	21,600人	89	27
2009	Sydney (AUS)	Fit, Fun and Forever Young	28,676人	95	28
2013	Torino (ITA)	Everlasting Passion	20,513人	107	30
2017	Auckland (NZL)	For the Love of Sport	28,578人	106	28
2025	Taipei & New Taipei City (TPE)	Sports Beyond Age! Life without Limits!	25,049人	108	35
2027	Kansai (JPN)	The Blooming of Sport for Life	—	—	—
2029	Parth (AUS)	—	—	—	—

※谷ら(2006)の表をもとにWMGのFinal Report(International Masters Games Association, 1989:1994:1998:2002:2005:2009:2013:2017)およびWMG2025台北・新北市大会の展示から筆者が加筆し作成。



写真1 ワールドマスターズゲームズのアーカイブ(著者撮影)

ポーツの盛んな国からの参加がみられるが、遠く日本からも142名が参加していた。当時から日本のマスターズアスリートは国外を出て、世界のスポーツ愛好者と年齢や言葉、文化の壁を越えたスポーツによる交流や競技を楽しむ姿があったものと推察できる。

また、1998年に開催された第4回ポートランド大会では、最高齢が103歳で、90歳以上が5名、80歳以上が63名の高齢アスリートの参加があったことを報告している。2005年の第6回エドモントン大会においては、すべての競技者が能力にかかわらず参加できるように、障害のある競技者には、自身の能力レベルに合った包括的な大会運営に努めている。また一部のスポーツ(陸上競技、ローイング、射撃、競泳競技、卓球、テニス、トライアスロン)では、障害のある競技者向けのパラ競技部門を設け、22名の参加があったことを報告している。筆者はこのエドモントン大会に陸上競技のボランティアとして参加し、視覚障害のあるシニアランナーの伴走依頼を受けたが、選手のパフォーマンスに寄り添う力量がなく断念した思い出がある。エドモントン大会以降もパラ競技は実施されており、直近で開催されたWMG2025台北・新北市大会においては、9つのパラ種目(アーチェリー、陸上競技、競泳競技、バドミントン、バスケットボール、柔道、射撃、

卓球、テニス)の実施と補助器具の修理対応に加え、各競技会場での救急医療と警備体制が充実していた。さらに、理学療法やリハビリテーション等による身体機能のケアを施す300近くのクリニックが用意されていたことは、怪我や故障を心配する高齢アスリートにとっても安心した環境で競技に集中することができたのではなかろうか。

このようにWMGは、障害のある競技者や高齢アスリートの参加に対し、寛容さと相互理解に努めた組織委員会による大会運営が行われていることから、社会的包摂に考慮した大会であると言える。また、家族や仲間などのサポーターは、選手の同伴者・支援者として参加エントリーができるという点においても、シニアアスリートが安全と安心して競技に集中することのできる生涯スポーツイベントの一つと捉えることができる(写真2)。同伴者・サポーターは、選手と一緒に様々な文化体験や観光体験などを通じたスポーツツーリズムを楽しむことのできる機会が数多く用意されている。しかし、WMGなどの国際大会や国外で開催されるマスターズ大会は、滞在期間が1~2週間と長くなる傾向にあるため、参加費や交通宿泊費などの経済的支出以外にも参加に至るまでに様々な障壁があることが推察される。その点に関して彦次・伊藤(2018)は、WMG2017オークランド大会に参加した日本人選手に面接調査を実施し、仕事と家族にかかわる責任は国外大会参加への大きな障壁になっていたが、経済的要因を挙げるものはいなかったとしている。さらには、過去の国外大会参加経験から来る楽しさや達成感、参加に至る労力を覆す達成感や海外選手との交流が阻害要因折衝に関連していたことも報告している。

2027年には関西大会が開催される予定(WMG2027関西, website)であり、国内外から高齢アスリートやシニア世代のスポーツ愛好者が多数参加することが予想される。高齢者福祉の分野では、虚弱な高齢者や交流機会の少ない高齢者など、他者との接点が限定される高齢者への支援



写真2 バドミントン競技の表彰式後に出会った台湾選手家族と同伴者(著者撮影)

に注目されがちであるが、このような大会やイベントへの参加やかかわりを通して、他者との交流や外出機会を促進することができるかもしれない。また、高齢期におけるスポーツ実施の本質的な価値は、参加する高齢者のライフスタイルにも着目することにより、その特性をみていくことも必要であろう。そして、シニア世代のスポーツ参画の目的や楽しみ方の幅と奥行きは、これまでに健康増進や介護予防の観点から蓄積された研究知見を踏まえながら、健康長寿やアクティブシニアに関する分野を超えた議論が期待される。

#### 4. アクティブシニアにみるスポーツの可能性

マスターズスポーツのイベントや大会に参加するアクティブシニアは、なぜ競技にのめり込むのであろうか。どのようにスポーツライフを形成してきたのだろうか。また、彼らがスポーツを継続し挑戦し続ける活力や原動力は何なのであろうか。本章では、国内外で活躍するシニアアスリートのライフスタイルに関する語りを通して、スポーツが高齢者福祉に果たしうる役割や可能性について検討する。

ここでは、国内外のマスターズ大会や競技会に参加し、数々の入賞や記録更新を重ねている日本

人シニアアスリートに面接調査を行った。筆者がその調査結果を書き起こし、内容分析を試みた結果を紹介する。調査対象者は、マスターズ選手に関する調査研究や協会役員を務めている大学教員2名に紹介を依頼し、インタビューの承諾を得られた計3名である。なお、今回のインタビューについては、高齢者大学のシニア学生が卒業研究として取り組む高齢期のフレイル予防に関する調査において、筆者が関与し実施したものであり、シニアアスリートのライフスタイルについて半構造化面接を行った。インタビューは2025年8月にオンライン会議システムを用いて実施した。

表2は、対象者が競技を始めたきっかけと現在までの取り組み方、ならびにライフスタイルに関する語りの一部を文章化したものである。最初のきっかけは3氏ともに、50歳代になり肥満体型への変化によるところが影響しており、自身の体と向き合うことでジョギングや筋力トレーニングに取り組んできた様子がうかがえる。梅崎(2020)が指摘するように、肥満の解消にスポーツ活動は効果的であるが、その開始や継続に至らない状況を打破することができるのは心理変数としての動機づけの力である。3氏にみる主な動機づけは、自分に適したトレーニング方法をみつけ習慣化し、継続したことによる体型と体質改善ができたこと、その結果、競技者として大会に出場するようになったことであると推察される。

また、3氏の語りからは、競技会への参加を目的としたトレーニングに励む様子が多く読み取れる。例えば、「歳をとっても誕生日が来ても1秒短縮できないかなと、目標を設けて頑張っている」「筋トレをすることにも何か目標を持ちたいと思い、自己流でマラソンを始めた」「目標を持ってこだわって生きることが大事」と「目標」を持って取り組むことの大切さが語られている。シニアアスリートは、マスターズスポーツ志向にみる「競う・磨く・極める」といった楽しみ方で実施することへの関心も高く、継続して取り組む傾向にある(藪田ら, 2017)。そして、競技会に出場する

ことは、自身の体の状態や記録、成績にこれまでの練習過程を重ね合わせ、繰り返し修正しながら、次の競技会に挑んできたと思われる。彼らは、目標があることによって競技に対する意欲が高まり、トレーニングの日常化と継続がなされてきたと推察できよう。

さらに3氏は、「目標を追いながら挑戦することが楽しい」「世界各国の選手と交流できることが楽しい」「妻と一緒に同伴し応援してくれることも楽しい」「重さが増えて挙げられるようになることが楽しい」「大会で優勝することを妻が天国からみていることを楽しみに」など、競技やトレーニングをすることで得られる様々な「楽しさ」を語っている。谷ら(2006)の報告にもあるように、挑戦できる楽しさや、仲間と交流できる楽しさ、家族やサポーターが応援してくれる楽しさ、いろんな国を訪ねる楽しさなど、様々な楽しみ方をしていることが推察される。

そして、どのシニアアスリートもライフスタイルには気を付けており、食事については、野菜や果物から得られる食物繊維と、肉や魚等も取り入れたバランスの良い食事もしくは大豆製品やプロテインによるタンパク質の摂取、睡眠についても7~8時間はとっている様子がうかがえた。C氏に関しては、50歳以降はパターン化した日本食をとっているが、これまで体調を崩したこともなく「この年になっても、年々体が良くなっている自信がある」と述べているように、トレーニングを行うことで年齢による衰えがないよう努力し続けることが生きがいになっていると推察できる。菊池ら(2005)によると、高齢エリートアスリートは、食事摂取量の増加により栄養素摂取量を確保しており、健康的な栄養状態を維持しているとされる。中高齢男性アスリートがQOLを良好に保つためには、筋力維持や日本食の食事パターンに果物の積極的な摂取が必要となる(中田ら, 2023)との報告もみられるが、本研究の対象者は、自分の身体にあったライフスタイルで健康に留意しながら競技に取り組んでいるものと推察で

きよう。

このように、マスターズの競技会に参加するシニアアスリートは、トレーニングを継続することで身体機能を維持し、自分の競技を極めていくことに意欲的で目標意識を持つことが自己実現にもつながっていることが推察された。これは、高齢期におけるスポーツ活動が、身体的・精神的な便益をもたらし、健康維持や生活満足度の向上に寄与しているものと言える（金ら、2001；坂東ら、2016）。さらに、この3氏の語りからは、健康でいるかぎり目標を持って挑戦し続けられること、家族や仲間との交流や応援からも楽しさを得られることが、生きがいであり原動力になっていることが推察された。表2に示された語りの内容は、年齢に関係なく目標を持つことの大切さと、挑戦を続けていく環境に身を置ける楽しさを感じて取

り組む様子がうかがえる。老年期に競技会や自己の記録に挑戦する高齢者はごく僅かにすぎないが、栗田ら（2023）も指摘しているように、目標を持ったスポーツ活動に取り組むアクティブシニアを増やすことは、身体活動量を維持・増加することにより生活習慣病などの発症率の低下に寄与でき、また地域における健康づくりやスポーツのプログラム事業への参加機会が増えることで、介護予防や引きこもり、認知症予防にもつながる可能性がある。高齢者福祉におけるスポーツの価値や可能性は、何歳になってもいつまでも、健康維持や社会交流を促し、目標を持って挑戦し続けられる楽しさと生きがいをもたらす「スポーツのちから」から見出すことができるのかもしれない。

表2 シニアアスリートのライフスタイルに関する回答内容

A氏（72歳、男性、陸上競技）
<p>陸上競技は、50代半ばに肥りだしたためダイエットを目的にジョギングを始めたことがきっかけ。学生時代はテニスをしてた。食事は、体組成計で計測する数値の変化に応じて調整し、大会3週間前から食事制限による体重コントロールをしている。朝食はパン食、昼食をメイン、夕食は野菜を中心に、食物繊維とタンパク質は意識しプロテインの摂取もしているが、ストレスにならないようにチートデーを設け、週1日は飲酒、甘いものも週2回夜食にとっている。サプリメントはグルコサミン摂取で効果を実感しており、手軽に補えるのであればいいと思う。トレーニングは、昨年の9月にした骨折のリハビリ指導により、筋力トレーニングとストレッチを週5～6日、ジムで実施している。走るよりも基礎体力を付けることのほうが大事だと感じており、筋トレは2時間、全身運動のできる動く体を作ることを重視して取り組んでいる。400mと800m競技に取り組んでいるため、低酸素で心拍数150以上にしたランニングを30分間、有料ジムで実施している。睡眠時間は7時間、12時就寝で7時起床を日課にしている。2022年にフィンランドの世界大会において、ウクライナの選手と親友になり、今年のWMG2025台湾・新北市大会では、自身が1位、2位がそのウクライナの選手、3位がロシアの選手となった。世界各国の選手と交流できることが楽しい。マスターズは家族ぐるみの交流や応援も多く、ボランティアの応援も力になる。国際大会は年に4回出場、世界中で競技を楽しんでいる。走るときは真剣に勝負するが、それ以外は皆フレンドリーに交流する。歳取ったから無理だと諦めるのではなく、目標を追いながら挑戦することが楽しい。昨年の秋に全日本選手権で足を骨折し、完治しないまま3月のフロリダ選手権で右足の関節を捻挫した。台湾大会では左足の小指を骨折したまま出場したが、マスターズアスリートは皆、どこか故障しながら取り組んでいる。世界どこへ行っても国内外の陸上仲間がいるのが楽しい。勝っても負けてもわいわい交流できる。歳をとると無理だと諦めがちになるが、歳をとっても誕生日が来ても1秒短縮できないかなと、目標を設けて頑張っている。それなりに結果がついてくる。ゴール直前後に競り負けると世界選手権までの2年間の練習が無駄なるのが悔しい、苦勞して取り組んできたことを無駄にしないという思いの繰り返し。妻と一緒に同伴し応援してくれることも楽しい。一人だとこれほど続けられないだろう。妻は食事係としては大変だと思うが本当に有難い。</p>
B氏（72歳、女性、パワーリフティング）
<p>パワーリフティングは、50歳前後に体重が増えはじめたため痩せたいと思い、重りを持つトレーニングのできるジムに通い始めたのがきっかけ。スポーツをすることは好きで、半年のトレーニングで6kg減少した。50代で測定した骨密度は20代の数値だったが、筋トレにより骨粗鬆症は予防できていると感じている。筋トレをすることにも何か目標を持ちたいと思い、自己流でマラソンを始め、フルマラソンを13回完走している。今はパワーリフティングだけ。重い重量を持つのは苦しいが、辛いと言うより重さが増えて挙げられるようになることが楽しい。試合には70代の52kg級で出場しているが、自身の体重は48.5～49kgを行ったり来たりしており太らなくなった。甘いものが好きで食事制限をすることなく、3食きちんと食べている。試合ではドーピング検査があるため、サプリメントやプロテインは摂取していない。トレーニングは昼前から15時頃まで行っているため、昼食はジムに行く前に少し食べ、帰宅後にも少し食</p>

べる程度。朝はパンとサラダと果物とヨーグルトにコーヒー、夕食がメインで白米、タンパク質と野菜を多く食べるようにしている。トレーニングを始めてから食の嗜好が変化し、皮膚疾患がなくなったことから体質改善につながっている。タンパク質は多少意識しており、豆乳は積極的に摂取している。毎日7時間ぐらいいは睡眠をとっている。寝つきが良く、すぐ熟睡できる。これまで通っていたジムでは成果が伸びないため、今は別のジムで自分でメニューを組み立ててトレーニングに励んでいる。継続してできるのは、無理のないように自分のペースで実施しているから。今年4月、71歳で自己ベストを出した。60代の若い時だとそれも可能かもしれないが、歳をとってもできるという証明が自分の中でできた。歳だということを理由にせず、練習すればそれだけの成果が出ることを確信した。現在通うジムでは週3回、3～4時間程度のフリーウェイトを実施している。他には、近所にある24時間ジムで補助器具を用い2時間程している。それまで週3回だった回数を、今年になって週4～6回に増やしたことで自己ベストを更新した。年齢がいつているから駄目だというのではなく、回数を増やしたことで記録が伸び、筋肉量も増えている。地域の高齢者に、フレイル予防のための重りを使った体操を市の委託でボランティアとして週1回、15名程に指導している。無理のないような内容で、自分の取り組んできた筋トレで軽い程度のを最後に取り入れながら、無理なく楽しくできる指導を心掛け、継続することの大切さを伝えている。

C氏 (89歳, 男性, ボディビルディング)

オリンピック選手になりたくて、学生時代は1500m自由形の水泳選手として活躍した。20歳以降はボディビルのトレーニングに励み、25歳と28歳で日本チャンピオンになった。当時はダンベルを自作し、自宅で毎日6時間トレーニングした。28歳で競技を引退、その後16年間はゴルフに打ち込んでいたが、不摂生により腹囲が大きくなり鍛えていた当時の体形とは程遠くなった。そこで、衰え始めていた身体と向き合うために肉体をつくり直し、50歳でボディビル競技に復帰した。その頃から食事には気を付けるようになり、未だに病気になったことはない。戦時中の疎開先で経験した農作物中心の質素な食事の記憶から、1日3食、質素な食事(玄米食、納豆、味噌汁)を中心とした食生活に切り替えて、肉や魚、乳製品は取らず、卵1個と大豆プロテインを5～6回振るようになっている。足りない栄養素は、マルチビタミンとオメガ3脂肪酸をサプリメントで補っている。現在も週6日、16時からジムで2時間トレーニングに励んでいる。有酸素運動はせず、日ごとに鍛える部位を設定し、筋肉の回復に努めるため栄養と休養を十分とるようにしている。日本マスターズ選手権は優勝15回、日本選手権優勝2回、今年は通算18回の日本一の達成目標と、80歳から出場している世界マスターズ選手権でのチャンピオンを目指している。90歳がボディビルダーの世界最高齢なので、93歳まで現役で活躍することに挑戦したい。目標は、彫刻家のようにコツコツと筋肉に刻みを入れ、健康に気を付けて取り組むこと。勝つための作戦はなく、自分の考えた信念を貫くことが大事だと考えている。この年になっても、年々体が良くなっている自信がある。89歳で世界チャンピオンになりたい、という気持ちが強い。睡眠は23時半に就寝、7時に起床。人生一度しかないから、誰もしたことがないことを成し遂げたいが、高齢のため何が起こるか分からない、そうならないように今努力している。日曜日以外は朝の10時から22時まで、顧問を務めるトレーニングジムで勤務し、会長である息子の送迎の運転手も務めている。休日にする洋画鑑賞を趣味とし、日常から離れて好きなことをすることも大事だと思っている。病に倒れた妻を元気にさせたいこともありボディビルに復帰したが、大会で優勝することを妻が天国からみていることを楽しみに、一番を目指している。目標を持ってこだわって生きることが大事で、筋肉は歳をとると弱くなるため、動かす努力が必要だと感じている。将来は130歳まで生きることが目標だ。

## 5. おわりに

本研究では、中高齢期におけるスポーツ活動の目的や楽しみ方が多様化していることを取り上げ、生涯スポーツイベントの一つであるマスターズスポーツに関する大会やイベントに着目し、スポーツライフの拡がりについて述べた。アクティブシニアのライフスタイルに関する語りから明らかになったのは、スポーツが身体的健康の維持・増進に寄与するのみならず、心理的充足感や社会的つながりの形成においても重要な機能を果たすという点である。特に、地域社会における参加型スポーツ活動は、孤立の予防や世代間交流の促進に資することが確認されており、これは高齢者の生活の質(QOL)を向上させる上で不可欠である。

ただ、高齢者の中には、本稿で説明したようなアクティブシニアだけではないということに注意を払わなければならない。老年期を迎えた多くのシニア世代は、身体機能や認知機能の低下、健康不安を抱えている場合も多く、外出や社会参加が難しい状況もあることに配慮が必要であろう。近年は、高齢者の健康維持にもテクノロジーが導入されており、高齢者施設や自治体においては、認知機能の維持・改善に効果があるとされるeスポーツや、健康増進を目的とした運動プログラムにオンラインを通じて参加できる機会も増えてきている。これらは、高齢者の自立した生活機能の維持・向上に寄与し、介護予防の選択肢となる可能性がある。

また、スポーツ活動は単なる身体機能を維持す

るための手段にとどまらず、高齢期における自己実現や社会参加を支える基盤ともなりうる。そのため、福祉政策の一環としてスポーツを積極的に位置づけ、地域包括ケアや健康寿命の延伸に関する施策と連動させることが望まれる。加えて、個々の身体的特性や参加意欲に応じた柔軟なプログラム設計が、より持続可能な実践を可能にするであろう。ねりんピックや日本スポーツマスターズ、ワールドマスターズゲームズのような国内外の大会やイベントへの参加は、周囲の理解や経済的負担を要するため、参加意欲のあるシニア世代がその一歩を踏み出しやすくなるよう、福祉の側面からも様々な支援やサポートが期待される。

最後に、本稿にみるシニア世代のスポーツ愛好者は、「競う・磨く・極める」といったスポーツの本質的な楽しみ方を通して「自分の居場所」をみつけ、目標を持って取り組んでいることが確認された。マスターズスポーツの大会やイベントに参加することは、高齢者にとって、健康な身体を保ち、社会参加による人との交流を促進し、挑戦する人生を諦めないことによる自己実現の追求につながる可能性がある。そして、我々が彼らから学ぶことは、何歳になっても挑戦し続けるために、健康で活動的に老いを楽しむための一つの手段としてのスポーツに価値を見出していることにある。2027年は関西圏でワールドマスターズゲームズの開催を控えており、世界中のアクティブシニアと交流できる絶好の機会である。もし、まだ自分のスポーツ欲求と居場所が満たされていない高齢者がいれば、福祉機関やスポーツ組織・団体が連携し、社会参加を促進する多様な福祉実践の仕組みやモデルを構築する必要があるかもしれない。その過程で得られる知見は、高齢社会を迎える日本における持続可能な福祉システムの発展にも大きく寄与するものと考えられる。高齢期のスポーツは、運動やスポーツの習慣化を促すだけでなく、競技や交流などの楽しみやかかわりといった多様なスポーツライフへの理解を示しながら、文化的・社会的な側面から継続を推進していくこ

とに意義があると考えられる。本稿を通して、マスターズスポーツ文化が高齢者福祉の分野において一助となれば幸いである。

## 付記

本研究は、JSPS 科学研究費補助金 (25K14711) の助成を受けて実施したものである。

本研究の実施にあたり、調査にご協力いただきました対象者および紹介して下さった先生方、ならびに高齢者大学の学生の皆様に深謝申し上げます。

## 参考文献

- 板東浩・竹中優子・中村巧・鴻池清司・米井嘉一 (2016) 「中高年マスターズ選手の QOL と志向性」『心身医学』56 (10), 1023-1031.
- Birren, J. E. and Schaie, K. W. (2006) *Handbook of the Psychology of Aging* (6th ed.). Burlington, MA: Elsevier.
- 崔煌・権藤恭之・増井幸恵・中川威・安元佐織・小野口航・池邊一典・神出計・樺山舞・石崎達郎 (2021) 「高齢者における社会参加、ソーシャル・キャピタル、主観的幸福感の関連」『老年社会科学』43 (1), 5-14.
- 長ヶ原誠 (2007) 「ジェロントロジースポーツ総論」長ヶ原誠ほか(著)『ジェロントロジースポーツ』フジサンケイビジネスアイ, 12-49.
- Dionigi, R. (2006) Competitive sport as leisure in later life: Negotiations, discourse, and aging. *Leisure Sciences*, 28, 181-196.
- Featherstone, M. and Wernick, A. (1995) *Images of Aging: Cultural Representations of Later Life*. London: Routledge.
- Grant, B.C. (2001) 'You're never too old': Beliefs about physical activity and playing sport in later life. *Ageing & Society*, 21(6), 777-798.
- 彦次佳・伊藤央二 (2018) 「国外マスターズスポーツ大会参加者の阻害要因および阻害要因折衝: World Masters Games 2017 Auckland 参加者の事例報告」『生涯スポーツ学研究』15 (2), 49-55.
- International Masters Games Association (1989) 「Herning・Aalborg・Aarhus 1989 World Masters Games Final Report」(<http://www>.

- imga.ch) 2025/8/16.
- International Masters Games Association (1994) 「Brisbane 1994 World Masters Games Final Report」 (<http://www.imga.ch>) 2025/8/16.
- International Masters Games Association (1998) 「Portland 1998 World Masters Games Final Report」 (<http://www.imga.ch>) 2025/8/16.
- International Masters Games Association (2002) 「Melbourne 2002 World Masters Games Final Report」 (<http://www.imga.ch>) 2025/8/16.
- International Masters Games Association (2005) 「Edmonton 2005 World Masters Games Final Report」 (<http://www.imga.ch>) 2025/8/16.
- International Masters Games Association (2009) 「Sydney 2009 World Masters Games Final Report」 (<http://www.imga.ch>) 2025/8/16.
- International Masters Games Association (2013) 「Torino 2013 World Masters Games Final Report」 (<http://www.imga.ch>) 2025/8/16.
- International Masters Games Association (2017) 「Auckland 2017 World Masters Games Final Report」 (<http://www.imga.ch>) 2025/8/16.
- International Masters Games Association ホームページ (<https://www.imga.ch/>) 2025/8/15.
- 一般社団法人アールビーズスポーツ財団 (2025) 「プレスリリース資料」 (<https://www.r-bies.or.jp/cp-bin/wordpress/wp-content/uploads/2025/06/ceb286bfd9cba7b569e6a7ecf3a87f8b.pdf>) 2025/8/14.
- 関西広域連合 (2019) 「関西圏スポーツモニタリング調査 2018 報告書」.
- 河村孝幸・齋藤昌宏 (2022) 「フレイルの多面性に対応したノルディック ウォーキング体験パッケージの開発」『東北福祉大学研究紀要』46, 163-172.
- 河野洋志・近藤照彦・日向裕二・武田淳史 (2021) 「水中ウォーキングが高齢者の血圧に及ぼす効果」『日本温泉気候物理医学会雑誌』84 (2), 81-86.
- 健康・体力づくり事業財団 (2009) 「アクティブエイジング全国調査 2008 報告書」.
- 菊池真孝・柳沢香絵・奥本正・徳山薫平・勝田茂 (2005) 「高高齢エリートアスリートの栄養摂取」『栄養学雑誌』63 (4), 221-226.
- 金俊東・大島利夫・馬場紫乃・安田俊広・足立和隆・勝田茂・岡田守彦・久野譜也 (2001) 「長期間トレーニングを継続している高齢アスリートの筋量と歩行能力の特徴」『体力科学』50 (1), 149-158.
- 神戸大学マスターズスポーツ振興支援室 (2002) 「日本スポーツマスターズ 2002 神奈川大会参加者意識調査報告書」.
- 神戸大学マスターズスポーツ振興支援室 (2003) 「日本スポーツマスターズ 2003 和歌山大会参加者意識調査報告書」.
- 厚生労働省 (2024) 「健康寿命の令和 4 年値について」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/001363069.pdf>) 2025/8/14.
- 厚生労働省ホームページ ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/nenrin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/nenrin/index.html)) 2025/8/16.
- 栗田泰成・柴田陽介・花田高彬・土井光人・船越雄誠・尾島俊之 (2023) 「シニアサッカー選手と一般住民の健康状態の比較」『日本臨床スポーツ医学会誌』31 (2), 305-314.
- 文部科学省 (2013) 「平成 25 年度体力・スポーツに関する世論調査」 ([https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/toukei/chousa04/sports/1368151.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/sports/1368151.htm)) 2025/8/15.
- 内閣府 (2025) 「令和 7 年版高齢社会白書 (全体版)」 (PDF 版). ([https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2025/zenbun/07pdf\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2025/zenbun/07pdf_index.html)) 2025/8/10.
- 中田恵理子・百木和・三田村しのぶ・首藤誠・竹澤健介・古野幸子・野原綾・新名洋美・織田奈央子・藤林真美 (2023) 「運動習慣のある中高齢男性における生活の質 (QOL) と日本食の食事パターンおよび食品群との関連—パイロット研究—」『日本臨床栄養学会雑誌』45 (4), 206-217.
- 日本スポーツ協会ホームページ (<https://www.japan-sports.or.jp/masters/tabid64.html>) 2025/8/16.
- O'Brien Cousins, S. and Burgess, A. (1992) Perspectives on older adults in physical activity and sports. *Educational Gerontology*, 18(5), 461-481.
- 大井嘉七美・宮脇梨奈・矢野翔平・岡浩一朗 (2025) 「都市部に在住高齢者に対するオンライン運動プログラムの主観的効果」『日本予防理学療法学会雑誌』4 (2), 11-19.
- 笹川スポーツ財団 (2022) 「スポーツライフ・データ 2022: スポーツライフに関する調査報告書」.
- 笹川スポーツ財団 (2024) 「スポーツライフ・データ 2024: スポーツライフに関する調査報告書」.
- Shephard, R. J. (1997) *Aging, Physical Activity, and*

*Health*. Champaign, IL: Human Kinetics.

- 柴田陽介・栗田泰成・花田高彬・山下浩史・金承  
革・尾島俊之 (2018) 「シニアサッカー選手の  
練習時間, 練習頻度, 練習量と主観的健康感及  
び通院の関連」『体力科学』67 (4), 291-301.
- 曾賀野宏美・木村みさか (2017) 「高齢の剣道高段  
者における健康・体力と生活状況 一般高齢者  
と比較して」『京都学園大学健康医療学部紀要』,  
2, 21-33.
- 藪田大地・長ヶ原誠・彦次佳・谷めぐみ (2017) 「中  
高齢者におけるマスターズスポーツ志向の予測  
要因に関する研究」『生涯スポーツ学研究』14  
(1), 13-23.
- スポーツ庁 (2017) 「第2期スポーツ基本計画」.
- スポーツ庁 (2022) 「第3期スポーツ基本計画」.
- スポーツ庁 (2025) 「令和6年度スポーツの実施状況  
等に関する世論調査」([https://www.mext.go.jp/  
sports/b\\_menu/toukei/chousa04/  
sports/1415963\\_00013.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/sports/1415963_00013.htm)) 2025/8/15.
- 竹内亮・久保田晃生・高田和子・太田壽城 (2013)  
「地域在住高齢者における身体および社会活動  
頻度と Quality of Life の変化との関係: 静岡県  
における高齢者コホートによる縦断的研究」『生  
涯スポーツ学研究』9 (1・2), 11-17.
- 竹崎一真 (2015) 「男性高齢者の老いゆく身体と身  
体実践: 東京都Sジムにおけるボディビルダー  
たちの事例から」『スポーツ社会学研究』23 (1),  
47-61.
- 田中喜代次 (2007) 「ジェロントロジースポーツの  
生理学」長ヶ原誠ほか (著) 『ジェロントロジ  
ースポーツ』フジサンケイビジネスアイ, 50-59.
- 谷めぐみ・彦次佳・長ヶ原誠 (2006) 「マスターズ  
スポーツの動向」『体育の科学』56 (5), 354-  
360.
- 谷藤千香 (2012) 「マスターズスポーツの現状と課題」  
『千葉大学教育学部研究紀要』60, 365-371.
- 梅崎高行 (2020) 「スポーツ活動と動機づけ」『教育  
心理学年報』59 (0), 170-190.
- ワールドマスターズゲームズ 2027 関西ホームページ  
(<https://wmg2027.jp/index.html>) 2025/8/15.

# The role and potential of sports in welfare for older adults: Focusing on the diversification of sports life with age

Megumi Tani

Lecturer, Faculty of Contemporary Social Studies, Setsunan University

This study examines the role of sports in older adults' welfare by analyzing the current state and needs of middle-aged and older adults in relation to exercise and sports activities, based on recent data. It also considers the expansion of active seniors' sports lifestyles. Within this framework, the study highlights competitions and events associated with Masters sports and investigates the "power of sports" in older adult welfare through the experiences of senior athletes active both nationally and internationally. Senior sports participants establish their "place" through training and competing, pursuing these activities with clearly defined goals. Participation in Masters competitions contributes to maintaining physical health, fostering social interaction through community engagement, and achieving self-realization by sustaining a life of challenge. Sports in later life are thus expected not only to promote regular exercise habits but also to support cultural and social dimensions, reflecting diverse sports lifestyles that include enjoyment, competition, and interpersonal connection.

---

**Key words:** older adults, sports life, masters sports, active seniors, lifestyle

## 書評

風間朋子著

## 『障害と所得保障

## ——基準の管理から分配の議論へ——』

A5判 / 320頁 / 定価 3000円+税 / 生活書院, 2023年

瀬野 陸見

阪南大学経済学部准教授

## 本書の内容

本書の主題そのものは明確である。障害者に対する所得保障制度において、所得再分配のための基準の根拠を明らかにする、ということである。必ずしも明示されている訳ではないが、その根底にあるモチベーションは、なぜ（現代の）障害年金は、所得再分配制度として十分な給付がなされない制度となっているのか、と推察される。最終的な関心として着地するのは、現代における障害者年金の分配基準であるが、その起源を明らかにするため、恩給、官業共済、労災保険、健康保険、厚生年金保険、国民年金保険、身体障害者福祉法といった、かなり広範囲に渡る領域を分析対象とし、また戦前からの流れを重視した内容となっている。

本書の章構成は以下の通りである。

## 序章

## 第1章 分析の視点

## 第2章 恩給制度—機能障害基準の確立

## 第3章 官業共済制度—稼得能力基準の原点

## 第4章 工場法—稼得能力基準と機能障害基準の混在

## 第5章 社会保険の創設—建て前としての稼得能力基準

## 第6章 労働基準法と厚生年金保険法—労働能

## 力基準の誕生

## 第7章 労働能力を評価する—障害認定基準の整備

## 第8章 国民年金と日常生活能力

## 終章

非常にボリュームのある内容であるが、終章においてそれまでのまとめが行われていることから、本書が明らかにしたことを掴むことは容易だろう。核となる部分を抜き出すのであれば次の通りである。恩給制度によって生み出された機能障害基準が、官業共済組合や工場法において一般労働者の保護のための基準として稼得能力基準が生み出されたものの、労使間の紛議の抑制のために機能障害基準と稼得能力基準が混在した工場法通達が併設された。これが公的年金制度の廃疾給付の基準として流入したが、実際の運用上では稼得能力は考慮されてなかった。戦後の労働基準法の障害補償の等級表は工場法施行令が継承され、厚生年金の障害給付と合わせ、労働能力基準の基づく認定基準の標準化と安定的な運用が可能となった。国民年金の創設時は唐突な日常生活能力基準の創設が行われた。所得再分配基準の整備は、障害者の稼得能力の補填とは隔絶された、効率的で標準的な障害認定方法の追求によって展開が促されたものである。用いられている労働能力や日常

生活能力は、稼得能力を反映しない概念として設定されている以上、労働能力基準や日常生活能力基準を用いた障害者年金制度では、実質的な障害者の所得保障を果たし得ない、との結論となっている。

## 本書の貢献

本書の学術的貢献はいくつも挙げられる。まず指摘すべきは、この研究は基準を巡る議論に焦点を当てる、という着眼点の面白さと秀逸さがあげられるだろう。障害年金も所得再分配の制度であるが、その分配メカニズムを検証したいのであれば、基準を巡る議論はあったと考えるのは必然であり、その変遷を論じることは、表層的には移り変わる制度の核心を見極めることにも繋がる。この観点によって、多くの制度と長期間にわたる歴史を結合させ、歴史を大きく貫く軸として機能している。歴史的分析の書として考えれば、障害年金、ないし関連制度、そのものの歴史的分析が極めて少ない。年金研究・所得再分配制度の研究として考えても、その中心は老齢年金であり、障害年金それ自体が減多に見当たらない。本書はこれら全ての領域において「空白地帯」となってきたものを埋めるものである。ただ、本書はそのような希少性だけに学術的価値があるのではない。丹念な資料収集とその記述を、広範囲の所得再分配制度に拡大し、それら制度間の相互関係を踏み込んだ分析であることが重要だろう。社会政策史、もしくは社会保障史として考えれば、確かに戦前の社会保障制度が複雑な相互関係を持っていることは、少し調べれば分かることではある。しかし、それを解きほぐす作業自体は極めて少なかった。先行研究としては古い碩学のものまで遡る。例えば近藤（1963）は部分的に障害のことを念頭に置いているが、そこには基準の変化という関心は弱い。また佐口（1977）においても、労働保険の始まりから共済組合、そして健康保険法への流れは示されるが、障害の話は労災的な観点以外では弱い。本書は、これらの先行研究が十分に描いてこ

なかった箇所について、これらと同様に広範囲の制度への関心を持ちながら描かれたものだといえる。業績圧力にさらされる現代の多くの研究者は忌避する作業でもある。障害者への所得保障制度は、これらの制度を「総にらみ」でなければ肉厚に論じることはできないことを明らかとした。そのことが最も経緯を払われて然るべきことだろう。

## 本書への疑問と課題

しかし、本書に対する疑問はいくつか存在する。まず、本書は分析概念として歴史的制度論の概念を援用することを説明し「経路依存性」の重要性を示し、「ここに経路依存性がある」という分析を行っている。しかしながら、経路依存性とは極端に言えば「そこに経路がある、繋がっている」という視点をもたらすものであり、経路依存性がある、というだけの説明では、その道筋が示されるに過ぎない。すなわち、なぜそこが繋がっているのか、という説明がより必要である。経路依存性はこの手の制度分析において重要な役割を果たすが、それは、往々にして分析者が時間軸の存在を忘れ、経路依存を忘れる、もしくは過小評価する傾向が多くあるからである。それを防ぐのが経路依存性の概念であるが、それは「経路」を示すだけでは分析枠組みというには足りないのである。経路依存性を示したのはピアソンだが、政策過程理論としてピアソンの理論を検証した古地（2012）によれば、ピアソン自身が制度の起源と変化を実証的に説明する必要があると示し、それは「単なる歴史的な描写に留まるものではなく、制度発生のメカニズムを時間の流れに沿って検証するものである」という（古地、2012：125）。この観点に立てば、本書の分析は「単なる歴史的な描写」が多く、メカニズムの検証が弱い、と指摘できよう。前後の順番を示すだけでは、メカニズムの検証にはならない。また、経路依存性におけるロックイン効果は、正のフィードバック（自己強化）によって生じるが、そのフィードバックの内容は分析対象によって様々に考えられる。この

点の分析もほぼ見られないため、全体として「何か関係があった」ということは分かっても、なぜそうなったか、ということがあまり分からない。

更により重要なのは、基準に着目するのは面白い観点である一方、制度そのものについての歴史的、制度的検討が弱いのではないかと、ということである。また基準という視点についても、その力点は分配対象者の設定方法にあり、基準がもたらすもう一つの側面である、給付水準の視点が弱いと感じる。特に本書の主題においては、障害者の所得保障において、軍人恩給をどう捉えるか、という点が重要になると評者は考える。軍人恩給は国家による「補償 (compensation)」の制度であることは、残された資料にはっきりと示されている。例えば「この法律 (引用者注：戦傷病者戦没者遺族等援護法のこと) は、軍人軍属等の公務上の傷病または死亡に関し、国家補償の精神に基づき、戦傷病者及び戦没者の遺族を援護することを目的として制定されたものです」(日本傷痍軍人会編、1982：2) という記述がある。また恩給局による「公式」の歴史記録では、恩給の本旨は「経済上の能力減損填補説」を理論的な通説として採用し、「恩給公務員がその職務に服したため失われたとみられる経済上の取得能力の填補として、使用者たる国が現職を退いた恩給公務員自身又はその遺族に給する金銭的給付である」としている(総理府恩給局編、1964：7-8)。要は「補償」であって「保障」ではない、ということはどう理解するのか、という点が論じられる必要があるのではないかと、今城 (2014) においては、軍人恩給の給付水準の変遷は、急激な物価上昇による実質恩給額の減少による生活困窮への対応としての給付水準の引き上げを行い、特に下士官や兵およびその遺族ほど大きい傾向を示している (1917 年から 1922 年にかけての軍人恩給法の改正)。そして他方で給付額増大による財政への圧迫が生じたことに対して、恩給権獲得のための服役最低要件を延ばして普通恩給の受給を減らすことが目的とした改正 (1933 年) が行われたことも示す。この服

役最低要件の延長は、「軍人が受け取る各種恩給の最低額は退職時の階級で決まったために、退職直前の軍人を昇進させてその受給額を上乗せする慣行が存在した」(今城、2014：103) ことを制限させるものだとしている。このことを踏まえれば、本書でも示されるように、軍人恩給は減少した稼働能力の補填を想定したとは考えにくく、極端にいえば「政策上の必要性」によって基準は動かされ、究極の目的はあくまで (退役) 軍人やその遺族の安定的コントロールにあると指摘すべきだろう。「補償」の意味はそこにあるのではないかと、それこそ経路依存性として補償の観点はロックインされ、戦後の傷害年金に至るまで、全体利益のための補償としての給付の特性を保持している、と考えた方が自然ではないかと、ならば、本書の終章で述べられる、「個としての障害者の保障ではなく、制度対象者を効率よく選定するための基準の整備」(291) というのはある種当たり前の結論であり、障害者の生活上の犠牲をいくばくか補填・補償する制度でしかないことを、いみじくも基準の性質が示していることになる。

なお、「制度対象者を効率よく選定する為の基準の整備」(291) が、あたかも工場法等通達以降の厚生年金等に限るような書き方になっているが、その点は軍人恩給も変わらない点に注意する必要がある。今城 (2014) が示すように、恩給制度そのものの改正は対象者の生活困窮の改善をにらみつつ、恩給財政と世間からの批判をかわす意図で改正してきたことが伺える。このような政策上の制約条件、ないしは現実との「妥協」についての視点が弱いことも、本書の課題といえよう。

障害を巡る所得再分配制度も、政策である以上は様々なアクターと社会情勢による「思惑」の中で揺れ動く。この制度は、広く捉えれば社会政策の一種と扱って問題ないと考えますが、であれば金子 (2010) のように、制度設計者の究極的な意図としては「社会秩序の維持、ないし醸成を目的とした政策」として考える必要があるだろう。特に戦前期は社会秩序の維持という観点が強くある

が、少なくとも障害を巡る所得保障制度は、戦後になってもあくまで「秩序維持」という側面から抜け出すことはなく、ましてや「生存権の保障」という機能も本質的には付与されていない、と考えざるを得ない。本書によって示された数々の素材は、そのことを明確に示すことが可能ではないか、と思えるのである。

#### 文献

今城徹（2014）「戦前期日本の軍人恩給制度」『大阪大学経済学』64(2), 87-104

金子良事（2010）「日本における「社会政策」概念について——社会政策研究と社会福祉研究との対話の試み——」『社会政策』2(2), 48-58  
古地順一郎（2012）「ピアソンの歴史的制度論」岩崎正洋編著『政策過程の理論分析』三和書籍  
近藤文二（1963）『社会保険』岩波書店  
佐口卓（1977）『日本社会保険制度史』勁草書房  
総理府恩給局編（1964）『恩給制度史』大蔵省印刷局  
日本傷痍軍人会編（1982）『戦傷病者援護の手引』日本傷痍軍人会

## リプライ

## 『障害と所得保障—基準の管理から分配の議論へ』

関西学院大学人間福祉学部准教授 風間 朋子

## 1. はじめに

最初に御礼申し上げるべきは、書評をお引き受け頂いた瀬野陸見氏である。ご多忙のなか、丁寧に拙著を読み込み、さらには、適確なご指摘まで頂けたことに心より感謝申し上げます。併せて、このような場をお与え頂いた『人間福祉学研究』編集委員の方々にも感謝の意を表す。刊行当初は、このような丁寧な扱いをしてもらえる本には思っていなかった。驚くばかりである。

## 2. 拙著執筆の動機と意図

瀬野氏の書評に大いに触発され、氏へのリプライの前に、拙著の執筆動機や意図などを少しばかり述べておきたくなった。

拙著は、障害を支給理由とする所得再分配の基準について、明治初期から国民年金創設までの期間、障害年金制度を中心に追跡したものである。これは、筆者が学生の頃から薄らとした問題意識を抱えながらも、ついぞ手を出すことをためらい続けた課題であった。かなりの困難が容易に予想されたからである。

たとえば、障害基礎年金の障害等級表と身体障害者福祉法施行規則の身体障害者障害程度等級表、障害年金「精神の障害」の障害等級と精神障害者保健福祉手帳の障害等級、国民年金・厚生年金保険障害認定基準の併合判定参考表と労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表についてである。これらの基準は、所得保障、福祉サービス、障害補償という、それぞれ異なる制度であるが故に当然として差異を有する。しかしながら、無視

することのできない共通点も有している。そこから想起されるのは、複数の制度が関連し合いながら一定範囲の制度群を形成している可能性であった。つまりは、この課題に取り組もうとするならば、複数の制度について、(起点が不明のため)場合によってはかなり長期的に追跡する必要があるということであった。

これについて、いい加減に本腰で取り組まなければならないと思われたのは、2015年に厚生労働省が公表した「障害基礎年金の障害認定の地域差に関する調査結果」によってであった(厚生労働省 a, website)。調査結果は、障害基礎年金の新規申請のうち不支給と決定された割合には明らかな地域差があり、しかも、それが精神の障害において顕著であることを明らかにしていた<sup>1)</sup>。それまでも、障害認定に関しては、様々な側面から批判が行われてきた(第1章)。そこでは、同制度が所得保障を必要とする障害者を適切に捕捉できていないこと、つまり、対象者の選定基準に問題があることが前提とされてきた。そして、その前提には、選定基準が障害者の生活保障を意図して設定されていないのではないかという疑いが含有されていたのだが、本当にそうであるのかは、十分に検証されてきたとは言えない状態であった。もう、いい加減に塩漬けした課題を水にさらす時に至っていた。

予想通り、地味で成果の出ない作業が長く続いた。だからこそ、同様の労を執らずに済むよう、近接領域に関心を持った研究者のためのレファレンス・ブックとして機能するよう意識しながら拙著は書かれたのである。

## 3. 論点の整理とリプライ

瀬野氏による書評の論点は、以下の4点に絞られよう。

## ①経路依存性を論ずる上でメカニズムの検証が弱い

記述に偏りすぎておりメカニズムの検証が弱い

とする氏の指摘については、反駁が難しい。そのようになった理由として、構造が複雑で制度改革が頻繁にある複数の制度を長期間追跡する必要があったため、状態説明にある程度の紙幅が必要であったこと、先行研究の不足により、そのような説明を先行研究に委ねることが難しかったこと、などがあげられる。しかしながら、射程を絞る等、ある程度の対応もできたはずである。これについては、今後の課題として受け止めた。

### ②制度そのものについての歴史的、制度的検討が弱い

基準は制度の一部なのであるから、その本体についての検討が必要であるとの指摘はもっともである。そのような広い視野を維持しつつ、基準に焦点化するという研究デザインが取られるべきであったろう。しかし、そのことよりも、基準自体の構造を浮き彫りにすることで、イシューの存在を明確化させることを優先させた。これについては、後続の研究により、検証が進むことを望むものである。

### ③給付水準の検討が弱い

氏が指摘するように、拙著では給付水準について補足的に論じるに留めている。しかし、そのことが、給付水準の検討が不要であることを意味しているわけではない。さらなる検討が必要な領域であると考え。

### ④軍人恩給の捉え方

終章では本書の限界として次のように述べた。「本書の分析は、長期的過程による制度展開を重視したため、その長期的過程のなかの一時点に焦点化するならば、その時点についての精査は不十分」(pp. 292-293)である。軍人恩給については、本論がはじまる第2章の冒頭8ページ程度で論じた。第2章の焦点は軍人恩給そのものではなく、軍人恩給の基準が文官と専門職公務員の恩給にも波及したことであった。これにより、恩給制度か

ら排除された国営鉄道の労働者等の一般公務員を対象として、稼得能力の程度を重視した基準が生じたことを述べ、その分岐こそが、現行の障害年金制度における基準の混乱の起点であることを論じた。そのため、軍人恩給は機能障害基準の始点としての扱いに留まっており、氏が指摘したような論点を十分に扱えていない。

また、氏は軍人恩給についての言及のなかで、障害者の所得保障制度が「様々なアクターと社会情勢による『思惑』によって揺れ動」いてきたことも指摘している。拙著は、これについて否定するものではない。拙著で扱ったのは、そのうちの一部のアクターと所得保障制度の一部を構成する「基準」についてである。いわば、四角錐の底辺が四角形であったことを主張するようなものであって、四角錐の全体像を把握するためには、今後、側面や上空の視点からの補足が必要であることは言うまでもない。拙著の成果は、これまで四角錐のようなものではないかと思われていた物体の底が、本当に四角形だったことを確認したことにある。

なお、氏は軍人恩給について、「補償」であって「保障」ではないと指摘しているが、拙著でも「補償」として論じているはずであるが強調が足りなかったかと思う。

## 4. 人権侵害の轍として

拙著を振り返ると、障害者を対象とした所得保障制度の基準が、障害者の人権に基づいて設定されたものではないということの強調が不足していたことへの反省が残る。拙著に執筆にあたって行った分析作業は、人権侵害の轍をなぞることと同義であった。拙著が企図したのは、皆が前提としているその「あたり前の結論」に至るまでのプロセスを丁寧に検証していくことであった。したがって、拙著の重点は結論ではなくプロセスに置かれた。そのあたり前は、必ず検証されなければならないものだったからである。

拙著の出版後、障害年金の基準について重大な

問題が露呈した。2024年度より、障害年金の不支給が急増したとする報道を受け、厚生労働省は2025年6月、「令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」を発表した（厚生労働省 b, website）。そこでは、2024年度の不支給の割合は、前年度の1.5倍であり、特に、精神・発達・知的障害では1.9倍になっていることが明らかにされた。人権侵害は、未だに続いている。

注

- 1) この結果を受け、2016年、精神の障害の障害等級の判定においては「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」が導入され、2017（平成29）年度からは、それまで自治体ごとに行っていた障害基礎年金の認定業務が障害年金センターで一元化されることになった。

参考文献

- 厚生労働省 a (<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000070967.html>) 2025/08/18.
- 厚生労働省 b ([https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage\\_00198.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00198.html)) 2025/08/18.

## 新刊紹介

八木亜紀子著

『テキストマイニングによるソーシャルワーク記録の考察  
—医療ソーシャルワーカーを対象にして』

A5判 / 120頁 / 定価 4,500円+税 / 中央法規, 2024年

竹森 美穂

関西学院大学人間福祉学部助教

ソーシャルワーク実践において記録は専門職としてのアカウントビリティを示すものであり、また実践評価の重要な資料である。医療現場では多職種間の情報を一元的に管理する電子カルテの普及や、カルテ開示請求への応答という側面からも、適切な記録の作成が求められている。しかし、現任の医療ソーシャルワーカー（MSW）が自身の記録について振り返る機会実はそう多くない。筆者自身、かつて認定社会福祉士（医療分野）の申請で、ケース記録に基づき実践を記述する書類を作成するのに、自身のソーシャルワーク実践を十分に記録に残せておらず、記述内容の不十分さを痛感した記憶がある。記録は基本的に所属機関の外には出ないため、他のMSWの記録から学ぶ機会も少なく、記録に関する課題がどこにあるのかを認識することも難しいといえる。

本書は2つの研究で構成されている。第1研究は「ソーシャルワーカー記録の量的分析」で、記録の現状把握と課題の抽出を目的としている。第2研究は、「関係者へのインタビューの質的分析」で当事者（患者）、現場のMSW、ソーシャルワーク教育関係者を対象としている。本書の目的は、この2つの調査を踏まえて、ソーシャルワーク記録の課題を明らかにし、その改善策を提示することである。また本書は、記録をソーシャルワーク

実践におけるエンパワメントの強化を形に示すのに活用できるのではないかと述べている。

第1章は、MSW実践における記録の質向上が求められる社会的背景、先行研究の整理、研究の動機と目的、意義、用語の定義が説明されている。これまで人の手で分析されてきたソーシャルワーク記録だが、テキストマイニングによる量的分析を施したところに本研究の新規性がうかがえる。

第2章はソーシャルワーク記録の量的分析方法を説明している。分析対象は、ソーシャルワーカーとしての高度な専門的判断が求められる困難事例の記録である。分析には、フリーソフトウェアのKH-Coderを使用している。分析方法は、まず第1段階として、ソーシャルワーク記録に類出する語を抽出し、患者群（75歳未満と75歳以上）、MSWの経験年数（経験3年以下のジュニアソーシャルワーカー：JSWと9年以上のシニアソーシャルワーカー：SSW）による特徴を把握する。第2段階では調査協力病院のアセスメントチェックシートをもとにコーディングルールを作成し、記録にどの程度反映されているのかを分析している。

続く第3章は量的分析の結果を示している。結果説明の中心は、MSWの経験年数（JSW/SSW）

と患者の年齢層（75歳未満/75歳以上）の変数を加えて抽出された特徴語の内容である。分析の結果、経験年数によって記録に用いられる用語に異なりがあること、一部のアセスメント項目の記載率が低いことが示された。

第4章では、関係者への質的分析の方法が述べられている。質的分析では、第1研究の結果をもとに、記録の課題とその改善等について尋ねている。調査協力者は、患者としてピアサポートの経験が深いエキスパートバイシエント、現場のMSW、ソーシャルワーク教育者の11名である。調査協力者に対し半構造化面接を実施し、その結果をKJ法で分析している。

第5章は質的分析の結果を説明するセクションである。分析結果からは、『記録に関する規範の標準化』という記録そのものへの課題や改善策に留まらず、『専門家養成に向けた教育の強化』や『実践環境の改善』、『当事者主体の実現』など、ソーシャルワーク実践・教育の核心に迫る結果が記述されている。

第6章では総合考察として、ソーシャルワーク記録の現状と課題が整理されている。第1研究と第2研究の結果から、必要な内容を漏らさず記録に残せるよう、専門職として標準化されたアセスメントを記載する必要性を述べている。しかしながら、養成校では実践的なアセスメントを十分に学べておらず、養成教育の強化と現場での継続教育やスーパービジョンの活用が望まれるとしている。また、退院調整に偏重するMSWの実践現場において、相談支援が退院援助と同等に評価される診療報酬体系の必要性も指摘している。相談支

援が充実することで、医療における当事者主体の実践を実現できるとするものである。

第7章では結語として、一つの医療機関のデータを対象としたことから、地域性を考慮した結果とはいえないこと、第2研究の調査協力者のうち当事者（患者）と教育関係者の数が少なかったことに触れている。データの偏りという限界はあるものの、従来行われていなかったテキストマイニングによるソーシャルワーク記録の分析は綿密に組み立てられており、ソーシャルワーク記録の実態把握に大きく貢献したといえる。

なお、本書には付録として「ソーシャルワーク記録の科学的評価方法」（付録1）と「ソーシャルワーク記録」（付録2）が掲載されている。付録1は第2章と第3章で扱われたソーシャルワーク記録のKH-Coderによる分析手順が詳細に説明されている。近年、テキストマイニングのツールとしてKH-Coderは注目を集めており、開発者の樋口耕一氏による公式ガイドブックも出版されているが、初学者には分析手続きの理解、習得が難しい。また雑誌掲載論文は文字数の制限上、分析手順が簡潔に説明されている例が多く、分析手続きを参考にすることが難しい。その点で、付録1はKH-Coderを用いようとする者にとって貴重な参考資料と言える。また付録2はソーシャルワーク記録の意義や役割を説明したうえで、特にSOAPによる記述の留意点がコンパクトにまとめられている。これは現任のMSWが参照しやすい構成で、新人教育にも有益といえるため、大いに活用されたい。

## 新刊紹介

陳勝著

『当事者が語る「貧困とはなにか」  
参加型貧困調査の可能性』

A5判/232頁/定価5,800円+税/北海道大学出版会, 2024年

白波瀬達也

関西学院大学人間福祉学部教授

## 本書の概要

本書は2023年4月に北海道大学大学院教育学院に提出した博士論文を加筆修正したものである。同大学院の教育学院は貧困研究の一大拠点となっており、優れた研究成果を多く出しているが、本書もそうした系譜に位置付く。

本書の目的は参加型貧困調査を通じて貧困当事者の側から貧困を理解することである。従来の貧困研究では貧困当事者が受動的な客体として調査されがちだったが、著者は日本では前例が少ない参加型貧困調査を実施している。このような調査方法を採用することで多様な貧困経験を持つ当事者たちが貧困をどのように理解しているのか、何に心配し困っているのか、それに対してどのように対応したのかを詳述している。

本書は序章と1章でイギリスを中心とする参加型貧困調査のレビューをおこなっている。参加型貧困調査は貧困当事者による貧困分析を提供し、より民主的な貧困議論の実現に寄与しようとする側面がある。Hartley Dean (1992)によると、従来の貧困研究は、実在の人間への配慮が少なく、貧困当事者を可哀想な「被害者」として描いてきた。その結果、以下の3つの問題を引き起こしたという。

- ① 保守的な貧困議論に対抗できず、貧困当事者の無力化をもたらす。
- ② 貧困当事者による貧困理解が明らかにされない。
- ③ 貧困研究者が意に反して貧困当事者の排除や他者化を遂行してしまう。

貧困研究の主体であるはずの貧困当事者が議論や調査から排除され、他者化されてしまっている。このような反省に基づきイギリスでは1990年代から参加型貧困調査がおこなわれるようになった。本書の第2章以降はこうした研究の系譜を踏まえつつ、著者が実施した参加型貧困調査の内容が紹介されている。調査期間は2021年1月から10月である。調査参加者は北海道を中心に貧困経験がある若者(18歳から30歳まで)である。調査参加者のカテゴリーは「日本人学生」「外国人留学生」「日本人社会人」「外国人労働者」の4つに大別され、それぞれ男女別で4人1組のグループインタビュー(計8グループ, 32人)が実施された。グループインタビューは8つのグループでそれぞれ3回実施された。1回目は貧困に対するイメージや理解が、2回目は生活上の心配や困りごとが共有された。3回目は調査結果を確認し、調査参加者同士で意見が交わされた。本書は参加型貧困調査によって明らかにしたことを

7点に分けて説明している。

- ① 貧困当事者は「貧困」に対してネガティブなイメージを持つ。貧困の恥ずかしさを避けるために、貧困を隠すようにしてきた。貧困には見えにくい性質がある。
- ② 「アンダークラス」と「社会的排除」は、日本では馴染みがない言葉であり、聞いたときのイメージがネガティブである。貧困研究の一部の議論は貧困当事者の現実、関心、意志とかけ離れている。
- ③ 貧困は「お金がない」だけではなく、制約的な意味、心理的・感情的・精神的な意味、関係的・階級的な意味なども有しており、多様でダイナミックである。
- ④ 調査参加者は相対的貧困に近い貧困観を持っており、一般の日本人が持つ絶対的貧困観とは異なっている。
- ⑤ 貧困当事者自身が提示した「心配・困りごと」の議論を通じて、かれらが相対的貧困観を有していることを把握できた。
- ⑥ 貧困当事者は多様なエイジェンシーを発揮できる能動的な主体である。こうした事実は貧困当事者の知的・道徳的な劣等性を強調する「保守的な他者化」だけでなく、可哀想な被害者と捉える「リベラルな他者化」にも異論を唱えうる。
- ⑦ 貧困当事者による貧困への対処から脱出までの一連の努力は常に社会構造によって制約されている。

これらは先行研究の知見と重なる部分もあるが、著者は貧困当事者が自らの考えと言葉でおこなった貧困分析である点に意義を見出している。

### 本書の意義

本書の意義は何よりも日本では未だ馴染みの薄い「参加型貧困調査」を真正面に据えた研究をおこなっていることである。丁寧な先行研究のレビューと緻密な実地調査によって参加型貧困調査

の重要性を説得的に論じることに成功している。

本書によると参加型貧困調査は「保守的な他者化」だけでなく「リベラルな他者化」も相対化しうる。この指摘は極めて重要だ。なぜなら社会福祉学や社会学の貧困研究においては、調査者が貧困を構造的な問題と捉えていたとしても、当事者を調査の客体と位置付けることで無自覚に他者化してしまうことがあるからだ。

本書は「貧困当事者は自分なりの貧困に対する知識や見解を持っており、貧困を議論し分析することができる」という立場をとっている。だからこそ、貧困当事者は貧困議論から排除されるべきではないと提起している。評者はこうした著者の視点に共感しつつも、参加型調査に参加できる貧困当事者は一部に限られると認識している。つまり、自らの貧困の経験を開示したり、自らの貧困観を議論できたりする当事者に参加が限られてしまう、ということである。別の言い方をすれば、参加型貧困調査は貧困を語りにくい、語り得ない人々の経験や貧困観を十全に拾い上げることができるのか、という疑問がある。

それでもやはり評者は本書が参加型貧困調査を通じて研究成果をまとめたことを高く評価したい。著者が指摘するように参加型貧困調査の価値は、従来の貧困研究の知見を補完するところにある。したがって、参加型貧困調査の可能性と限界の双方を認識することが今後の研究においてますます重要になってくるだろう。

いずれにせよ本書の刊行を契機に参加型貧困調査は重要な選択肢の一つになるだろう。また、貧困研究に限らず調査対象者を主体として位置付ける参加型調査が日本に定着するきっかけになるだろう。本書はブラックボックス化しやすい調査過程の記述も充実している。具体的には調査参加を円滑にするためのグルーピング、会場設定、時間設定、謝礼の工夫などが詳述されている。参加型調査を検討する研究者にとっては実践的ヒントが多く含まれる良書である。

文献

- Dean, H. (1992) *Poverty discourse and the disempowerment of the poor*, *Critical Social Policy*, 12(35), 79-88.

## ◆ 『人間福祉学研究』 編集内規 ◆

1. 「人間福祉学研究」(以下、本誌という)は原則として、当該年度中に電子版(PDF)を1回発行する。
2. 本誌の企画、編集、発行は人間福祉学部研究会「人間福祉学研究」編集委員会が行う。
3. 本誌に掲載される原稿の種類は以下に掲げるものとする。
  - ① 原著論文
  - ② 研究ノート
  - ③ 学部および人間福祉学部研究会の主催、共催の講演会の講演原稿
  - ④ 書評、内外の学術研究、学術集会の動向の紹介
  - ⑤ その他編集委員会が必要と認めた記事
4. 本誌への投稿資格は人間福祉に興味・関心がある者とする。
5. 原稿の執筆に際しては、以下に従うものとする。
  - ① 原著論文ならびに研究ノートについては、原則としてワープロ原稿で、図表・写真・注・引用文献を含めて20,000字以内とする。
  - ② 図表・写真は1点につき600字換算とする。ただし、1頁全体を使用する図表については1,600字換算とする。
  - ③ 投稿原稿の長さが①の規定を超過するものについては、1文字以上～2,000字未満は2,000円、2,000字以上は加えて1,000字ごとに1,000円の印刷追加料金を徴収する。ただし、32,000字を超える論文については字数に関わらず受け付けない。
  - ④ 図表、写真等はキャプション、説明を含め別紙に記載するとともに、本文中に挿入する箇所を本文欄外に指示すること。写真等の費用は執筆者の負担とする。
  - ⑤ 原稿の提出については、完全原稿を和文要旨とチェック済みの英文アブストラクトとともに提出するものとする。
6. 原著論文および研究ノートは、編集委員会の査読制により、指名された査読者の意見に基づいて採否を決定する。掲載を可とされた原稿について、掲載する巻・号および掲載順序の決定は、編集委員会が行う。なお、原稿は返却しない。
7. 本誌に発表する原稿は未発表のものに限り、他誌等への二重投稿は認めない。また、既発表の外国語原稿と本質的な部分において異なる日本語原稿は、既発表原稿とみなし受理しない。ただし、学会や研究の予稿集、科学研究費補助金の研究成果報告書に掲載されたもの、並びに未公刊の修士論文・博士論文の一部は、その旨を記載することを条件に投稿可能とする。
8. 外国語による原稿については編集委員会において審議のうえ、掲載するものとする。なお、分量については日本語原稿に準ずるもの(4,000ワード程度)とする。
9. 原稿校閲および謝礼について
  - ① 英文アブストラクトの原稿校閲については、執筆者本人により校閲を依頼し、事後「人間福祉学研究英文アブストラクト原稿校閲に関する報告書」(所定用紙による)を提出する。
  - ② 外国語で論文を掲載する場合の校閲(ネイティブ・チェック)については、依頼論文を除き、執筆者本人が費用負担するものとする。
  - ③ 編集委員会が依頼した外国語原稿を日本語に翻訳して掲載する場合には、その翻訳者に対し翻訳料を支払うものとする。その金額については研究会運営委員会で定めるものとする。
10. 本誌に掲載された論文等の著作権は学校法人関西学院に帰属する。論文等は、電子化並びに関西学院大学・同大学外のデータベースなどのサイト上での公開を行うものとする。また、執筆者がすでに外国語または日本語で発表した論文等を日本語または外国語に翻訳して掲載を希望する場合には、編集委員会において審議のうえ、掲載の是非を決定する。ただし、この場合、著作権処理に関する責任は全て執筆者が負うものとし、翻訳料は支払わない。
11. 本誌の執筆者に対して、人間福祉学部研究会会員の場合は、抜刷50部を無料で配付し、それ以上の抜刷を希望する時は、その実費を本人が負担するものとする。会員外の場合は、希望部数の抜刷を実費で配付する。

## ◆ 『人間福祉学研究』 投稿規程 ◆

### 【投稿資格】

1. 投稿者は人間福祉に関心のある者とする。

### 【投稿原稿の種類および使用言語】

2. 投稿原稿の種類は、原著論文、研究ノート、書評とする。（詳細は本誌編集内規（以後「編集内規」と表記）を参照のこと）
3. 投稿者は当該原稿がいずれの種類のものであるか明示するものとする。
4. 本誌に掲載する原稿は未発表のものに限る。詳細は編集内規を参照のこと。

### 【審査】

5. 投稿原稿は、編集委員会が指定する2名の査読者が査読のうえ、その意見に基づき編集委員会で採否を決定する。投稿者は投稿原稿の採否決定以前に当該原稿を他の場所で公刊してはならない。

### 【執筆要領】

6. 「原著論文、研究ノートおよび書評等の執筆要領」を参照のこと。

### 【投稿料】

7. 投稿料は5,000円とする。ただし、関西学院大学人間福祉学部研究会会員及び購読費納入者は不要とする。
8. 投稿原稿の長さが内規の規定を超過するものについては、1文字以上～2,000字未満は2,000円、2,000字以上は加えて1,000字ごとに1,000円の印刷追加料金を徴収する。ただし、32,000字を超える論文については字数に関わらず受け付けない。
9. 投稿料の支払いは、編集委員会より送付する振込依頼書により行う（投稿申込書を受領後に事務局より送付する）。投稿者は、振込依頼書を受領後、所定の期日までに投稿料を振り込むものとする。

### 【投稿申込】

10. 所定の期日までに、『人間福祉学研究』投稿申込書（所定用紙）を提出するものとする。  
提出物：『人間福祉学研究』投稿申込書（所定様式） 1部  
提出期日：毎年1月末日  
提出先：『人間福祉学研究』編集委員会

### 【提出原稿・書類等】

11. 投稿申込期日後、『人間福祉学研究』編集委員会からの連絡を受け、以下の提出物を所定の期日までに提出するものとする。  
提出物：  
審査用原稿 1部  
コピー 2部  
要旨（和文・英文とも） 2部  
電子媒体（CD-ROM） 1部  
「人間福祉学研究英文アブストラクト原稿校閲に関する報告書」（所定様式） 1部  
提出期日：毎年2月末日  
提出先：『人間福祉学研究』編集委員会

## ◆ 原著論文，研究ノートおよび書評等の執筆要領 ◆

### 1. ソフトウェア環境

#### (1) 文章

文章はMS-WordのWord文書形式（推奨）およびテキスト形式で作成してください。特定のワードプロセッサに依存するフォーマットで保存されている場合は受けつけることができません。文章中には、図表の貼りつけはしないでください。

本文では原則として、数字は全て半角を用いてください。

#### (2) 図表・写真

図表・写真は、本文とは別に作成してください。本文では図表・写真の挿入位置のみ示してください。

グラフなどの図表はできるだけMS-Excelで作成してください。その際、使用するシートがわかるようにシート名をつけてください。それぞれのタイトルは、表の場合は上に、図の場合は下に記載してください。

説明図等については、MS-Excelもしくは、専用のグラフィックソフト（Adobe Photoshop, Illustrator など）で作成してください。

### 2. タイトル・要約・キーワード

以下のものを日本語と英語の両方で表記してください。ただし、英語論文の場合は、要約とキーワードは英語のみで足りります。

- (1) 表題・副題 (title ; sub-title)
- (2) 著者名 (author)
- (3) 所属機関名 (office)
- (4) 要約 (abstract) (日本語で400字まで、英語で300 words程度まで)
- (5) キーワード (key words) (5語程度)

### 3. 表記法・体裁

#### (1) 言語・文字

言語は、日本語または英語とします。ただし、単語であれば、ドイツ語、フランス語などの使用は可能です。

横書き、新仮名遣い、新字体使用を原則とします。機種依存文字は避けてください。句読点は、カンマ（,）ピリオド（.）を使用してください。引用文にはカギ括弧（「 」, 『 』）を使用して、他の部分と区別してください。

#### (2) 数字

数字は、原則として半角のアラビア数字を使用してください。年は原則として西暦で表記してください。

### (3) 章立て

章立ては、下記の要領をお願いします。

(例) 1. インパクト・アナリシス

1.1. 方法

1.1.1. ステップA 非営利セクター全体の特質についての調査

1.1.2. ステップB サブフィールドでの特質についての調査

1.2. 仮説

1.2.1. 公共サービスを提供する機能

1.2.2. アドボカシー機能

## 4. 注

本文中での注は、MS-Wordの「脚注」機能を使用してください。ナンバリングは、「自動脚注番号」(1, 2, 3…)を使用してください。MS-Word以外のワープロソフトをお使いの場合、あるいはテキスト形式の場合には、単純に、本文のあとに番号順に並べてください。注の数は最小限にとどめてください。単に引用文献を示すだけであれば、注を用いず、6.の例にしたがって、本文中の( )内に示してください。

## 5. 参考文献

論文の末尾に、参考文献リストを添えてください。参考文献としてあげることができるのは、本文中に引用した文献に限ります。これを筆頭筆者の姓に基づき、日本語文献と外国語文献を区別せず、アルファベット順にソートしてください。

### 【日本語雑誌】

著者名(発行年)「タイトル」『雑誌名』巻(号)、ページ

(例) 田中弥生(1999)「市民社会による自己決定メカニズム」『公益法人』28(12)、2-12.

同じ著者の文献が複数ある場合：発行年のあとに、アルファベットをつけ、区別する。

(例) 田中敬文(2000a)「NPO発展の鍵を握る実務と研究教育との連携」…

田中敬文(2000b)「NPOの国際的多様性と日本のNPO」…

共著の場合：著者名を「・」でつなぐ。

(例) 本間正明・出口正之(1990)「見識ある自己利益の原理に立て」『中央公論』1990年6月号、414-425.

### 【日本語単行本】

著者名(発行年)『書名』出版社。

(例) NPO研究フォーラム(1999)『NPOが拓く新世紀』清文社。

### 【外国語雑誌】

著者名(出版年)タイトル[最初とコロンの直後の単語を大文字で始める]。記載[イタリックで、各単語を大文字で始める]、巻(号)、ページ。

(例) Alhian, Armen and Demsetz, Harold (1972) Production, information costs and economic organization. *American Economic Review*, 62(5), 777-795.

(例) Mosley, Paul ; Hudson, John & Horrel, Sara (1987) Aid, the public sector and the market in less development countries. *Economic Journal*, 97(4), 616-641.

**【外国語単行本】**

著者名（出版年）書名 [イタリックで、各単語を大文字で始める]。出版社。

(例) Hansmann, Henry (1996) *The Ownership of Enterprise*. Harvard University Press.

**【外国語単行本の日本語版】**

著者名（出版年）、書名 [イタリックで、各単語を大文字で始める]。出版社（訳者姓名（出版年）『書名』出版社）。

(例) Coase, Ronald H. (1988) *The Firm, the Market, and the Law*. University of Chicago Press (宮沢健一・後藤 晃・柴垣萌文訳 (1992) 『企業・市場・法』東洋経済新聞社)。

(例) James, Estell ; Rose-American, Susan (1986) *The Nonprofit Enterprise in Market Economies*. Harwood Academic Publishers (田中敬文訳 (1993) 『非営利団体の経済分析－学校、病院、美術館、フィランソロピー』多賀出版)。

**【ホームページ】**

サイト名（ホームページアドレス）アクセスした日付。

(例) 大阪大学大学院国際公共政策研究科 (<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/>) 2001/12/31.

**【外国語文献の著者名の表記ルール】**

外国語文献における著者の First name は、イニシャルではなく、フルネーム表記でお願いいたします。ただし、原典がイニシャル化してあり、フルネームがわからない場合などは例外的にイニシャルの使用を認めます。Middle name はイニシャル化してください。(例: Salamon, Lester M.)

著者が複数の場合は、すべての著者を連記してください。その場合、Last name, First name ; Last name, First name and Last name, First name のように表記してください。

(例) Cnaan, Ram A. ; Hndy, Femida and Wadsworth, Margaret (1996)

ただし、本文中で引用する際、著者が2人の場合は姓を連記し、3人以上の場合は2人目からは姓を et al. で代用してください。

(例) Cnaan, et al. (1996)によれば…

**6. 文中での引用文献の明示方法**

・著者の姓（出版年：ページ）、ただしページ番号については省略可とします。

(例1) 出口 (1999 : 28-29) によれば…

(例2) いくつかの位置づけが考えられる (Hopkins, 1991 : 31)

訳書のある原書から引用する場合、本文での言及は、原書の著者および年とその引用ページを記載してください。なお、ページ番号については省略可とします。

また、姓のみを用い、フルネームにしないでください。

(×本間正明 (1999) によれば…)

・ホームページサイト名 (website)

(例) 大阪大学大学院国際公共政策研究科 (website) によれば…

**7. 図表**

図表の点数は特に指定しませんが、文中で言及するものみにしてください。また、文中に図表の挿入位置を指示してください。

図表番号・タイトル・出所は忘れずに記入してください。図表、写真などを他の文献よりそのまま

引用する場合は、著者自身が事前に著作権者より許可を得て、必ず出典を明示してください。著者自身が作図した場合は、その旨明記してください。図表番号は、図、表、写真それぞれ別に1から付番してください。

(日本語例) 図1, 図2, 図3, …

表1, 表2, 表3, …

写真1, 写真2, 写真3, …

(英語例) Figure 1, Figure 2, Figure 3, …

Table 1, Table 2, Table 3, …

Photo 1, Photo 2, Photo 3, …

## 『人間福祉学研究』 投稿原稿募集のお知らせ

本誌は、2008年に創刊した査読制の研究雑誌です。研究者等に対し学術論文等の発表の機会を供するために、投稿原稿を広く募集しています。投稿希望者は投稿規程および編集内規等を確認のうえ、ふるって投稿してください。

### 【STEP1】 投稿申込

- 申込方法：Formsにてお申込みください。  
投稿申込フォーム <https://forms.office.com/r/KXEVaeRiHn>
- 申込期限：毎年1月末日

### 【STEP2】 原稿等の提出

投稿申込期日（毎年1月末日）後、『人間福祉学研究』編集委員会から投稿申込者に投稿受付の可否について連絡いたします。編集委員会からの連絡を受けたら、以下①～③の提出物を所定の期日までにメール添付で提出してください。

- 提出物：①投稿原稿【WordおよびPDF】  
②要旨（和文・英文とも）【WordおよびPDF】  
③「人間福祉学研究英文アブストラクト原稿校閲に関する報告書」（所定様式）  
【PDF】

※提出データには必ずパスワードを設定してください。

※パスワードは別途メールにてお知らせください。（原稿提出とパスワードのメールは必ずわけて送信してください）

※原稿提出時のメールは必ずご自身で保存してください。

- 提出期限：毎年2月末日
- 提出先：kwansei-up@kgup.jp（関西学院大学出版会）

年 月 日

「人間福祉学研究」編集委員会 御中

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

『人間福祉学研究』英文アブストラクト原稿校閲に関する報告書

下記のとおり原稿校閲をいたしましたので報告いたします。

記

タイトル：

執筆者：

以上

【注意事項】

1. ネイティブ・チェックができるのは、英語を第一言語とする人です。また、可能な限り、社会科学、人文科学、言語学などのバックグラウンドを持っておられる人に依頼してください。
2. 専門業者に依頼した場合、その業者が発行する証明書を提出することによって本紙の提出に代えることは可能です。

A4判に拡大コピーしてご利用ください。または、関西学院大学人間福祉学部ホームページから様式をダウンロードしてください。

## 編集 後記

本号では、「社会的包摂とスポーツ」をテーマとした特集を編んだ。スポーツが寛容や尊厳を促し、誰一人取り残さない社会の実現に寄与するという国際的な認識は広がりつつある。しかし、その理念を具体的な実践へと橋渡しするためには、現場に即した知見の蓄積と批判的検討が欠かせない。本特集は、精神障害者支援の実践、地域スポーツとファンの動向、学校部活動改革、スポーツを通じた包摂的社会構築に向けた理論的考察、高齢者福祉など、多様な領域における論考を通じて、「スポーツのちから」を社会的包摂の視座から再考する試みである。

本号には、特集論文5本に加え、風間朋子・関西学院大学人間福祉学部准教授の著書で第26回 SOMPO 福祉財団賞を受賞された『障害と所得保障－基準の管理から分配の議論へ』に対する書評、そして新刊紹介を掲載している。

寄稿者の皆様には、お忙しい中、貴重な研究成果を本誌に寄せていただいたことに心より感謝申し上げます。また、編集作業にご協力いただいた関係者の皆様にも深く御礼申し上げます。

スポーツを通じた社会的包摂は、国際潮流としてのSDGsにとどまらず、私たちの身近な生活世界の課題とも密接に結びついている。本号が、地域社会のあり方、人間福祉学の役割、そしてスポーツの可能性をあらためて考える契機となれば幸いである。

(池埜 聡)

### ●編集委員長

大和 三重 関西学院大学名誉教授

### ●編集委員

赤松 喜久 大阪教育大学名誉教授

石川久仁子 大阪人間科学大学人間科学部教授

小西加保留 元関西学院大学人間福祉学部教授

池埜 聡 関西学院大学人間福祉学部教授

藤井 博志 関西学院大学人間福祉学部教授

白波瀬達也 関西学院大学人間福祉学部教授

河鱈 一彦 関西学院大学人間福祉学部教授

## 人間福祉学研究

Japanese Journal of Human Welfare Studies

第18巻 第1号 / 2025年12月31日発行

発行 関西学院大学人間福祉学部研究会

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155

TEL: 0798-54-6844 FAX: 0798-54-6845

japanese journal of  
**HUMAN WELFARE STUDIES**  
人間福祉学研究